

寢屋川市 産業振興条例立案検討 報告書

平成 25 年 3 月

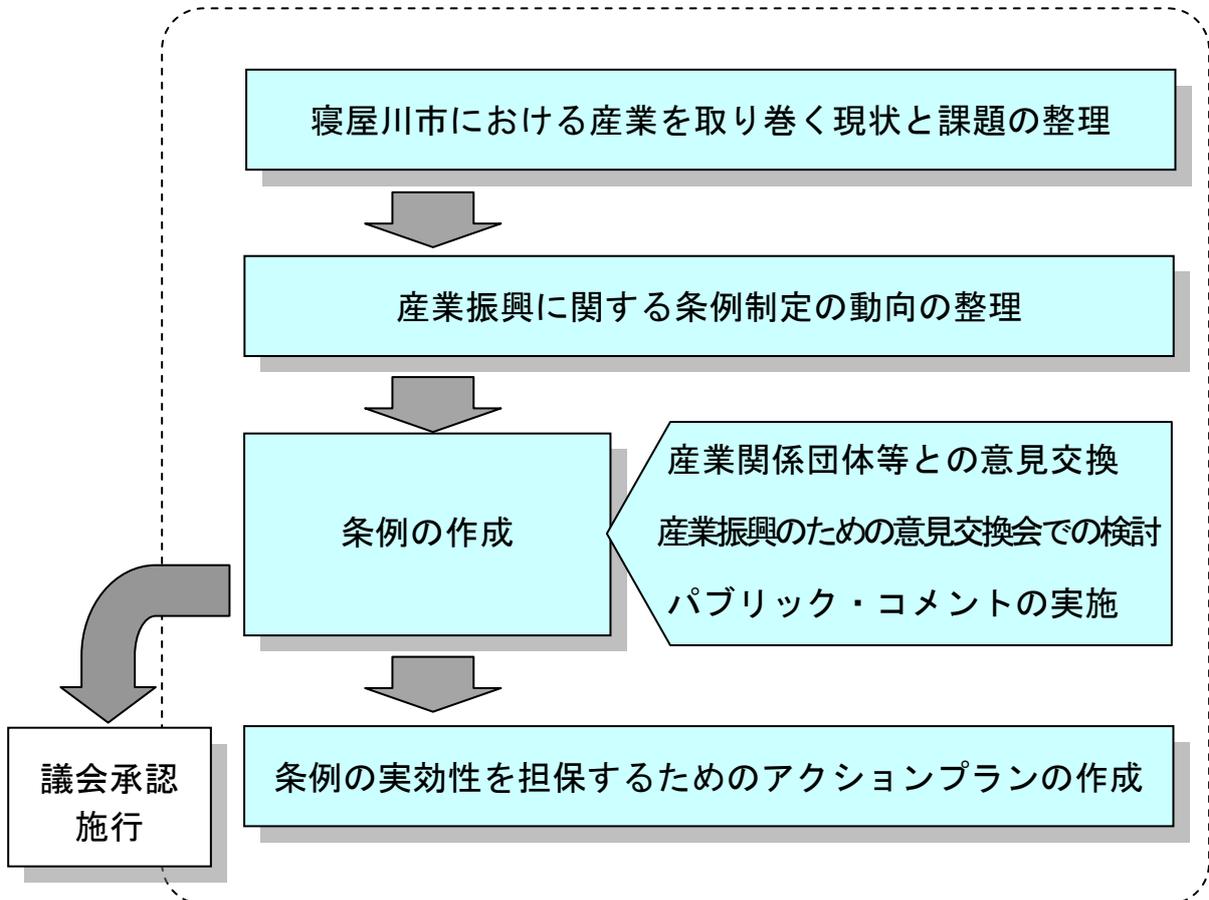


目 次

1. 産業振興条例制定に向けた取り組みの概要	1
2. 寝屋川市産業を取り巻く現状と課題の整理	2
1) 人口や高齢化の状況.....	2
2) 各産業分野の状況.....	3
3) 各産業分野のビジョンの総括.....	7
4) 各産業分野の現状と成果・課題.....	16
3. 産業振興に関する条例制定の動向の整理	17
1) 全国的な産業振興に関する条例制定の動向.....	17
2) 本市における動向（市長による条例策定の表明）.....	19
4. 意見交換会および産業経済団体等ヒアリングでの主な意見内容	20
1) 意見交換会での主な意見内容.....	20
2) 産業経済団体等の主な意見内容.....	26
5. 寝屋川市産業振興条例	33
1) 概要.....	33
2) 条文.....	34
6. 産業振興に関するアクションプラン（平成 25～27 年度）	38
1) アクションプランの概要と基本的な考え方.....	38
2) アクションプランの実行期間.....	38
3) アクションプランの推進体制.....	38
4) 「活性化に向けた取り組み」の推進イメージ.....	39
5) 主な産業振興施策一覧（予定）.....	40
6) 平成 25 年度における主な産業振興施策の概要.....	41
資料編	45
1) 寝屋川市産業振興のための意見交換会設置要綱.....	45
2) 寝屋川市産業振興のための意見交換会会員名簿.....	46
3) 寝屋川市産業振興のための意見交換会議事録.....	47
4) 庁内関係各課照会結果一覧.....	113

1. 産業振興条例制定に向けた取り組みの概要

寝屋川市産業振興条例の制定に向けた取り組みの流れを以下に整理する。



次章からは、上記の流れに沿って、寝屋川市産業振興条例の制定に向けた取り組みの内容等について整理していく。

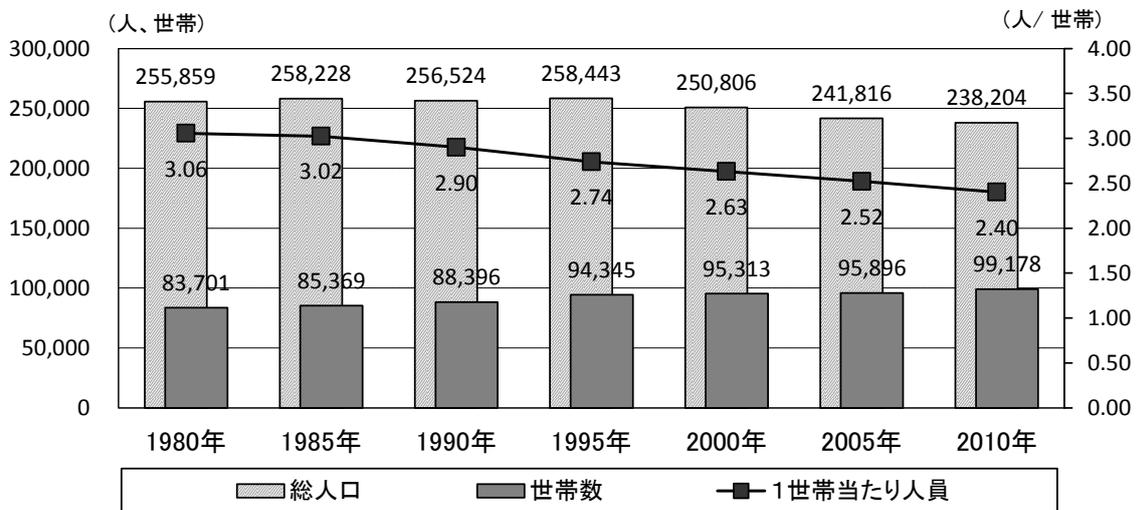
2. 寝屋川市産業を取り巻く現状と課題の整理

1) 人口や高齢化の状況

(1) 人口と世帯数の推移

- 総人口は1995年以降減少傾向となっている。
- 世帯数は増加傾向が続いており、総人口の減少と相まって1世帯当たり人員は減少しており、核家族化が進行している。

【総人口、世帯数、1世帯あたり人員の推移】

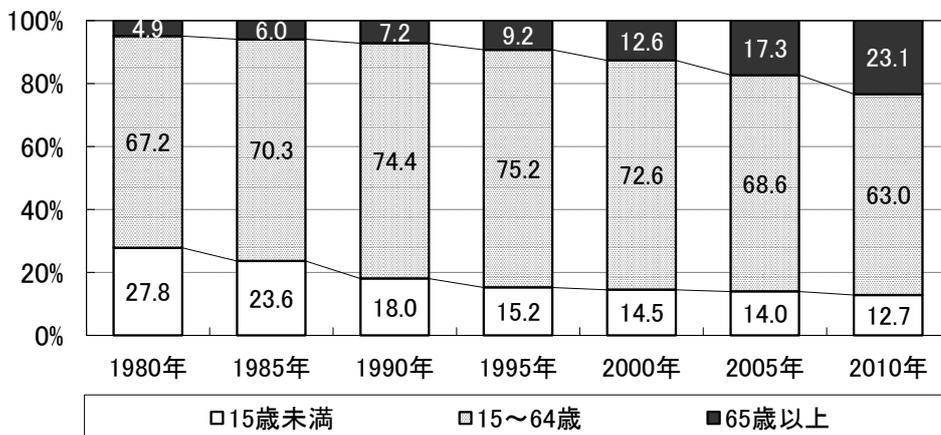


資料：国勢調査（各年10月）

(2) 高齢化の状況

- 高齢化率(65歳以上人口の総人口に占める割合)は1980年に4.9%が2000年には12.6%、2010年には23.1%となっており、高齢化が急激に進行していることがわかる。

【人口構成比の推移】



資料：国勢調査（各年10月）

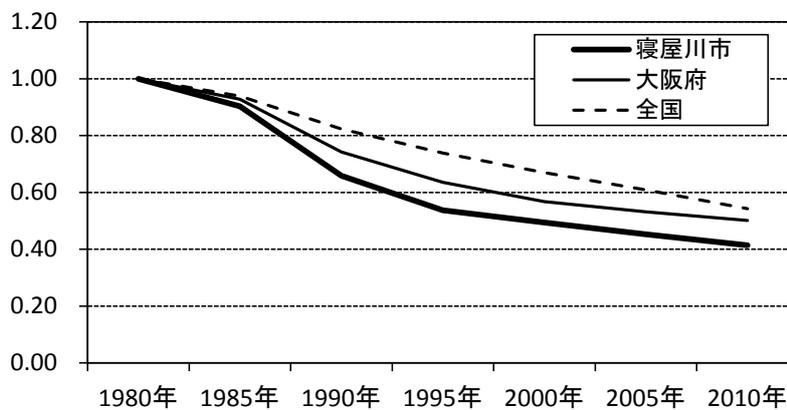
2) 各産業分野の状況

(1) 農業分野

総農家数の推移

- 寝屋川市と大阪府、全国の1980年以降の総農家数の推移を比較すると、本市の農家数が大阪府や全国より著しく減少していることがわかる。
- 総農家数は、1980年に1,224戸が、2010年には507戸と5割以上減少している。
- 2010年の総農家数507戸のうち、販売農家は171戸と総農家数に占める割合は33.7%となっている。(販売農家の割合の推移：2000年38.8%⇒2005年35.0%⇒2010年33.7%)

【総農家数の推移（1980年を基準（1.00）とした場合）】



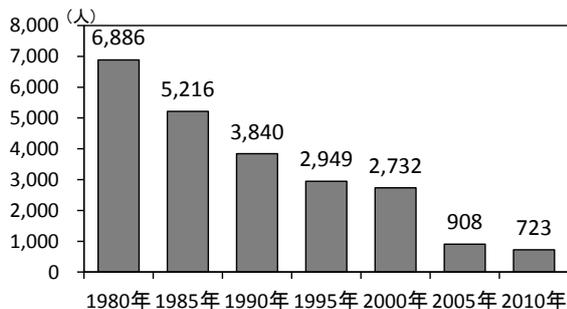
(戸数)	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年
寝屋川市	1,224	1,105	806	657	605	554	507
大阪府	52,551	48,778	38,982	33,376	29,801	27,932	26,360
全国	4,661,384	4,376,013	3,834,732	3,443,550	3,120,215	2,837,963	2,527,948

資料：農林業センサス

農家人口の推移

- 農家人口の減少傾向は著しく、2000年から2005年にかけては2,732人から908人と三分の一まで減少しており、2010年には723人となっている。

【農家人口の推移】

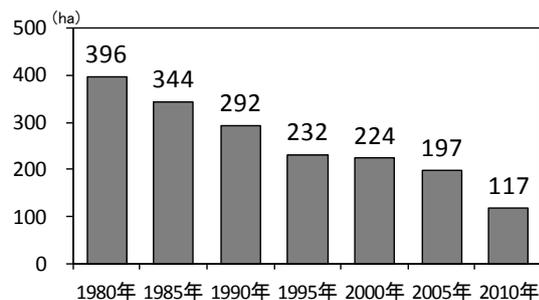


資料：農林業センサス、寝屋川市統計書

経営耕地面積の推移

- 市内の経営耕地面積は、1980年から1995年にかけて大きく減少し、その後横ばいで推移するものの、2000年以降は減少傾向にあり、2010年で117haとなっている。

【経営耕地面積の推移】



資料：農林業センサス

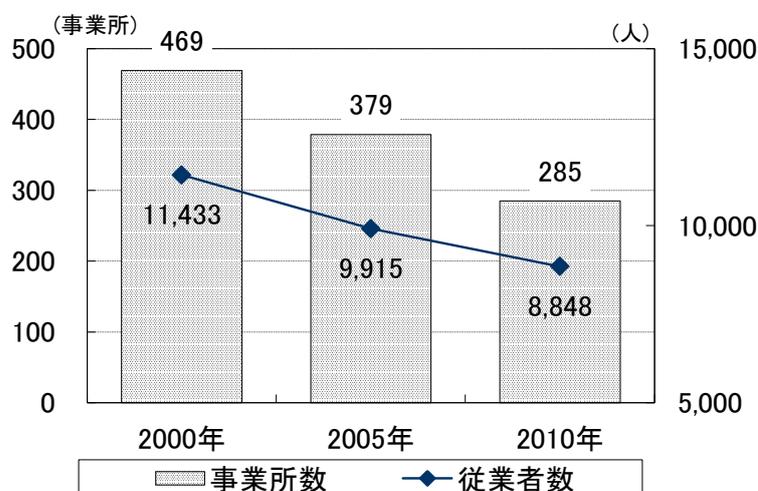
(2) 工業分野

事業所および従業者の状況

●事業所数および従業者数を見ると、2010年で事業所数は285事業所(2000年から39%減)、従業者数は8,848人(2000年から23%減)となっている。

●業種別で見ると、事業所数では金属製品製造業や生産用機械器具製造業、プラスチック製品製造業が多く、従業者数では輸送用機械器具製造業、食料品製造業、金属製品製造業が多くなっている。

【事業所数・従業者数の推移(従業者4人以上の事業所のみ)】



資料：工業統計調査

【産業中分類別の事業所・従業者数(従業者4人以上の事業所のみ) 2010年】

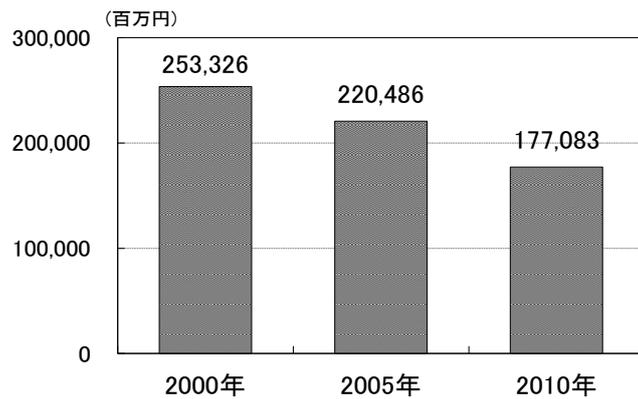
	事業所数		従業者数	
	事業所	構成比(%)	人	構成比(%)
食料品製造業	11	3.9	1259	14.2
繊維工業	18	6.3	173	2.0
家具・装備品製造業	6	2.1	414	4.7
パルプ・紙・紙加工品製造業	7	2.5	95	1.1
印刷・同関連業	21	7.4	451	5.1
化学工業	10	3.5	415	4.7
石油製品・石炭製品製造業	3	1.1	45	0.5
プラスチック製品製造業(別掲を除く)	29	10.2	878	9.9
ゴム製品製造業	4	1.4	82	0.9
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	0.4	5	0.1
窯業・土石製品製造業	3	1.1	40	0.5
鉄鋼業	1	0.4	12	0.1
非鉄金属製造業	4	1.4	181	2.0
金属製品製造業	43	15.1	895	10.1
はん用機械器具製造業	20	7.0	561	6.3
生産用機械器具製造業	34	11.9	367	4.1
業務用機械器具製造業	10	3.5	245	2.8
電子部品・デバイス・電子回路製造業	14	4.9	405	4.6
電気機械器具製造業	23	8.1	334	3.8
情報通信機械器具製造業	1	0.4	18	0.2
輸送用機械器具製造業	9	3.2	1646	18.6
その他の製造業	13	4.6	327	3.7
合計	285	100.0	8848	100.0

資料：工業統計調査(2010年)

製造品出荷額等の状況

- 製造品出荷額等の推移を見ると、2010年で1,770億8,300万円となっており、2000年から30%減となっている。
- 業種別で見ると、輸送用機械器具製造業が最も多く、食料品製造業やプラスチック製品製造業がつづく。

【製造品出荷額等の推移（従業者4人以上の事業所のみ）】



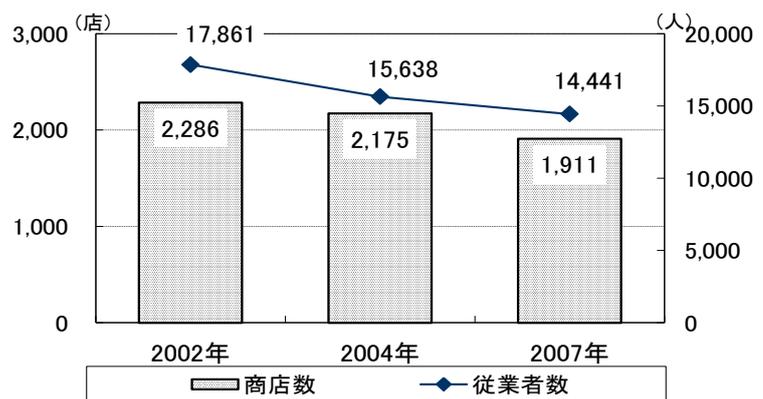
資料：工業統計調査

(3) 商業分野

商店および従業者の状況

- 商店数および従業者数の推移を見ると、2007年で商店数は1,911店(2002年から16%減)、従業者数は14,441人(2002年から19%減)となっている。
- 卸売業では、2007年で商店数が270店(2002年から30%減)、従業者数は2,545人(2002年から37%減)となっている。また、小売業

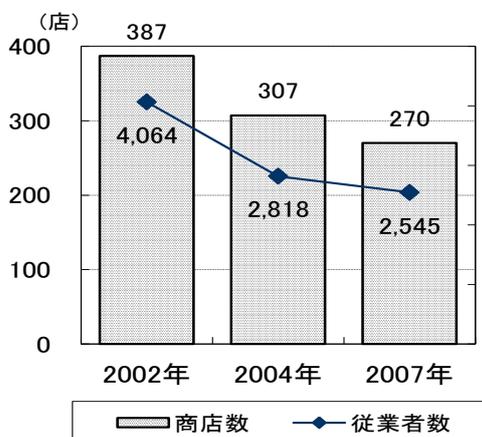
【商店数・従業者数の推移】



資料：商業統計調査

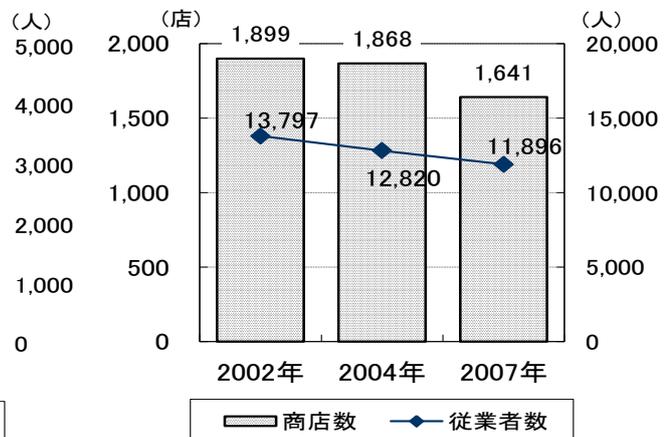
では、2007年で商店数が1,641店(2002年から14%減)、従業者数は11,896人(2002年から14%減)となっており、卸売業で商店数や従業者数の減少が顕著となっている。

【卸売業の商店数・従業者数の推移】



資料：商業統計調査

【小売業の商店数・従業者数の推移】

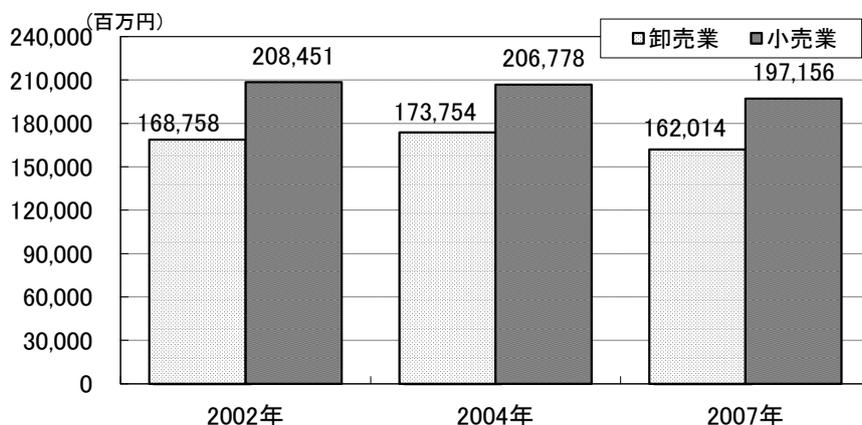


資料：商業統計調査

年間販売額等の推移

- 年間販売額の推移を見ると、卸売業は横ばい状態、小売業は減少傾向にあり、2007年には、卸売業で1,620億1,400万円、小売業で1,971億5,600万円となっている。

【年間販売額の推移】

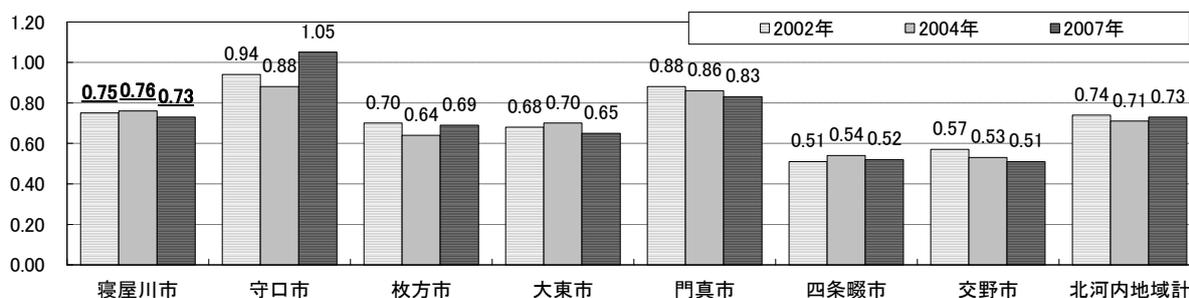


資料：商業統計調査

商業の購買吸引力（小売中心性指数）の動向

- 2007年の大阪府における寝屋川市の小売中心性指数は0.73で、2002年の0.75より0.02ポイント減少しており、依然として大阪府平均1.00より低い状態にある。
- 周辺市の中では、寝屋川市は守口市や門真市に次いで小売中心性指数が高くなっている。小売中心性指数が1.00を超えているのは、北河内地域で唯一守口市のみで、市外から消費流入があることを示している。

【小売中心性指数の推移】



資料：商業統計調査等より算出

小売中心性指数：地域が買い物客を引き付ける力を表す指標。1.00以上の場合は外部から買い物客を引き付け、1.00未満の場合は外部に流出しているとされる。

3) 各産業分野のビジョンの総括

ビジョン	主な内容
農業振興ビジョン (平成 14 年 3 月～ 平成 24 年 3 月)	基本テーマ『農ある都市』の形成 基本目標 1 農あるまちづくり 基本目標 2 魅力ある都市農業の育成 基本目標 3 市民と農の交流
工業活性化ビジョン (平成 15 年 3 月～ 平成 25 年 3 月)	工業活性化の基本戦略 「多様なモノづくり再生による元気都市へ」 工業活性化に向けた基本戦略 ①付加価値が高い製品開発による競争力強化の支援 ②市域労働力の活用と雇用の創出 ③職住近接型の良好な生活環境の整備 具体化方策 短期的方策（2年以内の実施） 長期的方策（3年以降の実施）
商業活性化ビジョン (平成 12 年 3 月～ 平成 26 年 3 月)	「『元気都市・寝屋川』を支える商業の活性化をめざして」 具体的な事業内容（アクションプラン） 1. 消費者・生活者志向を徹底した事業展開 2. 「寝屋川あきんどネット」の構築 3. 寝屋川市商業復活への道 4. 多様な支援制度の運用と規制・指導の見直し

(1) 「農業振興ビジョン」の成果と課題

基本テーマ：『農ある都市』の形成

基本目標 1 農あるまちづくり

1. 農地の都市緑地としての充実

…防災農地としての活用、多面的機能の維持・増進、市民に親しみをもってもらえる農地づくり

成果	<p>◎災害時に市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的とした防災協力農地登録制度を推進（当初目標の64%を達成）⇒市民の都市農地の必要性に対する理解醸成を促進</p> <p>◎農地景観形成推進事業（レンゲ開放農地）開始から約10年が経過し、市民の問い合わせや開放農地も増加（農地開放率：H14年度20%→H23年度63%）⇒景観に配慮した「農あるまちづくり」を展開</p>
課題	<p>●防災登録農地については、地域防災計画における位置づけや対象農家のメリット等を明確にするとともに、さらなる周知を図りつつ継続的な事業展開が必要</p> <p>●市民の農地保全や都市農業に対する理解醸成を促進する取り組みとして、農地景観形成推進事業（レンゲ開放農地）の最大限の活用が必須</p>

2. 農地の計画的保全

…市街化区域内農地の保全、市街化調整区域の農地の保全

成果	<p>◎営農意欲のある市街化区域内農地について、生産緑地の追加指定による税の軽減を図り、営農継続を支援</p>
課題	<p>●農家の高齢化や営農継続者の減少を踏まえた後継者対策が喫緊の課題となっており、農地の維持管理（委託を含む）の受け皿が必要</p> <p>●市街化調整区域においては、第二京阪国道の用地等への転用や大規模小売店舗の立地などにより農地としての保全が困難</p> <p>●「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成による農地集積など、市の基本構想（総合計画、農業経営基盤強化促進基本構想）に沿った取り組みが必要</p>

基本目標 2 魅力ある都市農業の推進

1. 都市と共生する農業の推進

…環境保全型農業の推進、生産環境の改善

成果	◎農地へのゴミ投棄の解消等に向けた看板の設置や農地景観形成事業（レンゲ開放農地）によりゴミ投棄への苦情は着実に減少に向かいつつある
課題	●環境保全型農業の推進の方向性は賛同を得られているものの、具体的な取り組みを進めるためには農業者の協力と市の積極的な支援が必要 ●利用者等のモラルの向上や野菜の盗難防止への対策など具体的な事業展開による継続的な取り組みが必要

2. 生産性の向上

…農業経営の高度化推進、農作業受託体制の充実・機械共同利用の検討、生産基盤の整備

成果	◎面的な整備が必要な地区では、要望の内容に応じて施設整備や農道等の改修工事を支援（大阪府単独農空間保全地域整備事業も活用）
課題	●小規模農家に対する農業経営の高度化については、ニーズなどを踏まえて方針の再検討が必要 ●農作業受託体制が整備されておらず、高齢化等による耕作放棄地対策の一環として、農協等を含めた営農支援に向けた農作業受託団体の整備が必要 ●農業施設等については、市の基本構想に沿った整備が必要

3. 担い手の育成

…後継者の育成、女性の経営参画支援をはじめ、女性が様々な活動に参加しやすい条件づくり、農業関連団体の充実

成果	◎農業研究クラブや生活改善クラブなど各種農業関連団体は農業振興の担い手として、意欲的な活動が評価されている
課題	●後継者育成に関する取り組みの目的を明確にするとともに、農業大学校等による技術指導など他機関との連携による取り組みの棲み分け、大阪府新農林水産振興ビジョン（H24.3）の新規就農対策などの関連施策・制度の活用が必要 ●市の農政分野に対する方向性を整理し、各種農業関連団体の取り組みの見直し・拡充が必要

4. 市民に身近な農産物販売体制の充実

…農産物直販体制等の充実、農産物販路・販売方法の拡充

成果	<p>◎安心・安全な農産物へのニーズが高い中、地元農産直売奨励事業やエコ農産物認証制度などを通じて、朝市に取り組む生産者の意欲の向上とともに、農産物の品質向上に取り組む生産者も着実に増加</p> <p>◎小学校給食への地元農産物の導入により、新たに安定的な販売網を確保</p> <p>◎貸農園事業やふれあい農園事業を実施し、市民と農の交流を図るとともに、農家の高齢化等による遊休農地の解消を推進</p>
課題	<p>●朝市の充実に向け、農産物の生産履歴など安心・品質面の強化やエコ農産物によるブランドの強化、販売網の確保や他団体との連携強化が必要</p> <p>●市民に「農」と接する機会を提供するため、遊休農地などを活用した貸農園を推進するとともに、現状に対応した制度の見直しが必要</p> <p>●地元農産物の消費量拡大に向けた既存事業（観光農園等）の整理が必要</p>

5. 特徴ある寝屋川農産物づくり

課題	<p>●平成7年からイチジクの栽培を進めたが、取り組む農家は限定的で、特産品までの広がりは見られない⇒生産意欲の高い農家と流通関係者のマッチングなども踏まえた特徴ある寝屋川農産物づくりが必要</p> <p>●大阪府新農林水産振興ビジョン（H24.3）の施策（サービス産業や観光産業など、他の分野と連携した、農林水産業の6次産業化の推進）との連携</p>
----	--

基本目標3 市民と農の交流

1. 市民と農の交流推進

…貸農園の充実、市民が農にふれる機会の充実

成果	<p>◎貸農園事業やふれあい農園事業を実施し、市民と農の交流を図るとともに、農家の高齢化等による遊休農地の解消を推進</p> <p>◎子どもから高齢者までが農にふれあう機会を提供する「農業まつり」を通じて、寝屋川市の地元農産物を広く周知</p>
課題	<p>●市民に「農」と接する機会を提供するため、遊休農地などを活用した貸農園を推進するとともに、現状に対応した制度の見直しが必要</p> <p>●農業まつりに企画段階から市民が参加するなど、協働の視点から市民が農にふれる機会メニューの検討が必要</p>

2. 市民が参加する農業づくり

課題	<p>●農家側のニーズ把握や具体的なボランティア活動の場の検討を進めるとともに、大阪府新農林水産振興ビジョン（H24.3）の施策（都市住民による援農を進めるための援農ボランティアの育成）と連携した農業ボランティアの発掘・育成が必要</p>
----	---

3. 学習農園の設置・食農教育の推進

成果	◎学習農園や地域農家とのふれあい事業などの食農教育を通じ、子どもに農業の重要性を啓発
課題	●既存の事業については、食育推進など施策・事業とも連携を図りつつ整理が必要

4. 市民との情報交換の推進

成果	◎「広報ねやがわ」や市ホームページ、動画広報などを活用した農業に関する情報発信の充実⇒市民の農地や農家への理解醸成
課題	●多様な媒体・チャンネルを活用した更なる情報発信の充実等を通じた、市民との情報共有が必要

(2) 「工業活性化ビジョン」の成果と課題

1. 短期的方策

(1) 新規事業立ち上げ及び高付加価値製品の開発に向けた体制づくり

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎「寝屋川市の学生が考えるビジネスプラン・コンテスト」を継続的に開催 ◎モノづくり支援ネット（市内の製造業及び製造業と関係の深い産業の企業に対する各種の支援情報、技術・商品、技術開発を総合的に支援するためのポータルサイト）の設置・運営
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●ビジネスプラン・コンテストやモノづくり支援ネット等を通じたアイデアや技術の実用化、商品化が実現しておらず、実際に販路拡大や新規事業の展開、商品開発につながる産学公の関係づくりが必要

(2) 起業支援環境の整備

…市域人材データベースの整備・事業化支援グループづくり、市域内遊休資源データベースの整備、総合的な事業化支援体制の整備

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎モノづくり支援ネットにおいて、市域内人材データベース（H23年度登録件数：市域内のモノづくり企業情報 188社、研究者情報 378名）を整備するとともに、各産業支援機関HPなどを紹介 ◎モノづくり支援ネットの市域内人材データベース等を活用し、起業者等を対象に連携可能な企業や大学機関、産業支援施設等への橋渡しを実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市域内人材データベースは整備しているが、モノづくり企業や研究者の情報が有効に活用されているかが不明確⇒産業発展に有効につながるよう、データベースの内容や具体的活用方策などを検討するとともに、関係者へのPR等が必要 ●市域内遊休資源データベースが未整備 ●工業系の起業については、多額の事業資金を要するため困難

(3) 事業所の国際規格への対応、情報支援、経済支援体制の強化

…認証取得支援体制の確立、事業所の情報化支援、経営相談や経営支援機能の強化

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ISO9000、ISO14000、エコアクション 21 等国内規格の認証取得に要する経費等の補助を行い（H16～24年度でISOは26社、国内規格は2社）、市域内企業の円滑な取引を促進 ◎無料経営支援相談を実施 ◎産業振興センターにおいてITセミナー室を設置し、ITセミナー等を開催（寝屋川市情報化推進計画）⇒事業所の情報化を支援
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●認証取得については、積極的な事業者は既に認証を受けており、経費補助の申請数も減少傾向にあることから、国際的競争力の向上や円滑な販促などに向けた今後の支援について検討が必要

(4) 北河内地域の大学・工業高等専門学校との交流・連携推進

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎大学等の教員・研究室との技術交流・研究会を開催 ◎産学連携が継続して生まれるための仕組みづくりを構築するため、寝屋川市工業会と市内大学等（摂南大学・電気通信大学・府立大学高専）で構成する「産学官連携検討会議」を設置⇒工場見学会や大学等保有機器見学会などを通じ、産業界と市内大学等との交流を促進
----	--

2. 長期的方策

(1) 産業振興センターの設置

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎本市における産業振興の拠点として、平成18年2月に産業振興センターを設置⇒中小企業支援相談や情報化支援、産学連携等の支援、ITセミナー室や各種セミナー室の提供・各種セミナーの開催、産業支援サイト（モノづくり支援ネット）の運営、起業予定者の支援施設（スタートオフィス）の開設などを通じて、工業活性化ビジョンで示されている各種取り組みを推進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●産業振興センターの機能強化

(2) エコタウン機能の整備

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎北河内地域リサイクルエコタウン構想に基づき、寝屋川市東部に廃プラスチックリサイクル施設（民間、行政）を整備 ◎資源集団回収活動報奨金交付制度により、空き缶や古紙のリサイクルが普及 ◎食品廃棄物の再生については、市内で1事業者が実施
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●新規事業化に関する取り組みが進んでおらず、エコタウン機能の整備につながる具体的な事業展開がないため、今後は、経営基盤、技術競争力の強化に向けた取り組みを通じた側面的な支援が必要

(3) 工業集積地の環境整備

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎第二京阪道路の開通に伴い、沿道地域（市クリーンセンターから寝屋南区画整理事業地域）を一部準工業地域に指定 ◎第二京阪道路へのアクセス道路を整備
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●住工混在地区のあり方や住宅と工場の共存関係の構築についての検討が必要 ●工業集積地の緑化は、各事業者の自主的な取り組みとなっており、市民やNPO等との連携体制づくりなどが課題

(3) 「商業活性化ビジョン」の成果と課題

1. 消費者・生活者志向を徹底した事業展開

…個店としての体質強化への取り組み、全市レベルでの多様な共同事業、空き店舗の再生事業、商業基盤の整備、商団連組織の若返り

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎産業振興センターでの経営支援アドバイザーによる経営相談により個店の体質強化を支援 ◎全市民を対象とした商品券「元気わくわく商品券」の発行への支援や特産品創製事業を通じた消費拡大や消費意欲の向上 ◎空き店舗活用事業を通じて、駐輪場やくつろぎ空間などの確保など商店会の魅力向上を支援 ◎商業施設近代化事業（防犯カメラ設置、バリアフリー工事等）、街路灯維持管理事業などを通じて商業基盤を整備 ◎セミナーを通じた事業者育成や、市内商業団体が実施するイベント等への企画・運営支援により商業団体組織の若返りや組織強化を推進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●消費拡大や消費意欲の向上に向け、事業者ニーズに対応した既存事業の継続・拡充とともに、国や府の助成制度等の利活用・情報提供などが必要 ●事業者の高齢化や後継者不足への具体的な支援・対応策の検討が必要 ●消費者の利便性の向上に向け、大型店と地域の商店街が共存するまちづくりの推進が必要 ●高齢化に伴い増えるであろう買物弱者に対応する事業の検討

2. 「寝屋川あきんどネット」の構築

…すべての消費者に対応できる全市的ネットワーク、消費者と事業者を結ぶ双方向のネットワーク、活性化事業推進の中核機能、事業者と市民の連携により運営されるシステム

成果	<ul style="list-style-type: none"> ◎公式商業サイト「寝屋川あきんどねっと」を構築し、各商業地区のイベントや売り出し、各商店の商品・サービス情報、クーポン等のお得情報を配信⇒全市民（消費者）に対応できるシステムを構築・運営 ◎本市における産業振興の拠点として、平成18年2月に産業振興センターを設置⇒経営支援アドバイザーによる経営相談、「寝屋川あきんどねっと」の運営、ITセミナー室や各種セミナー室の提供・各種セミナーの開催
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●「寝屋川あきんどねっと」を発展させた「まいぷれ寝屋川」（情報発信機能だけではなく、消費者と事業者が双方向で活用できる機能等の拡充など）の構築 ●産業振興センターの機能強化⇒商業活性化の中核機能の強化 ●既存の商店街を中心とした地域拠点や地域コミュニティ拠点の形成とともに、事業者と市民の連携により運営されるシステムの検討が必要

3. 寝屋川商業復活への道

…広域商業機能の強化、地域社会との関係強化、事業共同化による負担の軽減・サービスの充実、地域社会・経済への貢献

成果	◎商業活性化ソフト事業（周辺の消費者と密着した商業集積地づくりを目的としたイベント等への補助）や空き店舗活用事業を通じ、地域社会等との関係強化を促進
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●負担軽減や消費者向けサービス等の充実に向けた事業共同化の検討・体制づくり等が必要 ●市民の商業集積の必要性に対する理解醸成に向けた取り組みが必要 ●既存の商店街を中心とした地域拠点や地域コミュニティ拠点の形成とともに、商業者と市民の連携により運営されるシステムの検討が必要 ●消費者と商店街の協働による地域活性化に役立つ事業の検討

4. 多様な支援制度の運用と規制・指導の見直し

…メリハリのある支援制度の運用、公共スペースの多目的利用の促進、中規模店規制の見直し、柔軟な交通システム、地域指定の見直し

成果	<p>◎商店街の活性化策として、ソフト・ハードの両面で様々な支援策を展開（商店街等活性化支援、商業施設等環境支援）</p> <p>◎寝屋川市駅に駐車場を整備するとともに、バス路線を充実</p> <p>◎都市計画マスタープランの策定・推進</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ●既存の支援制度等の効果検証・改善、国や府の制度の有効活用などが必要 ●寝屋川市駅および香里園駅の駅前整備にあわせた商業者の誘導や、用途地域の変更などができていない⇒都市計画マスタープランとの連携、大型店と地域の商店街が共存するまちづくりの推進が必要 ●市民の商業集積の必要性に対する理解醸成に向けた取り組みが必要 ●既存の商店街を中心とした地域拠点や地域コミュニティ拠点の形成とともに、商業者と市民の連携により運営されるシステムの検討が必要

4) 各産業分野の現状と成果・課題

		農 業	工 業	商 業
第5次総合計画	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化や後継者不足等による遊休農地の増加 ・農業の多面的機能への期待 ・地元農産物への市民の関心の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界的な金融危機を契機とした景気の低迷 ・国内外の競争の激化 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者ニーズの変化 ・高齢化の進行などによるコミュニティの核としての商業の必要性
	成果	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の必要性等に対する市民の理解の広がり 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への支援メニュー、支援体制等の整備・拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトとハードの両面による商店街活性化支援の展開
	課題	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者に対する施策の方向性や内容の再設定・再検討 ・遊休農地の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の支援メニューや支援体制の効果的活用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業に対する市民の理解醸成の促進 ・商業者と市民の連携強化とまちづくりとの連動
		<ul style="list-style-type: none"> ・国や大阪府の各産業に関する施策・制度等の有効活用 ・市の産業振興施策・事業の効果的な展開（P D C Aサイクルの徹底） ・各産業の必要性等に対する市民の理解醸成の促進 ・農業、工業、商業の各分野間の連携・協働（産業間の枠組みを超えた連携） 		
	方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地産地消の推進 ・農地の保全 ・農業経営の安定化 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業への支援 ・産・学・公の交流促進 ・雇用・就労機会の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・四駅周辺をはじめとする商業拠点づくりの支援 ・安全・安心なショッピングの促進 ・高齢社会を見据えた商店街づくりの促進
	重点取組項目	<ul style="list-style-type: none"> ・地元農産物の消費拡大 ・貸農園の推進 ・レンゲ開放農地の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興センターの機能強化 ・経営の活性化、技術力の強化 ・モノづくり支援ネットの活用促進及び企業認定事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある商店街づくり ・商業活性化総合支援事業の推進 ・消費拡大や消費意欲の向上

3. 産業振興に関する条例制定の動向の整理

1) 全国的な産業振興に関する条例制定の動向

地域産業は、市民の日々の暮らしを支える基盤であるだけでなく、まちの発展や市民生活の向上に欠かすことができない。

しかしながら、経済のグローバル化や消費構造の多様化、就業人口の減少、環境問題の顕在化など地域産業を取り巻く環境は急激に変化しており、さらには経済情勢の悪化が重なり、近年、地域産業を取り巻く環境は極めて厳しくなっている。

そのような中、すべての地域産業の安定した発展に向け、市民、事業者、経済団体および行政の協働等により、振興施策を取り組むことが強く求められている。

また、地域振興を図るためには、行政の支援策だけでは限界があり、市民が地域産業への理解を深めるとともに、産業間の枠組みを超えた連携を進めるため、事業者・経済団体・市の役割などを明確にする条例の制定が必要となっている。

表：平成20年以降の産業振興に関連する主な条例の策定状況（抜粋）

施行年月日	名称	対象分野
平成20年1月1日	目黒区中小企業振興基本条例	中小企業
平成20年1月1日	東大和市産業振興基本条例	商、工、農
平成20年4月1日	浜松市商店街の活性化に関する条例	商
平成20年4月1日	札幌市中小企業振興条例	中小企業
平成20年4月1日	藤沢市商業振興条例	商
平成20年11月1日	八千代市商工業振興基本条例	商、工、農、観光
平成21年3月31日	吹田市産業振興条例	中小企業
平成21年4月1日	釧路市中小企業振興条例	中小企業
平成21年9月30日	岩国市ふるさと産業振興条例	市内生産・サービス業
平成22年1月1日	半田市商業振興条例	商
平成22年3月29日	横浜市中小企業振興基本条例	中小企業
平成22年4月1日	佐倉市産業振興条例	商、工、農、観光、 伝統工芸
平成22年4月1日	函館市中小企業振興基本条例	中小企業
平成22年6月30日	明石市商業振興による地域活性化に関する条例	商

※次ページに続く

施行年月日	名称	対象分野
平成 22 年 10 月 1 日	枚方市産業振興基本条例	商、工、農、観光
平成 23 年 3 月 22 日	静岡市商業の振興に関する条例	商
平成 23 年 3 月 24 日	美祢市産業振興条例	商、工、農、観光
平成 23 年 3 月 24 日	丸亀市産業振興条例	工、商、農、水産、 観光、伝統工芸
平成 23 年 4 月 1 日	新宿区産業振興基本条例	区内の産業
平成 23 年 4 月 1 日	静岡市ものづくり産業振興条例	製造業、伝統的地場 産業
平成 23 年 6 月 24 日	大東市地域産業振興基本条例	地域産業(中小企業)
平成 23 年 6 月 24 日	旭川市中小企業振興基本条例	中小企業
平成 23 年 10 月 1 日	彦根市商業振興条例	商
平成 23 年 11 月 1 日	大阪市中小企業振興条例	中小企業
平成 23 年 12 月 21 日	沖縄市中小企業振興基本条例	中小企業
平成 24 年 3 月 1 日	岸和田市中小企業振興条例	中小企業
平成 24 年 3 月 30 日	泉南市商工業振興基本条例	商、工
平成 24 年 4 月 1 日	貝塚市商工業振興条例	商、工
平成 24 年 4 月 1 日	栗東市中小企業振興基本条例	中小企業
平成 24 年 4 月 1 日	木更津市産業振興基本条例	商、工、農、漁、観光
平成 25 年 4 月 1 日	東大阪市中小企業振興条例	中小企業
平成 25 年 4 月 1 日	交野市産業振興基本条例	商、工、農、観光
平成 25 年 4 月 1 日	橋本市産業振興基本条例	商、工、農、林、観光
平成 25 年 4 月 1 日	日野市工業振興条例	工

2) 本市における動向（市長による条例策定の表明）

平成 23 年 6 月市議会定例会

これまでの 3 期の実績を振り返り、4 期目に向けて「人の力が発揮され、笑顔が広がる、人とまちが元気な都市」の考えを明らかにし、基本方針の 8 項目中、「第 8 “地域づくりと協働”」において、以下の考え方を表明。

まちの魅力と活力を維持、向上させていくためには、まちなぎわいや人の元気を創出し、地域の力を高めていく必要があります。

商業、工業、農業、地域づくりなど、あらゆる分野における市民のチャレンジを支援します。

また、市の魅力発信と地域の力を結集して地域の課題を解決していく仕組みづくりに取り組み、活力あるまちづくりを推進してまいります。

平成 24 年 3 月市議会定例会

平成 24 年市政運営方針の中で、以下の考え方を表明。

「魅力と活力にあふれる元気都市 寝屋川」の実現のためには、まちへの愛着と誇り、満足感を高めることが必要であります。寝屋川市民でよかった、いつまでも住み続けたいと思えるような、生活の質の高さを実感できるまちづくりを推進しなければなりません。

また、基本方針としては 3 項目を重点としてまちづくりを進めるものの、具体的には 7 つの施策とそれに関連する事業をすすめる方針を表明。7 施策中、「第 6 “活力あふれるにぎわいのまちづくり”」において、以下のように「産業振興に関する基本的な考え方を示す『（仮称）産業振興条例』の制定」を公表。

2 月の月例経済報告によりますと、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、緩やかに持ち直している。」とされておりますが、実感としての景気回復を感じるまでには程遠く、地域経済は今後も厳しい状況が続くものと思われまます。

景気の低迷を始め、少子高齢化、グローバル化の進行など、産業を取り巻く環境が厳しい中、まちなぎわいと元気を維持・向上していくためには、市内産業の安定化、活性化が不可欠であります。

今後とも、活力ある商店街づくりを支援するとともに、新技術創出を支援してまいります。

また、食への意識の高まりから新鮮で安全な地元農産物が人気を得ており、市民ニーズに合った農産物の供給を支援してまいります。

こうした事業を進める中、市内産業の更なる活性化を図るため、商業・工業・農業の発展につながる支援策など、本市が進むべき産業振興の方向性を検討してまいります。

○産業振興に関する基本的な考え方を示す「（仮称）産業振興条例」を制定します。

（3 つの取り組みの 1 つとして表明）

4. 意見交換会および産業経済団体等ヒアリングでの主な意見内容

1) 意見交換会での主な意見内容

以下の日程で開催した意見交換会において出された主な意見を、「現状に関する意見」「課題に関する意見」「条例に関する意見」「今後の取り組みに関する意見」の4つに整理する。

開催日	案件
第1回 平成24年6月4日 13:00～15:15	(1) 会長及び副会長の選出 (2) 産業振興のための意見交換会について (3) 産業関連ビジョンのふりかえり (4) (仮称)産業振興条例検討案(構成案) (5) その他
第2回 平成24年7月9日 15:00～17:40	(1) (仮称)寝屋川市産業振興条例検討案 (2) その他
第3回 平成24年8月6日 13:00～15:30	(1) 総合計画の取組み事業に関する意見等について (2) (仮称)寝屋川市産業振興条例検討案 (3) その他
第4回 平成24年9月5日 13:00～15:20	(1) (仮称)寝屋川市産業振興条例検討案 (2) その他
第5回 平成24年10月9日 13:00～15:30	(1) (仮称)寝屋川市産業振興条例検討案 (2) 他自治体事例紹介 (3) その他

(1) 現状に関する意見

①商業分野

- 商業団体に加盟してくれない店舗が多くなっている。全国チェーン店や専門店が組織に入らず本市に進出しており、まちづくりに関する取り組みにはノータッチで、売上が下がり、見込みがなければすぐに撤退するため、買物困難者等の問題も出てくる。
- 商業団体連合会青年部では、寝屋川市内で収穫された大葉を使った「ねやバーガー」をつくり、イベントで「ねやバーガー」の販売を行う事業を展開している。

②工業分野

- ものづくりについては、従来から韓国や中国、そしてインドなど、どんどん安いところに製造拠点を移していくので、本市内だけで事業が成り立つというのは難しい。

③農業分野

- 市民に農業を理解してもらうため、レンゲ畑農地の開放とともに、防災協力農地登録制度を大阪府で最初に取り組んでいる。
- 本市に農家はたくさんあっても、農業として生計を立てているところは極端に減少している。
- 売り場さえ確保すれば、消費は伸びていくように思うが、販路を開拓することが難しい。一方では、農業研究クラブなどで、絶えずそのようなことを踏まえて取り組みを進めている。
- 名産と言われる大葉についても、専門に扱っている農家は2軒になっており、量的にもずいぶん減少している。商品化もできないことはないが、絶対量が足りない。
- 寝屋川市だけでも20万人、北河内全体で70~80万の人口があり、大きな市場であるが、それを活用しきれていない。
- 農協と行政の役割のバランスがとれておらず、色々な面で支障が出ているように感じる。

(2) 課題に関する意見

①商業分野

- 大手の全国チェーン店など商業組織に加入していない店舗については、地域貢献という部分を意識するべきである。

②工業分野

- 大企業と中小企業の人材・ノウハウに関する情報共有等が必要である。
- ものづくりについては、産学公連携などにより多くの情報・技術を得ることで、生き残っていくことを考えなくてはいけない。

③農業分野

- 市民の農業への理解や、農地の持つ多面的機能が今後大きな課題となってくる。
- 農業の後継者の育成、農業をやりたいという人の発掘・育成は非常に大きな課題である。
- 残された農地を如何にして守っていくか、継承していくかが課題である。
- 様々な課題を踏まえて、今後の寝屋川市における農業のあり方を考えていく責任がある。
- 貸農園については、後継者や相続の問題も含めて、法律的な問題が多くなっている。
- 農業は自分で値段が付けられず、農機具等の購入など収穫までの出資が大きく、また、収益がそれに見合っていない部分があるため、後継者がいないように感じる。

④産業全体

- 寝屋川しかない6次産業を推進すれば、農業と商業がつながる。
- 農業のみならず商業、工業についても「後継者」は大きな課題である。

(3) 条例等に関する意見

①「目的」について

- 大手チェーン店や専門店などの商業組織に未加入の店舗は、商業組織に加入し、何かしらのまちづくりの取り組みを担っていくべきである。
- 企業は社会貢献ができなくてはいけない。ただ、個人プレーで儲かる時だけ儲けるという企業が多くなっており、寝屋川市としてのまちづくりが進めにくくなるが、この条例でそのような事象を縛れるかどうかは課題である。

②「定義」について

- 商業団体連合会は「産業経済団体」に含まれるべきであり、むしろ、商業団体連合会や商店街を特定して記載してほしい。
- 商業団体連合会の下部組織として市内全商店街が入っている。商店街は「店舗が集積している地域」と見るか、「組織」と見るかによってニュアンスが変わってくる。
- 事業者を商業や工業、農業に分類するのは難しい時代になっている。
- 「消費者」を条例で定義していただき、「消費者としての意識を持つ」という内容を反映いただきたい。
- 産業経済団体にインフラ事業者を含めておく必要があるのではないか。

③「基本理念及び基本方針」について

- 「地域貢献」が重要である。
- 「コンプライアンス」という視点も条例に入れていただきたい。
- 企業の社会的責任として「地球環境・省エネ等」も大事だが、今後新たなものが出てくるのではないかと思う。条例の普遍性という面から見ていかなものだろうか。
- 「地球環境・省エネ等」はマイナスの発想。
- 「もったいない」という視点も大事である。
- 地球資源には限界があり、できる限り末永く良い環境を保つという考え方が根底にあって、産業振興があるべきだと感じる。
- 基本理念に「地産地消」とあるが、「旬産旬消」も追加いただきたい。
- 地域貢献とともに「地域の発展」という表現も条例に入れてほしい。

④「市民の役割及び責務」について

- 市民への寝屋川市の産業に関する情報提供・発信が必要である。

⑤「事業者の役割及び責務」について

- 事業者の役割と責務としては、「地域貢献」が重要である。

⑥「商業者の役割及び責務」について

- まさしく「地域貢献」しかないのではないか。出店から始まり、様々な連鎖反応によって地域貢献が生まれると考えている。
- 商業組織未加入の店舗が地域貢献の意識を持つためにも、条例の中で具体的な記載が必要である。
- 「地域貢献に努める」という表現はニュアンス的に弱いように思うので、もう少し

厳しい表現をできるだけ使っていただきたい。

- 商業組織への加入を働きかける際に、活用しやすい条例にしてほしい。
- 「出店に際し商業振興団体を含む産業経済団体への加入」とあるが、「商業振興団体への加入」という表現でいいのではないか。一つの文章に二つの団体が入るとわかりにくい。

⑦「工業者の役割及び責務」について

- オンリーワンとしてよそにはない技術に取り組んでいくべき。
- 市内では小さくても素晴らしい技術を持った企業がたくさんある。その技術を発表する、伝えることも必要ではないか。条例にも情報発信が必要である。
- 「工業者は、環境に配慮し、地域社会との共存に努める」とあるが、「共存・共栄」としてほしい。

⑧「農業者の役割及び責務」について

- 農業者の役割・責務としては、市民に農業を理解してもらうことが重要である。
- 農産物に関する情報を積極的に発信する必要がある。
- 農業を「守る」より「発展させる」という表現の方がよいのではないか。
- 農業については「発展」より「守る」が現実的である。
- 商工が一体となって新しい農業を模索し、盛り上げていくというニュアンスが必要である。また、条文内には、新しい農業へのチャレンジをにおわせるものがあるのも良いように思う。

⑨「産業経済団体の役割及び責務」について

- 商工会議所の役割・責務としては、各種業界団体との連携によるビジネスチャンスの拡大、販路開拓、商売繁盛の機会の創出などがある。
- 協働ばかりしているような感じを受けるので、もう少し主体的に産業振興を進め、積極的に地域活性化を実施するような表現にした方がよい。
- 一つ一つの過程で、各業界をつなげていけるような取り組みを行うのが商工会議所の役割である。

⑩「教育・研究機関の役割及び責務」について

- 教育・研究機関、特に大学では地域貢献に非常に力を入れている。研究実績の情報提供や各分野に関連する教員との共同研究等、大学の役割も多くある。「大学に何ができるのか」という観点を入れてもいいのではないか。
- 少なくとも寝屋川市内にある教育機関同士のネットワークは必要である。
- 「教育・研究機関は、当該機関が保有する人材、知見及び様々な蓄積等を用いて積極的に地域貢献に努めるものとする。」とあるが、「知見」より「研究成果」の方がわかりやすいのではないか。
- 「当該機関が保有する人材」には教員だけではなく、学生や職員なすべてを考えた方がよい。
- 学生に対するある意味での教材、教育の場の提供という役割も商業、工業、農業や経済産業団体など各主体で担っていけるのではないか。

⑪「消費者の役割及び責務」について

- 消費者協会では、寝屋川市の産業に関する情報をいただき、積極的に市民に啓発していきたい。
- 消費者の役割・責務については、事業者が提供する商品・サービスを利用するだけでなく、「正しい情報を把握する」という内容も追加していただきたい。各主体から正しい情報を得ることが重要である。

⑫「行政の役割及び責務」について

- 産業振興条例をつくるにあたって一番大事なことは、今後市がどのように予算化を行い、どのように取り組みを実行していくかということである。
- 行政の役割・責務について、「産業経済団体の円滑な運営」という形で入れていただきたい。各々の団体の円滑化にかかる事務局的な役割に取り組んでいただきたい。
- 人口急増に伴って農地が失われた背景には、後追いの取り組みとなった都市計画の問題がある。今後も行政の果たす役割は非常に重要である。
- 条例が守られているかどうかを一般で監視するのは難しいが、その役割を行政に担っていただきたい。行政の役割と責務に監視という項目を追加していただきたい。
- 商店街の活性化などについては、市がどこまで首を突っ込んで取り組んでいけるかということが重要である。先進地の行政は様々な工夫を行っているが、寝屋川市でもそのような取り組みが重要になってくるのではないかな。
- 市民からの問い合わせに対して市が情報提供するルートを設けるなど、市民・消費者のニーズに対応できる情報発信のための仕組みづくりが必要である。事業所ごとの対応は難しい部分もある。

⑬「条例の推進」について

- 「必要に応じて条例の検証を行うものとする」とあるが、「随時」「逐次」もしくは「定期的に」というような表現の方がよいのではないかな。
- 全ての人が見直し機会を持つ必要がある。そのためには連携して、情報提供を持ち合う場が必要である。
- 意見交換会が解散となるが、このメンバーが何かの形で条例を見守っていく形に展開できればいいのではないかな。この枠組みを残していただきたい。

(4) 今後の取り組みに関する意見

①商業分野

- 商店街の活性化などについては、市がどこまで首を突っ込んで取り組んでいけるかということが重要である。先進地の行政は様々な工夫を行っているが、寝屋川市でもそのような取り組みが重要になってくるのではないかな。【再掲】
- 条例に関する商業施策については市とタイアップしてやっていきたいと考えているが、若手経営者、柔軟な考え方をもった人材をどう集めるかが課題となっている。人材を集める手段を考えることが、今後の我々の仕事になっていくと考えている。

②工業分野

- 市民からの問い合わせに対して市が情報提供するルートを設けるなど、市民・消費者のニーズに対応できる情報発信のための仕組みづくりが必要である。事業所ごとの対応は難しい部分もある。【再掲】
- 技術に関する情報発信だけではなく、産学公連携の強化と同様に、技術力を向上させるための勉強会の開催が必要である。
- 観光分野になるかもしれないが、工場の見学ツアーのような取り組みを実施してみてもどうか。
- 若い人材をどのように育てるのが問題である。ものづくりの面白さを表現できるような場所を提示し、その中でもものづくりの面白さを若い人たちに根づかせていくという取り組みも一つの方法としてあるのではないか。

③農業分野

- 農業についての意見交換や勉強会などの取り組み(都市農業啓発事業)については、非常に良い取り組みだと思うので、消費者としては継続してほしい。
- 貸農園については市民の要望にぜひとも応える形でやっていきたいので、行政の協力をお願いしたい。

④産業全体、その他

- 意見交換会は様々な分野の委員が集まっているので、この場で出た意見などをまちづくりの取り組みなどに情報提供できればいいのではないか。
- 意見交換会は商業、工業、農業が、それぞれの問題を共有し、様々な提案もできるように思う。このような場を年に1回程度設けたらどうか。
- 全ての人が現状を見直す機会を持つ必要がある。そのためには連携して、情報提供を持ち合う場が必要である。【再掲】
- 意見交換会が解散となるが、このメンバーが何かの形で条例を見守っていく形に展開できればいいのではないか。この枠組みを残していただきたい。【再掲】
- 3～5年の検証では遅いように感じる。できれば毎年、確実に検証して、進捗状況を把握することが必要ではないか。
- 条例ができたなら終わりではなく、寝屋川市に密着した未来を見据えた施策をつくっていかれたらと思う。
- 条例も何年かおきに見直しをし、そして施策を打ち込んでいくというような形をとっていかねければ、絵に描いた餅に終わってしまう。
- どういう企業があるのか、その企業がどういう人材を求めているのかを、広く深く知ることができると、近隣の大学・教育機関も卒業生を就職に結びつけることができるのではないか。そのためにも事業者と大学・教育機関の情報共有が必要である。
- 事業者による大学生を対象とした「職」についての講義形式での紹介、インターンシップなどの実施が、学生の職業に対する意識を向上や市内事業者の人材確保等につながるのではないか。
- 市民・学生の市内店舗の利用を促進するためには、電子媒体だけではなく、様々な紙媒体の活用やイベント等での積極的な情報提供、各種団体の活動のPRが必要である。

2) 産業経済団体等の主な意見内容

産業経済団体等に対するヒアリング（意見交換）や各団体等からの要望書の内容を踏まえて、主な意見を以下に整理する。

(1) 商業振興団体

ヒアリング団体	商業団体連合会
---------	---------

本市商業の現状・課題＋対応策

【全般的な現状】

- 若手が減っている。昔、商団連青年部は育成補助金をもらっていた。今後の商業を考えると若手の育成が必要。まちの活性化として、地区別の提案がいていると思っている。
- 関東からの進出企業に関しては商団連に加盟しないケースが多い。
- ねやバーガーを利用して、地産地消や農業振興につながる活動をしたい。
- 団体事務所の維持にかかる経費が負担になっている。

【行政の支援策について】

- 商業振興のためのイベントをする時などは、行政に事務局になる等のサポートをしてほしい。
- 優秀なコーディネーターを呼んでほしい。
- あきんど塾は講師料としてしかお金を使えない（会場借上費は出ない）。講師セミナーとしてしか開催できない。場所を借りて話し合うという形の活動ができない。
- 地区別振興など、事業を考えて要望していけば予算がつく可能性を検討してほしい。
- 大学、研究機関とコラボして研究開発等をしたいが、条例には書かれてあるか。（書かれてある）研究費も市が関与していく必要があるのでは。
- 商業活性化のため、寝屋川市出身の若手を育成するための活動をしていきたい。商業活性のための補助金という枠があればいいのだが。
- 商品券事業のように、市内全域に広がるような事業をするべきである。これまでのソフト事業のみならず、その他の事業についても可能性を検討してほしい。
- 「まいぷれ寝屋川」については、市内商業者の振興策につながるよう、活用方法を検討するべきではないか。
- 現行の補助金関係の制度について、補助金の割合や上限の見直しなどを図ってほしい。
- 商店街振興施策について、他地域の取り組みをもっと知りたい。そうした情報の収集や交流、交換の場を提供してほしい。

条例について

- 条例案に対しては要望書を提出する。⇒「商業者は商団連に入会すること」「商業者は産業振興の担い手になること」など

- 条例については、他市に誇れるくらいの「寝屋川らしさ」を出してほしい。
- 条例案には「経済団体」という表示しかなく、「寝屋川市商業団体連合会」という表記がないので弱いと思う。
- 農業振興団体に対しても地場でとれた野菜を市内で販売するように、条例に書いてほしい。
- 「窓口は商団連」という解釈ができるものなのか。市商連等他団体と横並びという解釈になるのか。各種団体（商店街、市団連）いろいろあるが、商団連だからこそこのように施策に要望を出せる。
- 条例が“絵に描いた餅”にならないようにしてほしい。条例は法律だということだが、産業振興条例に罰則があるわけではない。どうとでも解釈できるような文章でつくるのは良くない。強い表現、断定的な表現が必要では。
- 条例ができたなら終わりではなく、条例が制定された後も、行政も随時、条例の推進のために積極的に動くようにしてほしい。
- 条例には大学、研究機関、NPO、スポーツなどの団体は入っているのか。（含まれる）
- 石油組合、寝屋川整備振興会も条例に含まれるのか。（含まれる）
- 「大型店（量販店）、中型店（全国展開の専門店、チェーン店）の出店に際しては、市内の商業組織（商業団体連合会、商店連合会、商業総連合会）に入会すること」と同等の内容を条文に入れることを要望する。

（２）工業振興団体

ヒアリング団体	工業会
---------	-----

条例について

- 条例に以下の項目を反映することを要望する。
 - ・ 企業の社会的責任（コンプライアンス、環境配慮）等について規定
 - ・ 技術力強化や技術の次世代への継承について規定
- 2010年6月に閣議決定された「中小企業憲章」の冒頭文「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」に近いニュアンスの文言を条例に挿入いただければ、中小企業の経営者や従業員を勇気づけ、誇りを持たせることになる。また、中小企業に対する社会の意識、子どもたちの将来の職業選択にも大きな影響を与える。
- 条例制定後のアクションプランが必要である。決めっぱなしにしないため、進捗状況をチェックするため、行政担当者の異動があっても検証ができるように、色々な理由から検証システムをしっかりと構築しておくことが「絵に描いた餅」の無駄をなくすることにつながる。

具体的な取り組みの要望

- 農商工連携（第6次産業）で具体的な成果を行政主導で創出する（経済産業省の助成金制度等の活用により6次産業の成功事例をつくる）。
- 工業会の経営者が小中学校で出前授業を実施する。

- 戦略産業を育てる（経済特区、例えば隣接する枚方市等と医療機器及びその部品を製造する特区をつくる等）。
- 町工場を一般の人が見学できるようにする。
- 行政が大きく関与して国のものづくり助成金を獲得する（行政の文書作成力、プレゼンテーション力等の活用による助成金の取得等）。
- 産学公連携の強化（既存の連携をさらに強化し、技術力の向上のための勉強会等を開催し、総合力を高める等）。

（3）農業振興団体および農業協同組合

ヒアリング団体	農政推進協議会、農業委員会、農業研究クラブ、生活改善クラブ、J A 九個荘、J A 北河内
---------	---

本市農業の現状・課題＋対応策

【全般的な現状】

- 農地面積や農家数はこれからも加速度的に減少するのではないか。
- 「行政に何も見返りを期待しない代わりに、好きにやっている」というのが農業者の現状。
- 農家の利己主義、自己主義をどのように制限していくのかという問題もある。⇒農業振興地域として法的に網をかける必要もあるのでは。
- 大きな農家がなく、兼業農家がほとんど。
- 2農協のまとまりはどうか。
- 農協の営農における役割を期待する。農業振興にはリーダーシップが不可欠。

【農地関係について】

- 農地の価格、財産価値が高すぎる。
- 農地を守るための区画整理等が必要、新たな農業エリアの設定を考える必要があるのではないか。
- 農地集約もひとつの方法。
- 市域でバラバラに農業をやるのではなく、ひとつに農地をまとめて取り組んだ方がいいのでは。
- 遊水地を公園にするくらいなら、農地として残せないか。
- 公園は維持管理にお金がかかるので、農地として活用した方がいいのではないか。
- 国などが農地を買い取り、貸農園として活用すればいいのではないか。

農地集約、区画整理、遊水地などの農地としての活用、農地の買い取り→貸農園としての活用⇒農地を残すための積極的な取り組みが必要

【貸農園関係】

- 市の貸農園の利用料が安すぎると思われる。
- 現在の貸農園の料金は安すぎるので、農家の自助努力や関係者の応分負担を求める。
- 貸農園が周辺にできてから野菜の盗難が多くなった。

- 貸農園利用者への規制、モラルの向上等に関する取り組みが必要。
- 貸農園の取り組みについては、若干、時代遅れのように思う（オーナー制度、うね貸し等、練馬区の事例などあり<実際の活動等についての整理必要>）。
- 農園をしたいという人が増えてきた場合、行政としても対応してほしい。
- 貸農園は歴史あるものだが、仕組み等について抜本的な見直しが必要。
- 貸農園に応募しても絶対に当たらないから応募するのをやめるといった人が何人かいる。
- 貸農園については、事業関係者すべてに協力と理解を求め、現行法制度と整合性を図りながら、持続可能な運営方法について抜本的な見直しを図る必要がある。
 - ・市には、農地所有者を含めた関係者への調整業務及び再整備のための整地作業にかかる費用（不燃物等の引受けを含む）の負担を願う。
 - ・入園者には、貸農園の入園の遵守事項の徹底や維持管理費の応分負担（入園料の値上げ）を求める。
 - ・農地所有者には、現行法制度に即した農園整備への転換（初期費用負担 例：用水の確保、排水の整備、駐車場・農地の維持管理及び補修）を求める。
 - ・農業協同組合には、育成相談や育成指導等を求める。

現行の貸農園の仕組み等の再検討と貸農園の新たな展開が必要。

【周辺住民との関係】

- 農地を目の敵にしているような周辺住民もいる。⇒農業者としては仲良くやれるように頑張っているが・・・。
- 農業活動（もみ殻を燃やす、肥料、害鳥駆除等）に関する近隣住民との摩擦が多い。

住民の農業に関する理解の醸成が必要か？

【担い手、後継者について】

- 団塊の世代（退職者）に農業への関心が薄い人が多い。
- 農業が儲かるというのであれば、後継者も出でくる→魅力ある農業の展開が必須。
- イチから農業に取り組むことは難しい（農機具等の整備など、農業には色々な面でお金もかかる）。
- 円滑に農地を後継者に相続できるような仕組みが必要。
- 第三者（家族以外の人）への農業経営の移譲。
- 農業の継続等について個人の判断にゆだねてばかりだと、農業が衰退する。
- 農業を続けていく環境の整備を（協働により）。
- 新規就農者に対する対策を。
- 農業用機具への購入補助を。
- 北河内における農業は小規模農家の集まり。「業」としては難しいが、次世代に繋ぐ対策を。

担い手、後継者を獲得するためにも、農業の魅力向上と農業に取り組みやすい環境・仕組みづくりが必要。

【地産地消、販路拡大等について】

- 地産地消は非常に大事。
- 地産地消としては、寝屋川で取れたものを食べる事ができれば一番良いが、せめて北河内産で。
- 「北河内で何が生産されているのか」「どこに行ったら買えるのか」について、ほとんどの市民はわからないのでは？施策の中で販路拡大にも取り組んでもらいたい。
- 安全・安心な地元農産物の供給について、販売所の確保を（協働により）。
- 農協等と連携しながら、地域の食べ物が安全・安心であるというPRが必要である。
- 学校給食への農産物導入においては、規格が厳格すぎる（減農薬等においては規格外の作物が多い）。また、学校側が組織対応していないため継続性が担保されない。
- 大学生で農業体験、料理教室に興味のある学生はいないか。
- 地元農産物供給にかかる農家への支援（学校が導入しやすい経費負担、生産者表示支援）。

【JAの取り組みについて】

- 生産団地の促進（例えば、トマト団地など）。
- 農産物の生産・販売の強化。
 - ・野菜苗の共有（既存施設の有効活用）
 - ・店舗の見直し（管内組合員が誰でも気軽に出荷できる店舗がほしい。身近に出荷できる場所があれば、必ず生産は伸びる。）
- 食品開発（専門職の雇用）。
 - ・野菜、果物ジュース、米粉のパン・ケーキ、米粉パウダー、味噌や奈良漬、米ぬか石鹸、かりんとう等
- 伝統産業を守る。
 - ・地酒やその他特産物の販売促進（地元産の応援）

【行政の支援策について】

- 市の取り組みはパフォーマンス的というか、農業者にとってはどうでもよいような事業が多い。自己責任という風潮があるが、市や農協などの強いリーダーシップが必要な部分もある。市や農協などの仕組みに農業者が乗れるようなものがあればよいのだが・・・。
- 行政の取り組みが農業者に見えにくい。⇒相談先やサービス内容など「こういうものがある」という形で情報提供をして欲しい。貸農園に取り組むにあたってのメリット、デメリットなどについての情報提供など。
- 加速度的な農地減少について、農協との連携や資金的な対応が本当に必要。
- 農業経営も含めた戦略的なフォローが欲しい。
- 土壌改良など一農業者では取り組めないようなことへの支援、リーダーシップが欲しい。
- 行政（もしくは農協）に農業のスペシャリスト、農家と相対することができる人材が必要。
- 営農指導について、農家のニーズに臨機応変に対応できる人材が必要。
- 熱い志と専門的知識を持った職員（行政）が必要。
- 「支援します、補助します」と言ってお金だけ渡すのではなく、農業に関するノ

ノウハウ、営農指導、技術指導が必要（例えば、京田辺のJAは農業指導がしっかりしている）。

- 農業者がどのようなことができるのについて、行政と農協と一緒に考えていく必要がある。
- このように農業振興について話をする場をつくっていただいで感謝している（このような場が必要）。
- 農空間づくり（防災農地）にかかる協力農家へのメリット付加を。
- 農作業用器具の負担は農家にとってかなり大きい。

農業者の実態（ニーズ）に即した支援が必要

ノウハウや営農指導、技術指導などの専門的かつ現実的な支援が必要（お金だけではダメ）

今後の戦略を農業者と行政、JAと一緒に考え、共有しつつ農業振興に取り組むことが必要

⇒現状（ニーズ）把握、専門的人材、熱い志、行政としての方向性、ある種のリーダーシップ

JAとの連携、営農・技術指導、農業者と行政・JAの交流（話し合いのできる場）

条例について

- 第1条・目的について、条例の役割が産業活性化なので、農業者の責務にある「農空間の保全」「多面的な利用」について違和感がある。
- 農業者にも理解しやすい条例解釈を望む。
- 第8条「農業者の役割と責務」のところは具体的だが、行政は何をしてくれるのか。
- 第8条「農業者の役割と責務」について、家業として農業に取り組んでいる人は少なく、税の問題でやっている人もいるため、役割と責務を打ち出しても難しいのではないか。⇒農業を生業としてやっている人、やっていない人を分ける必要があるのでは（農業者の更なる定義が必要かもしれない？）。
- 第12条「行政の役割と責務」の2項と3項はわかるが、1項がよくわからない。
- 第12条「行政の役割と責務」で雇用機会拡大とあるが、その辺は農業では難しいのではないか。
- 第2条「(5) 農業者 事業者のうち、農業を営む者」とあり、役割についても記載があるが、例えば家業として今後、農業をするという人がどれだけいるか、税の問題でやっている人もいる。

(4) 消費者関連団体

ヒアリング団体：消費者協会

本市産業の現状・課題＋対応策

【全般的な現状】

- 寝屋川市内の産業の姿が見えてこない。工業は深刻。

- 農産物についても（寝屋川市産のものが）どこで購入できるのかわからない。

【対応策】

- 産業振興センターやチャレンジコーナーの活性化、活用策をさらに研究すべき。
- 地元農産物の販売所（道の駅）やオール寝屋川産の直売所の開設を。
- 買い物難民に対する支援策はどうか。
- 寝屋川市内で買い物がしたいと思えるような場所にしてほしい。百貨店の誘致等。
- ねやバーガーの認知度をあげるために、購入場所や宣伝方法を考えるべき。
- 北河内地区では、毎年北河内地区都市農業啓発事業が実施されている。この事業は農業者と消費者が集い、「北河内の農業」について学び知るうえで、またとない機会であり、中身の濃いものにしていただきたい。
- 大阪府消費者保護条例の第2条で、大阪府は消費者の権利の確立と自立の支援を基本として消費者施策を推進する、とある。その中では「主体的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利」が強調されており、消費者目線で、市の産業を考える際、商業・工業・農業の正しい情報を得たいと考える。

寝屋川市の産業をわかりやすく紹介する施設やPR方法を研究すべき
商・工・農の連携による6次産業化を進めるべき

条例について

- 第3条・基本理念及び基本方針について、「地産地消」とあるが、最近では「旬産旬消」と言われているため条文への反映が必要である。「地産地消」でフード・マイレージを低く抑えることができ、「旬産旬消」で、価格も安く、美味しく、栄養価の高い物を食卓にのせることができる。
- 第4条・市民の役割について、寝屋川産（ねやがわもん）のようなもの（農産物以外のもも含む）を考え、市民一人ひとりがそれを支え、消費拡大につなげていければ素晴らしい。消費者団体としては、情報の収集、提供、消費者への啓発・教育などを行う。
- 第11条・消費者の役割について、消費者は事業者から提供される商品及びサービスなどの正しい情報を把握し、利用するとともに市民啓発に努める必要がある。
- 条例策定後の方向性。
 - ・地域の再生と活性化のため、6次産業化をめざすべきである。
 - ・「ワガヤネヤガワ」「住んでよかった寝屋川」であり続けるためにも、寝屋川市の特産品を全て展示・説明できるコーナーを設置し、市民・消費者の産業に対する正しい理解を醸成すべきである。

5. 寝屋川市産業振興条例

1) 概要

(1) 制定目的

寝屋川市の区域内における産業の振興の基本的な考え方を定め、産業振興に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、地域産業の安定化・活性化を進め、もって市民生活の向上を図るとともに、にぎわいと活力のあるまちの実現に資することを目的として、この条例を制定する。

(2) 条例の構成

- ・ 目的（第1条）
- ・ 定義（第2条）
- ・ 基本理念及び基本方針（第3条）
- ・ 市民の役割及び責務（第4条）
- ・ 事業者の役割及び責務（第5条）
- ・ 商業者の役割及び責務（第6条）
- ・ 工業者の役割及び責務（第7条）
- ・ 農業者の役割及び責務（第8条）
- ・ 産業経済団体の役割及び責務（第9条）
- ・ 教育・研究機関の役割及び責務（第10条）
- ・ 消費者の役割及び責務（第11条）
- ・ 寝屋川市の役割と責務（第12条）
- ・ 産業の振興に関する意見交換の場の設置（第13条）
- ・ 施行年月日（付則）

(2) 条例の特徴

- 「みんなのまち基本条例」の基本理念（第3条）に謳う、役割と責務を果たしながら「協働してまちづくりに取り組む」という考え方に基づき、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者、寝屋川市が連携、協働して本市の産業振興を推進するという基本的な考え方を定めた。また、地域発展への寄与、地域貢献への理解・協力についても責務と役割に位置づけた。
- 商業、工業、農業の各分野が相互に連携し、協働することを規定するとともに、事業者は分野、利害を超え、相互に連携し、協働することを定めた。
- 商業・工業・農業のすべての分野において、新たに市内で活動する事業者に産業経済団体への加入の努力義務を定めた。また、産業経済団体自ら広報活動等を通じて加入促進を行う努力義務を定めた。
- 消費者の市内購買促進や啓発活動等をその役割と責務として定めた。

- 寝屋川市の役割と責務について、経営基盤安定（セーフティネット）や産業・地域経済活性化、雇用機会拡大のための事業者誘致、地域産業のイメージアップなどの施策とともに、物品・工事等の発注促進や勤労者福利厚生などの施策に取り組むことを定めた。
- 市長は産業振興に関する取組の進捗状況について意見交換を行う場を設けることを定めた。

2) 条文

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）における産業の振興の基本的な考え方を定め、産業振興に関わる者の役割及び責務を明確にすることにより、地域産業の安定化・活性化を進め、もって市民生活の向上を図るとともに、にぎわいと活力のあるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業を営む法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 市内事業者 事業者のうち、市内に事務所、店舗、工場その他活動の拠点を置く者をいう。
- (4) 商業者 事業者のうち、商業を営む者をいう。
- (5) 工業者 事業者のうち、工業を営む者をいう。
- (6) 農業者 事業者のうち、農業を営む者（農地を所有する者を含む。）をいう。
- (7) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、商業振興団体（商業者が商業の振興を目的として組織する団体をいう。以下同じ。）、工業振興団体（工業者が工業の振興を目的として組織する団体をいう。以下同じ。）及び農業振興団体（農業者が農業の振興を目的として組織する団体をいう。以下同じ。）をいう。
- (8) 教育・研究機関 市内において産業の振興に資する教育及び調査研究を行う大学その他の機関をいう。
- (9) 消費者 市民のうち、商品、サービス等の供給を受ける者をいう。
- (10) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組をいう。
- (11) 協働 市民、寝屋川市その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念及び基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者の創意工夫、自助努力及び法令遵守を基本とし、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者及び寝屋川市がそれぞれの役割及び責務を果たしながら、市民の理解と協力の下、協働により推進するものとする。

2 産業の振興は、前項の基本理念を遵守し、次の各号に掲げる基本方針に基づき推進するものとする。

- (1) 地域の特性を活かしたまちづくり及び地域の発展に寄与し、地域貢献に努めること。
- (2) 地域資源の積極的な活用を図ること。
- (3) 商業、工業及び農業の各分野が相互に連携し、協働に努めること。
- (4) 事業者、教育・研究機関及び寝屋川市が連携し、協働に努めること。
- (5) 地域産業を担う人材及び後継者の育成並びに地域からの雇用の促進を図ること。
- (6) 地産地消・旬産旬消の推進を図ること。
- (7) 環境負荷の低減に努め、自然環境への配慮と産業の振興との両立を図ること。
- (8) 良好な景観の形成を図ること。

(市民の役割及び責務)

第4条 市民は、地域産業の振興が市民生活の向上、まちのにぎわいの創出等に寄与することについて理解を深め、地域産業の振興に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、事業者又は産業経済団体によるまちづくりへの関与、地域の発展への寄与及び地域貢献について理解を深め、これらの活動に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、産業経済団体又は寝屋川市が行う産業の振興に関する事業又は施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割及び責務)

第5条 事業者は、自らの事業の安定、強化及び経営の改革に努めるとともに、人材及び後継者の育成、地域からの雇用の促進及び従業員の福利厚生の実施に努めるものとする。

- 2 事業者は、地域社会の一員であるとの認識に立ち、事業活動を通じ、安全安心な地域形成、まちづくりへの関与、地域の発展への寄与及び地域貢献に努めるものとする。
- 3 事業者は、産業経済団体に積極的に加入するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、資材及び物品の調達、下請負及び必要な工事等の発注に当たっては、市内事業者に発注するよう努めるものとする。
- 5 事業者は、分野又は利害を超え、相互に連携し、協働に努めるものとする。

(商業者の役割及び責務)

第6条 商業者は、社会経済情勢の変化に即応し、商品又はサービスを提供するに当たって、品質その他の内容の実施を図ることにより、市民生活の向上に寄与するよう努めるものとする。

- 2 商業者は、良好な商業環境の形成に取り組むよう努めるものとする。
- 3 新たに市内で活動する商業者は、商業振興団体に加入するよう努めるものとする。

(工業者の役割及び責務)

第7条 工業者は、社会経済情勢の変化に即応し、専門的な技術等を次世代に確実に継承するとともに、教育・研究機関及び寝屋川市と連携し、協働により技術力の向上を図り、

競争力の強化に努めるものとする。

- 2 工業者は、独自の技術を活用した新たな製品等に係る情報を積極的に発信するよう努めるものとする。
- 3 工業者は、環境に配慮し、地域社会との共存・共栄に努めるものとする。
- 4 新たに市内で活動する工業者は、工業振興団体に加入するよう努めるものとする。

(農業者の役割及び責務)

第8条 農業者は、市民に安全で安心な農作物を安定的に供給するとともに、市内で生産する農作物に係る情報を積極的に発信するよう努めるものとする。

- 2 農業者は、農空間（農地、里山、集落及び水路、ため池等の施設が一体として存する地域をいう。）の持続的な保全及び活用を図るとともに、都市農業（市民に新鮮で安全で安心な農産物を供給するとともに、多様な公益的機能を発揮している市内において行われている農業をいう。）の更なる発展をめざし、農業の多面的機能（農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。）の発揮に努めるものとする。
- 3 農業者は、農業に関する多様な体験の機会を提供し、自然の恩恵及び都市農業の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるものとする。
- 4 新たに市内で活動する農業者は、農業振興団体に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割及び責務)

第9条 産業経済団体は、事業者の創意工夫及び自助努力による活動を支援するよう努めるものとする。

- 2 産業経済団体は、新たに市内で活動する事業者への広報等により自らの組織強化や加入促進を図るとともに、産業振興を目的とした事業等を積極的に進めるよう努めるものとする。
- 3 産業経済団体は、事業を通じ、まちづくりへの関与、地域の発展への寄与及び地域貢献に努めるものとする。
- 4 産業経済団体は、寝屋川市が実施する産業振興又はまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 5 産業経済団体は、構成員相互が連携し、協働に努めることはもとより、産業経済団体相互においても、連携し、協働に努めるものとする。

(教育・研究機関の役割及び責務)

第10条 教育・研究機関は、相互に連携し、協働するとともに、事業者及び産業経済団体並びに寝屋川市と連携し、協働して、産業の担い手の育成とともに、産業の振興に資する事業を積極的に進めるよう努めるものとする。

- 2 教育・研究機関は、人材、研究成果、事業等について積極的に発信するよう努めるものとする。
- 3 教育・研究機関は、人材、研究成果等を用いて積極的に地域貢献に努めるものとする。

(消費者の役割及び責務)

第 11 条 消費者は、産業の振興に関する施策・事業等に協力し、自らの消費行動が地域経済に与える影響及び効果について理解して、事業者が提供する商品、サービス等を利用するよう努めるものとする。

2 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるものとする。

3 消費者が組織する団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動を通じ地域貢献に努めるものとする。

(寝屋川市の役割及び責務)

第 12 条 寝屋川市は、第 3 条の基本理念及び基本方針に基づき、産業の振興に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 寝屋川市は、前項に規定する役割及び責務を果たすため、次の各号に掲げる施策等を実施するものとする。

(1) 市内事業者の経営基盤安定に資する施策

(2) 市内における商業、工業及び農業の活性化のための施策

(3) 持続的な地域経済活性化に資するまちづくりの推進のための施策

(4) 雇用機会の拡大が期待される事業者の誘致及びこれに関連する施策

(5) 地産地消、旬産旬消の推進を図るための施策

(6) 消費者の利益の擁護及び増進を図るための施策

(7) 勤労者の福利厚生に資する施策

(8) 地域産業のイメージアップのための施策

(9) 産業振興に資する情報発信の推進のための施策

(10) 資材及び物品の調達、必要な工事等の市内事業者への発注の促進のための施策

(11) 前各号に掲げるもののほか、この条例の趣旨の普及及び目的の推進のための施策

3 寝屋川市は、産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るとともに、事業者、産業経済団体、教育・研究機関及び消費者と連携し、協働するものとする。

(産業の振興に関する意見交換の場の設置)

第 13 条 市長は、産業の振興に関する取組の進捗状況について、市民、事業者、産業経済団体、教育・研究機関、消費者等と意見を交換する場を設けるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6. 産業振興に関するアクションプラン（平成 25～27 年度）

1) アクションプランの概要と基本的な考え方

商業、工業、農業の活性化を図り、寝屋川市の活力を向上するため、産業振興に関する基本的な考え方を明らかにした「寝屋川市産業振興条例」の施行（平成 25 年 4 月 1 日）に伴い、本市の産業振興をより一層推進し同条例の実効性を高める必要がある。

本アクションプランは、そのため同条例の基本的な考え方である“連携・協働”を念頭に、平成 25 年度から「第五次総合計画」の前期基本計画の終了年度（平成 27 年度）における産業振興について、商業・工業・農業の各分野の施策に加え、分野間の連携・協働による重点的な新規・拡充施策をまとめたものである。

平成 23 年 6 月の市長所信表明（P19）にもとづき、まちの活力を維持・向上していくため「商業、工業、農業、地域づくりなど、あらゆる分野における市民のチャレンジを支援」することを基本とし、「寝屋川市産業振興条例」に謳う分野・利害を超えた『連携・協働』を実現しながら、より実効性のある施策を推進する。

なお、産業振興については、各分野の「活性化に向けた取り組み」と「事業者のセーフティネットの構築」が大きな柱となるが、本プランでは、特に「活性化に向けた取り組み」を戦略的な推進に関して、その方向性やスケジュールとともに施策の概要などを整理する。

2) アクションプランの実行期間

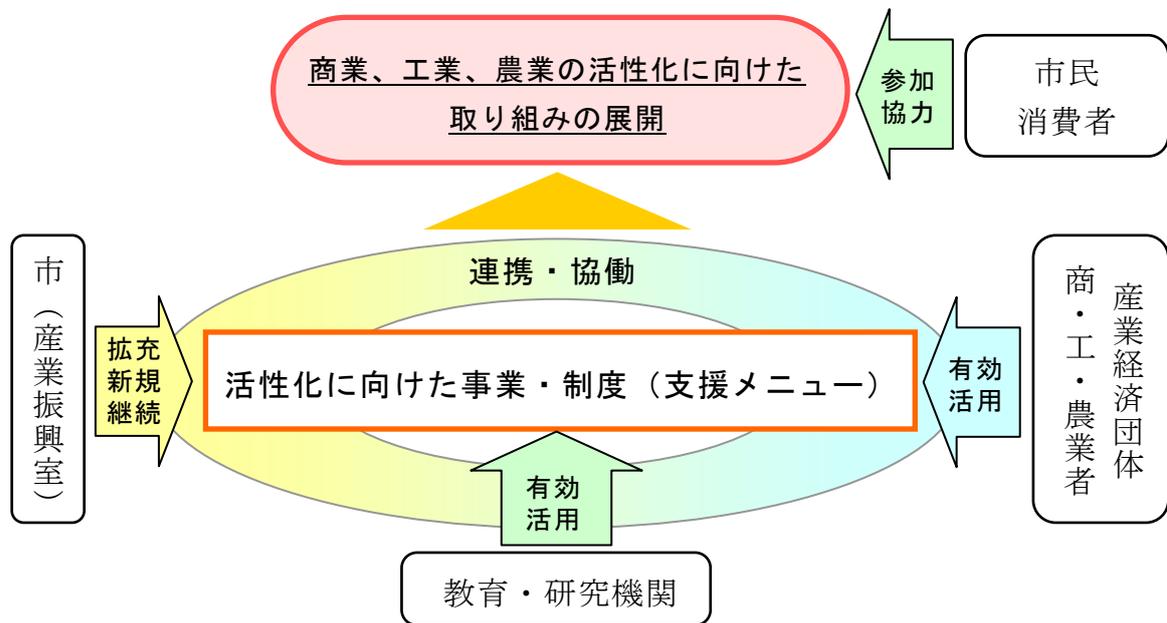
実行期間は平成 25 年度から「第五次総合計画」前期基本計画の終了年である平成 27 年度までの 3 か年とする。なお、平成 28 年度以降については、進捗・成果状況に応じて平成 27 年度にあらためて後継アクションプランを検討するものとする。

3) アクションプランの推進体制

本アクションプランの取り組み・事業等は産業振興室が推進・進捗管理を行い、「産業振興のための連絡調整会議」を通じて各分野の関係者等との情報共有を図る。また、庁内関連部局や産業経済団体等とも、適宜情報共有等を図る。

4) 「活性化に向けた取り組み」の推進イメージ

「活性化に向けた取り組み」の全体イメージを以下のように整理する。



5) 主な産業振興施策一覧 (予定)

施策		分類 効果	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～
連携・協働	①産業振興のための連絡調整会議	継続 遅効	継続 (年3回程度)	新BPC審査委員の併任		
	②商工農学連携も想定した特産品創製・販売促進	拡充 遅効	団体調整	実施	新BPC連動各	
	③産業振興センターの高度利用促進	新規 遅効	エレベーター設置 レイアウト変更	運用・活用		
商業分野	①情報発信機能の強化支援(イベント)	拡充 即効	バル事業PR支援	バル事業PR支援	バル事業PR支援	
	②商店街景観形成の促進(近代化支援事業の拡充)	継続 即効	実施			
	③商品券発行等支援事業補助	継続 即効	実施			
分工業業	①技術者確保・育成方策	新規 遅効	事業者調査 支援策の検討	支援策の実施		
農業分野	①貸農園のリニューアル(政推進協議会事業)	拡充 即効	仕組みの改定・告知	整地		
	②農業基盤の整備支援の拡充	新規 即効	インフラ整備等支援			
	③地元農産物の消費拡大(地産地消・旬産旬消の推進)	拡充 即効	支援			
	④地元農産物の消費拡大(農機具整備の支援)	新規 即効	共同購入支援			

6) 平成 25 年度における主な産業振興施策の概要

(1) 連携・協働施策

①産業振興のための意見交換会【継続】

効果	長期的施策
実施期間	平成 24 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 24 年度に設置した各分野を代表する委員で構成する「産業振興のための意見交換会」は、おもに産業振興条例検討について幅広く意見交換することが目的であったが、条例の基本的な考え方である“連携・協働”を強く意識し、産業振興施策の進捗状況・条例理念の見守り、分野間の情報共有などについて幅広く意見交換する場（(仮称)産業振興のための連絡調整会議）を継続するものである。 ■平成 25 年度は 10 名、3 回の開催を想定。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ■「(仮称)新ビジネスプラン・コンテスト」(平成 26 年度以降)の最終審査委員会も兼ねていただくことを想定。

②商工農学連携も想定した特産品創製・販売促進【拡充】

効果分類	長期的施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■特産品創製事業補助制度を販売促進まで拡大する。 ■条例制定に伴い、商工農学の連携による新たな特産品の創製を支援するとともに、既存の特産品についても、PR 強化や販売促進事業に対して新たに支援の対象とするものである。 ■「寝屋川市特産品創製費補助金交付要綱」を改正し、補助対象事業に既存商品の販売促進事業を追加するものとする。(1 事業 3 年限度、補助率 1/2 など検討中) ■例：既存の特産品を市内展開するためののぼりやチラシ、POP などの作成費用を支援する。

③産業振興センターの高度利用促進【新規】

効果	長期的施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■市立産業振興センターの耐震補強及びエレベーター設置に伴い、今後、5階を中心にセミナー機能、展示機能の充実を図るリニューアルを行うことで、産業各分野での一層の高度利用を促進する。 ■おもなリニューアル機能 <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター設置によるバリアフリー化で館内縦移動がよりスムーズになる。 ○これまで勤労青少年ホーム機能を引き継ぎ軽スポーツ中心だった5階多目的室を、エレベーター設置に伴いセミナーや展示が行えるよう全面リニューアルを行う。(セミナー時最大 100 席規模) ○かねてより要望が多かった懸垂幕設備も導入し、駅前立地を生かした情報発信機能を高める。 ○商業、工業に加え、農業に関しても商品の販売(朝市等)やパネル展示等の実施を検討する。

(2) 商業振興施策

①情報発信機能の支援強化(イベント)【拡充】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■市内商業者が行う「バル事業」等成功事例の多い最新トレンドの商業イベントについて、広報支援活動等を補助する。 ■当面バル事業等を想定し、市内2箇所(寝屋川市駅前、香里園駅前)での開催を見込む。なお、飲食店以外の個店も参加できる形式での開催について制度上の努力義務とする。 ■補助率は従来通り対象経費の2分の1とするが、従来は地区ごとに30万円が補助限度額であったものを50万円まで引き上げる。(寝屋川市総合支援事業補助金活性化ソフト事業)

②商店街景観形成の促進(近代化支援事業の拡充)【継続】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■商店街等を形成している商業団体が、商業環境整備を行い、消費者が足を運びたくなる商店街づくりを行う場合に当該事業を補助する商業振興近代化支援事業において、看板整備等商店街の景観形成について一層の促進を行うため、国や府の補助制度の積極的な活用を働きかける。

③商品券発行等支援事業補助【継続】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■商品券発行等事業(元気わくわく商品券・元気「夢くじ」券)を支援し、市内での消費拡大と商店街などの活性化を図る。

(3) 工業振興施策

①技術者確保・育成方策【新規】

効果	長期的施策
実施期間	平成 25 年度
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■工業の技術継承者（後継者）の確保・育成問題は、経営相談や団体、企業を通じて常に問題視されている課題であり、工業振興の中心である技術力向上に欠かせない要素である。 ■その重要課題に対し行政としての積極的な支援を講じるため、ものづくり企業現場や大学等を通じてアンケート調査等の現状把握・分析を通じ、中小企業支援と雇用促進の両側面から支援策を検討する。

(4) 農業振興施策

①貸農園のリニューアル（農政推進協議会事業）【拡充】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<ul style="list-style-type: none"> ■昭和 61 年から寝屋川市農政推進協議会（両農協、農業委員会、北部農業共済組合、大阪府中部農と緑の総合事務所、農業協同組合支部長、農業研究クラブ、生活改善クラブ、消費者協会、市民生活部の各代表）において行っている「貸農園」について、市民に広く農と触れ合う機会を提供するため、現行法制度との整合性を図るとともに、関係者の役割分担を明確にした公平・公正な運営を行っていくものとするため、平成 25 年度には事前告知と説明会を実施し、平成 26 年度には全区画の整地を実施する。（使用料増額や使用年限の設定など使用規程の改定を実施）

②農業基盤の整備支援の拡充【新規】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<p>■市内農業者が持続的に農空間の保全や活用を図れるよう、農業用水の確保を支援することにより、市民への安定的な地元農産物の供給と農業の振興を目的とする。</p> <p>■対象者は3戸以上の農家で組織され、かつ防災協力登録農地に取り組むものを含む団体とし、補助により整備された農用井戸については、災害時における災害用井戸として取り扱うものとする。</p> <p>■貸農園事業での利用価値も想定。(寝屋川市農業者支援事業補助金要綱【農用井戸整備支援事業】)</p>

③地元農産物の消費拡大（地産地消・旬産旬消の推進）【拡充】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<p>■市内農業者で組織する団体が行う直販事業及び学校給食供給事業及び出荷事業に対し補助金を交付することにより、市民に身近で安心のできる新鮮な農産物を供給するとともに、地元農産物の品目及び数量の拡大を図ることを目的とする。</p> <p>■対象はこれまでも同じく市内に居住する生産者団体とするが、補助事業について「直販事業」及び「学校給食供給事業」だけでなく、平成 24 年度にはフレスト香里園店への出荷が実現したことを受け「出荷事業」に対しても支援を拡充して取り組むものとする。</p>

④地元農産物の消費拡大（農機具整備の支援）【新規】

効果	即効性施策
実施期間	平成 25 年度～
概要	<p>■寝屋川市の農業者が持続的に農空間の保全や活用を図れるよう、必要な機械・施設の整備を支援することにより、市民への安定的な地元農産物の供給と農業の振興を目的とする。</p> <p>■対象は3戸以上の農家で組織され、かつ寝屋川市地元農産物直販奨励事業及び防災協力登録農地に取り組むものを含む団体とし、農作業用機械器具については、事業費が600千円以上のもので以下を想定する。</p> <p>①トラクター ②耕うん整地用機具 ③耕土造成改良用機具 ④栽培管理用機具 ⑤防除用機具 ⑥穀類収穫調製用機具 ⑦果樹、野菜又は花き収穫調製用機具 ⑧農産物処理加工用機具 ⑨その他市長が特に認めるもの</p>

1) 寝屋川市産業振興のための意見交換会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、市民等が寝屋川市の産業を振興するための意見・情報を交換する場として寝屋川市産業振興のための意見交換会（以下「交換会」という。）を設置し、もって職員がこれらの意見・情報を参考として（仮称）寝屋川市産業振興条例の素案を策定することを目的とする。

(議題)

第2条 交換会は、寝屋川市が行う商工業・農業及び消費生活の取組に関して意見・情報を交換するものとする。

(定員)

第3条 交換会の参加者（以下「会員」という。）は、10人以内とする。

(会員)

第4条 会員は、次の各号に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 産業振興の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
- (3) 公募による市民
- (4) 商工業、農業及び消費生活に関する団体が推薦する者

(会長及び副会長)

第5条 交換会に、会長及び副会長1人を置き、会員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、交換会の会議の議長となり、円滑な会議の進行に努めるものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 交換会は、会員の過半数の出席がなければ、会議を開かないものとする。

(庶務)

第7条 交換会の庶務は、市民生活部産業振興室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、交換会の運営に関し必要な事項は、会長が交換会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

2) 寝屋川市産業振興のための意見交換会会員名簿

氏名	役職	委員
羽石 寛寿	摂南大学経営学部学部長	学識経験のある者
中西 純一郎	北大阪商工会議所寝屋川支所長	産業振興の取組に関する専門的な知識又は経験を有する者
丈田 裕子	公募による市民	公募による市民
池田 眞之	寝屋川市商業団体連合会会長	団体が推薦する者
沢井 元男	寝屋川市商業団体連合会副会長	団体が推薦する者
鎌田 徳一郎	寝屋川市工業会会長	団体が推薦する者
尾崎 教仁	寝屋川市工業会副会長	団体が推薦する者
近藤 勝明	寝屋川市農業委員会農業委員	団体が推薦する者
田中 稔	寝屋川市農政推進協議会会長	団体が推薦する者
前田 けい子	寝屋川市消費者協会会長	団体が推薦する者

3) 寝屋川市産業振興のための意見交換会議事録

(1) 第1回寝屋川市産業振興のための意見交換会

①会長及び副会長の選出

会長に羽石委員、副会長に中西委員が選出される

②産業振興のための意見交換会について

事務局 資料4「産業振興のための意見交換会について」(～P8)を説明

会長

産業振興に関する本市の動向等についてもご説明いただきましたが、もう少し具体的なお話もあろうかと思えます。いかがでしょうか。

委員

中小企業で中国に進出されているところがありますが、なかなかうまくいっていません。大企業であっても洪水など色々な問題でダメージを受けているのが現状です。ものづくりについては、従来から韓国や中国、そしてインドなど、どんどん安いところに製造拠点を移していきますので、本市内だけで事業が成り立つというのは難しいと思えます。

やはり、事業縮小や廃業される場所もあり、工業会を退会される理由としては、「事業が成り立たないから」というものが多くなってきているのが実情です。行政主導で仕事を操業できればいいのですが、事業に対する補助金等の交付が精一杯なのかなと思えます。また、その案件について、どこが基準を持って経済的な援助をどのように行ない、その保証についてもどのように進めていくのが重要になります。一方、支援をお願いする方についても、悪い言い方になりますが、借りっぱなしではいけないと思えます。これらの見極めについても、他市の条例などを参考にして検討していきたいと思っております。

委員

農業については非常に厳しい状況となっております。市民に農業を理解してもらうため、レンゲ畑の開放とともに、防災協力農地制度を大阪府で最初に取り組みました。市民の農業への理解や、農地の持つ多面的機能が今後大きな課題となってくるのではないかと考えております。

市民が農業について親しみをもちってもらうとともに、重要性を認識してもらえるよう我々も取り組んでいかなくてはなりません。先程も皆さまから色々ご意見をいただきましたが、各分野のなかで、農業問題が一番将来的に心配だと考えております。

委員

少し教えていただきたいことがあります。資料内で2010年では507戸の農家があり、そのうち171戸が販売農家となっておりますが、この「販売農家」とはどういう意味なのでしょう。

事務局

販売農家につきましては、お米や農産物を販売されている農家という位置づけになります。それに対して、自分のところで消費されている農家もございますので、そのような農家は自給的農家という言い方をすることがあります。

委員

農業の現状としましては、507戸のうち171戸が農作物の販売等で生計がなんとか成り立つということなのでしょうか。

事務局

生計が成り立つと言うところまではいかないです。都市化が進んだ昭和30～50年代にかけて、だいたひ農地が減少するなか、土地の有効利用という形で、不動産などの収入を得られるようなものを確保しながら農業に従事されていますので、農業だけで生計を立てている農家はゼロに等しいような状況です。

委員

あと、507戸のなかで中心となって農業に従事されておられる方の年齢層はいくつくらいなのでしょうか。

事務局

平均的には70～80歳代くらいの方が多くなっている状況です。退職帰農者ということで、今までは親御さんが農業を専門的にやってこられて、団塊の世代と言われる息子さんたちが退職を機に農業に取り組まれているというケースも何件かありますが、やはり平均年齢的にはだいたひ高い状態です。

委員

ということは、あと10年くらいですね。

事務局

ちょうど年代が切り替わっていく過渡期になっています。

委員

農業を業として支えている農家はひと桁台だと思います。農家はたくさんあっても、農業として生計を立てているところは極端に減少しました。

退職後帰農者にしても、以前はこの周辺でも生産したものについて、仲買の集荷があったのですが、それが今は全然ありません。ただ、幸いにも本市は淀川を渡れば北部市場がありますので、農産物を取り扱ってくれるコーナーもあります。ただ、ロットが少ないので、そこに持って行っても適正な価格を付けてくれるというのが難しい状況です。

以前は、守口や枚方に市場がありましたので、仲買さんが買いに来て、生産物もはけていたのですが。朝市も個々に取り組んでいただいています。宣伝も下手なのかもしれませんが、量的には出ないです。

売り場さえ確保すれば、消費は伸びていくように思うのですが、その辺が難しいです。農産物の栽培面積を増やしても販路を開拓することができないのです。しかし、そのような事を言っている時代でもありませんので、真剣に取り組んでいかないとはいけません。農業研究会などでは、絶えずそのようなことを踏まえて取り組みを進めているのです。

委員

質問してもよろしいでしょうか。寝屋川の名産ということで大葉がよく出てきており、ホテルなどでも「寝屋川の大葉を使っています」というところがありました。我々商団連の青年部でも地元のものを使って「ねやバーガー」というものを企画しまして、パンに大葉を練りこもうということだったのですが、どこで購入すればいいのかわからないということがありました。実際に大葉を千枚欲しいということになれば、用立てをしてもらうことは可能なのでしょうか。

委員

大葉を専門に扱っている農家は2軒になっていますので、量的にもずいぶん減っています。商品化もできないことはありませんが、絶対量が足りないかもしれません。ですので、これからは6次産業の流れをつくっていかなくてはいけないと思っております。

農協にもそのような取り組みをして欲しいと思っておりますが、収益の柱が金融業と共済になっているようです。金融業や共済はすぐに収益が計算できますが、農産物ブランドや農産地を創ろうと言っても、投資してどれだけの利益があるのかがわかりませんので、未知数の取り組みには挑戦意識が低いように感じます。農業に対しても、もう少し攻めるような体制に持って行ったら、農家もそれに順応して、生産量も伸びたりするのではないかと思うのです。

あと、農協は「地産地消」とやかましく言いますが、我々から見たら地産地消にはなっていません。北河内全体でもしっかりとやっておられるところがあり、そのようなものをもっと市場に流したらいいのですが、遠いところから農産物を買ってきてそれを販売するという状態ですので、根本的に構造改革をしていく必要もあります。

寝屋川市だけでも20万人、北河内全体で70~80万の人口です。地方に行ったら70~80万人はものすごい市場なのですが、それを活用しきれていないのです。商業もそうだと思います。

会長

案件2の意見交換会の目的・進め方や条例制定の動向、産業に関する統計データ等についてはこれでよろしいでしょうか。

委員

産業振興に関する条例の制定状況について、枚方市では条例ができあがっていますが、対象分野に「観光」が入っています。寝屋川市について、条例の分野に「観光」は入っているのでしょうか。

事務局

本市の場合は商・工・農にさせていただいております。観光については所管が違うということもありますが、いわゆる「生業」としても観光が確立されておられません。

ただ、寝屋川市のイメージアップを進めておりますブランド戦略の方で、寝屋川市の観光を今まさに検討しはじめたところでございます。今の時点で条例のなかに「観光の振興」を盛り込めるかどうかということになると、少し時期尚早ではないかと考えており、今回は商・工・農の3つとさせていただきます。

委員

来年4月1日に制定する「産業振興条例」は仮の名称だと思うのですが、条例の名称に「基本」と付くところもあると思うのですが。

事務局

名称が固まっている訳ではございません。あくまでも仮称ということで、もしかしたら議論のなかで名称に「基本」が必要ということになりましたら、最終的に議会に上程する際には名称に「基本」が入るかもしれません。現段階ではあくまでも仮称ということです。

③産業関連ビジョンのふりかえり

事務局 資料4「産業振興のための意見交換会について」(P9～)を説明

会長

産業関連ビジョンのふりかえりや農業・工業・商業の現状と成果・課題の整理一覧などを踏まえてご意見やご質問をお願い致します。

副会長

工業活性化ビジョンの成果と課題の「短期的方策」に「寝屋川市の学生が考えるビジネスプラン・コンテスト」という工業会が主催している事業がございます。これは工業会が主催ですので、工業活性化ビジョンのふりかえり内容に含まれているのかと思いますが、実際は、摂南大学の学生さんにもご協力いただいて色々提案いただいているプランについては、商店街の活性化や食べ物の新製品、レストランに関する案がありまして、工業に関するものより地域活性化策の方が多くを占めております。

我々も対外的に周知できていないので、商団連の方もどのようなプランがあるのかということをおそらくご存知ないかとは思いますが、それらについては今後、情報交換などを進めていく必要があるかと思っております。

「寝屋川市の学生が考えるビジネスプラン・コンテスト」は商業の活性化にも繋がるような事業ですので、この事業の位置づけについて工業に限っていないということをご理解をいただきたいです。

委員

先程のお話と繋がってきますが、寝屋川市から買物に行く場合はほとんどが守口市か大阪市に出ていく方が多くなっているように思います。ですので、なるべく市内で買物ができるようになれば良いのではないかと思います。

あと、他の委員もおっしゃっていたように、寝屋川しかない6次産業を推進していただければ、農業と商業が繋がってくると思います。それらの商品を量販店に置くことができればすごく良いのではないかと感じています。

さらにいつも感じていることなのですが、私達が新年会や送別会などをするとき、市内で会場が見当たらず、ほとんど市外に出てしまいます。「できるだけ寝屋川市内のお店で消費することができたら」とメンバーみんなが言っております。

委員

なかなか難しいご意見をいただきまして、ありがとうございます。実は消費者協会の委員にもご出席していただいておりますが、毎年、量販店部会というものを開催しております。寝屋川市内の平和堂さんやイオンさん、イズミヤさんなどが来られて意見交換をさせていただきます。

その際、毎年、消費者協会から「大阪もんの農産物の販売はいかがですか」という問いかけをしていただくのですが、量販店さんとしては「売りたいのですが、安定供給ができないのです」というお答えをいただきます。

量販店において「大阪もん」「寝屋川もん」を置くことができれば、両方にとって良いことだとは思いますが、今後は、農業者と商業者で考えながら進めていく必要があるのではないかと考えております。年間を通してということではなく、例えば、「1週間だけ」「3日だけ」ということも考えております。

会長

先程、副会長からもお話があった「ビジネスプラン・コンテスト」について、工業会さんが中心に開催されていますが、中身については商業関係のプランもたくさん出されております。今後の連携などについていかがでしょうか。

委員

その辺りについては、私達も勉強不足ではあったのですが、おそらく学生さんの発想であれば、ものをつくるというより、商店街でどのような人のにぎわいをつくるのかということ若い人として考えることができるのではないかと思います。

その点については、我々も取り組んでいかななくてはいけないと思っております。商業の活性化に繋げようということで、毎年色々な商店街も取り組んでおります。ただ、商店街については、年齢的にも40～50歳代の方が中心となっておりますので、若い人のアドバイスをいただきたいと思っております。

会長

若い方の発想ということで、ビジネスプランの参加経験も踏まえていかがでしょうか。

委員

私は寝屋川市では駅から大学まで自転車で通っておりますが、道が狭く、保育園などもあり危ないという事で、ガードレールの設置についてビジネスプランで提案させていただきました。

会長

それは起業というところには繋がっていないということですね。

委員

昨年までビジネスプラン・コンテストの事業委員長をやっておりまして、ビジネスプランの話になったので少しだけ説明をさせていただきます。寝屋川市の学生さんが考えるということで、4回実施をしております。

学生さんも考えておられまして、「寝屋川市」にこだわっておられるのです。例えば、大葉や自転車、川などです。なぜかと言うと、寝屋川市にこだわっている学生さんが賞をとるという統計的なものがあるようです。ただ、「そうではないです」ということで、4回目からは「寝屋川市」にこだわらずということで、若干変わってきたようにも思います。

今年は5回目を迎えて、3校を訪問させていただくと、「今回5回目になるが、今まででビジネスのプランになるようなものはないのか」という厳しい意見もいただきます。工業会のメンバーには、「手を挙げるところはありませんか」ということで受賞プランを示していますが、今後は商業者さんや農業者さんとも共有していければいいのかなと思っております。

ただ、今はビジネスプランの情報についてはクローズした状態になっており、勝手に実行されたら困るので「必ず工業会を通して下さい」という話になっております。ビジネスプランの詳細については工業会に来ていただくことになってはいますが、まだ手を挙げて下さった事業者はおりません。

学生さんはネットで寝屋川市を調べられており、大葉や酒粕をつかったケーキに関するプランもありました。先程も話にありましたように、大葉でも実際は2軒しか生産されていないということですが、そうすると他に農産物として寝屋川に何かあるのかを聞いてみたいです。

ビジネスプランの話になりましたが、工業に関わらず、農業や商業を活性化しましょうというプランが結構多いので、その辺も参考にしてもらったらいいいのかなと思います。情報の公開については、工業会と相談するという話になるかと思っております。

会長

例えば、若い方の発想を農業に生かすということは難しいことなのではないでしょうか。

委員

特産物づくりなど目標を定めてそれに共感できるように持って行かないと、特に若い方は農業をどのようにやっていけば良いのかということがわからないと思います。国でもうろうろしているような状態で、「農業で食べていけるのか」など農業で夢が見えない状況ですので、我々もその辺りで苦勞をします。

委員

自分のところの宣伝をして申し訳ありませんが、昨年、商団連の青年部で「ねやバーガー」というものをつくらせていただきました。大葉を使ってやるという話も出まして、事業を展開するために車なども購入し、寝屋川市民の5分の1くらいの人には知っていたいたかなという形で進めております。

今年度、青年部が考えているのは、もともとつくった「ねやバーガー」は元祖ということで、市内の各店舗で自分の店の「ねやバーガー」に取り組んでもらおうと考えております。あくまでも、にぎやかしの街ということで取り組みを進めております。

会長

ありがとうございます。それでは、事務局から情報提供などはございますか。

事務局 資料7「国や大阪府の産業振興の動向」に基づいて情報提供

④(仮称)産業振興条例検討案（構成案）

事務局 資料5「(仮称)産業振興条例検討案（構成案）」を説明

会長

産業振興の方向性などにつきましては、今後じっくりと検討を進めていくということでございます。構成案の中だけで特にご意見はございますか。特にないようであれば、この構成案についてお認めいただいたということによろしいでしょうか。

各委員異議なし

会長

ありがとうございました。

⑤その他

事務局

- ・ 次回の意見交換会について説明（7月9日（月）15：00～17：00）
- ・ 条例構成案に肉付けしたもの（検討案）を事務局から事前に提示するので、それらについて意見を次回意見交換会までに整理をしてもらう旨を依頼
- ・ 第3回以降の意見交換会の日程について説明
第3回：8月6日（月）午後
第4回：9月5日（水）午後

(2) 第2回寝屋川市産業振興のための意見交換会

① (仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案

●条例の共通認識事項と第1条(目的)について

事務局 資料1「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」の「共通認識事項」および「条文検討案 第1条(目的)」を説明

会長

みなさんからご意見やご質問をいただきます。共通認識事項については、「みんなのまち基本条例」に定める自治の基本理念と原則を踏襲しようと言うものでありましたが、いかがでしょうか。

各委員 特に意見なし

会長

それでは、第1条の目的について、何のために条例をつくるのかということで重要な部分になります。示された論点について皆様のご意見をお伺いしたいと思います。まずは、「産業と市民生活の関係」について商業団体連合会ご意見をお願いします。

委員

商業団体連合会の現状を申し上げさせていただきます。市内には1,700店の店舗がありますが、そのうち900店が同会に加盟しております。その中で、量販店と呼ばれるものが40店舗であります。ここで申し上げたいのは、商業団体になかなか入ってくれない店舗が多くなっております。全国チェーンの専門店などが寝屋川市にも進出しており、組織には入らずに「一匹狼」でやっておられます。

これについては、良いところ取りをされているという風に我々は感じております。売れるときは売って、売り上げが下がり見込みがないということになれば、すぐ撤退してしまうと。この点について、我々の組織がどうこうというよりも、一番困っているのは市民の皆さんではないかと思っています。店舗が撤退した後、その土地は更地になり、買い物弱者や買い物難民といった問題が出てくると思います。

商業団体連合会として条文の中に入れてもらいたい項目を次回の意見交換会までに事務局に届けたいと思っています。なぜかと言うと、組織に入ってもらわないと、まちづくりについて事業者は全くノータッチという状態になってしまいます。組織に入ることにより、何かしらまちづくりの一端を担っていただきたいと思っています。

会長

非常に重要な視点からご意見をいただきました。工業会はいかがでしょうか。

委員

論点の中に「大企業と中小企業の取り扱い」とあります。この点について、わからない

部分もありますが、今年度につきましてはパナソニックさんが大量解雇を行なっております。例えば海外に1年契約毎に出ていかれるということで、5年くらいが限度ではないかと思っております。自分の役割が終わったら帰国して、給料も海外で稼いでこられると。そのように技術やノウハウを持った方がどんどん海外に流出してしまっております。人材に関する情報を大企業から中小企業にご提示いただけるとか、人材をあっせんしていただけるようなルートを構築してもらえたらと思っております。

あと、企業は必ず社会貢献ができなければ駄目だと思います。「儲からなくなったら出ていく」「金さえ儲かればいい」というように、情報開示やガバナンス、コンプライアンスといった大事なことを経営者が忘れてしまい、目先の利益だけを追求しないよう、その地域の人々と共に歩いていくという姿勢を創るようにできればと思います。そうすると、企業として継続性もでき、地元社会でも信頼を得て、ますます発展していくと思います。ただ、組織に入らず、個人プレーで儲かる時だけ儲けるというパターンが多くなってしまくと、寝屋川市としてまちづくりが進めにくくなるのではないのでしょうか。それらを条例で縛れるか？ということが課題だと認識しており、条例案に盛り込むことができればと思っております。個人的な意見ではございますが、よろしくお願い致します。

会長

大企業と中小企業の取り扱いについて、寝屋川市全体で見ると中小企業が多い訳でございますから、条例内では「大企業」「中小企業」を敢えて表記する必要はないように思います。ただ、大企業といっても、グループ会社の1つ1つをみると、中小企業と何ら変わらないという感じがします。大企業と中小企業の協力体制の構築は重要だということも、只今のご意見に含まれていたかと思えます。

あと、農業関係についてはいかがでしょうか。

委員

非常に難しい問題だと感じております。家庭というものは家と庭があってこそだと思いますが、寝屋川市では緑が減ってしまい大変な時代になったと思っております。そういう意味では緑と農が協調していく必要があると思います。各農家の経済問題も伴いますので、なかなか潤いのある土地を残していくということは至難の業だと思います。

ただ、土地は一人で使うものではなく、みんなで活用するという精神が必要だと思うわけですね。各農家に相続の問題など色々あると思いますが、どのように産業の環境づくりを進めていくのか、産業の発展について、色々な視点が必要になってくると感じております。

会長

市民生活を送る中で、緑や農というお話をいただきましたが、やすらぎや憩いに関する部分がまさにそこにあると思います。今後、農業後継者問題ということもあるかと思いますが、農業を産業としてどのように残していくのかということも、条例のなかで考えていくことができればと思います。

市民や消費者の視点ではいかがでしょうか。

委員

大阪府は2%しか農産物の生産がありませんので、大阪産（おおさかもん）推進会議で

色々な取り組みが進められていますが、我々も地産地消ということで、近くでできた農産物を店舗に置いて欲しいと量販店との懇談のときにもお願いしております。ただ、なかなか実現できないと聞いております。また、大阪の伝統野菜を欲しいと思っても、なかなか手に入りませんし、どこに行ったら手に入るのかわかりません。何度も申し上げますが、なるべく、消費者としては地場産野菜が手に入りやすいようにしてもらいたいと思っております。

会長

地場産野菜を口に入れると言う事はある意味では幸せですし、贅沢なことだと思います。そういうものを求める声に、どのように応えていくかについては、産業振興を進める中で考えていく必要があるかと思えます。

色々なご意見をいただきましたが、第1条の条文内容に特に問題がなければ、次の議題に移りたいと思えますが、よろしいでしょうか。

各委員 異議なし

会長

ありがとうございます。また、特に何かございましたら、ご意見をいただければと思いますが、この1条の中で、皆様にご議論いただきましたことができるような態勢をとっていかうと、こういうことでございます。

事務局（部長）

色々のご意見をいただきましてありがとうございます。事務局として、今いただきましたご意見と第1条の論点を踏まえて、少し整理をさせていただきたいと思えます。

まず、「役割と責務の取り扱い」につきましては、地域貢献やコンプライアンスの話もいただきました。また、チェーン店関係の話もいただきました。この辺りを踏まえて、役割と責務について、どこまで条例に書いていけるのかということだと思います。

「産業と市民生活の関係」で言いますと、これが第1条の大きな部分となります。第1条の最後に「もって市民生活の向上やまちのにぎわいと・・・」とありますが、市民生活が向上して、なおかつ地域が活性化し、新たなものも創出していくというのが、第1条の本質と言えます。ただ、それには既存産業の安定化や活性化が不可欠ということになります。

「市民と消費者の取り扱い」については、後段でも出て参りますが、「消費者の視点」は産業振興のなかで重要となって参ります。商工農それぞれに関わっている方も併せて、消費者の目とともに、雇用の面なども市民の視点になってくるのではないかと思います。

「中小企業と大企業の取り扱い」については、本市では、もちろん大きな企業もおられますが、製造業に限らず基本的には中小企業が多い状態でございます。中小企業を定義付けすると、逆に大企業も定義付けする必要があります。当然、大企業との技術者のノウハウなどの共有は非常に重要になってくるかと思えますが、寝屋川市域を考えた場合、どのように網をかぶせるのかということが問題となってきます。

条文案にもございますように、敢えて「中小企業」という表現は、現段階では避けさせていただきます。もともと中小企業が多いという本市の特性を踏まえております。

ただ、文言として記載するか、記載しないかという議論もあるかと思いますが、現段階ではこのような表現となっております。

あと、なぜ「役割と責務」があるのかということですが、ここの部分が「みんなのまち基本条例」を踏まえた形となっております。「みんなのまち基本条例」では、「市民」「議会」「行政」の協働ということで、それぞれの役割と責務を条例内で謳っています。産業に関する条例で言いますと、産業に従事される方、市民、消費者、行政などの役割と責務があるのではないかと。これらの方々の役割と責務を産業振興の中である程度位置づけをしていきたいと思っております。そうすることによって、今いただきましたご意見を条例に反映していくことができるのではないかと考えております。

第1条は文字にすると3行と少しなのですが、みなさんからの色々な想いをしっかりと受け止めながら、基本的には役割と責務を明確にすることで、既に本市で産業に従事されている方もそうですし、チェーン店など今後本市に入って来られる方に対して、「寝屋川市の産業振興にしっかりとご協力いただきたい」ということで使えるような条例にしたいと思っております。

できるかどうかは別として、開発許可の際にこの条例を相手にお渡しするとか、強制力があるかはともかく、これは行政の責務として考える事ができるのではないかと考えております。

会長

ありがとうございます。わかりやすく整理をしていただいたと思います。

委員

資料の「共通認識事項」に「みんなのまち基本条例」に定める寝屋川市の自治の基本理念と原則を踏襲」とあります。ご説明をお願いします。

事務局

本市の自治の基本理念に「協働」を据えております。特に、市民参画や協働を進めるということで「みんなのまち」という表現をしております。これは、一人ひとりではなく、「みんなでまちを良くしていこう」ということです。「みんなのまち基本条例」では「市民」を一括りにしておりますが、「市民」「議会」「行政」が目的や意識を共有し、「協働」「参画」をしっかり進めていこうということで、この部分が現在の寝屋川市の政策の柱となっております。

●第2条（定義）について

事務局 資料1「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」の「条文検討案 第2条(定義)」を説明

会長

只今の説明についてご意見やご質問はありますか。条例内の用語を明確にする部分でございませう。

副会長

商工会議所は「産業経済団体」になると思いますが、「事業者」から「商店街」までは

文字通り定義付けができるかと思います。他市の条例等を見ると、「経済団体」には商工会議所や商工会とともに、農業協同組合や商店会などの事業者の集まりも含めて経済の団体と定義付けをしているところもあります。寝屋川市工業会や商業団体連合会も事業者の集まりだと思いますが、商工農と分けると工業会は工業になると思いますが、「産業経済団体」は商工会議所の他にどのような機関・団体が当てはまるのでしょうか。

委員

工業会は機械をいじってものを造るというイメージがあるかと思います。ただ、最近は大イワハウスが500万円くらいで野菜を作るハウスを売り出しております。工業の事業所がそのような施設を買って、野菜を育てたり、横にレストランをつくったりすると、工業会イコール工業者ということではなく、第2条の定義でいうと、「事業者」に入ってくるように思います。会社の看板だけで、工業や農業、商業に分類するのは難しい時代になっていると思います。

会長

「工業者」「農業者」「商業者」が重なり合っているということと、その分類に入らないところは「事業者」で包含するということになるかと思います。

委員

先程は「産業経済団体」は商工会議所だけということを言われたのでしょうか。

副会長

あくまでも、他市の条例を参考にすると、ということですが。

委員

商業団体連合会も当然「産業経済団体」に含まれると思います。むしろ、商業団体連合会や商店街を特定して入れて欲しいです。地域貢献やまちづくりを間接的に進めていけるのは我々だと思っております。祭りや消防の訓練などを通じた地域貢献などはチェーン店ではできないですね。だから、我々が代わりにやるから、チェーン店などは我々の組織に入りましょうということで、今までもやってきましたから、「産業経済団体」という言葉が良いか悪いかはわかりませんが、そこに商業団体連合会は当然入ると考えております。

会長

当然「産業経済団体」ですから、工業会も入るのでしょうか。あと、商店街の組合や農業協同組合も含まれてくるのでしょうか。

委員

第2条で挙げていただいている6つについては、重なり合っても良いのではないのでしょうか。

会長

重なり合って当然と言うご意見もいただきましたが、今後、商工農が重なり合っていく

のは当然ではないでしょうか。明確にきちんと分類する方が難しくなるように思います。

事務局（部長）

今委員からもご意見がありましたように、「Aさんは工業者」という設定はだんだんとナンセンスな時代になりつつあると思ひまして、Aさんが工業者であり、商業者であり、また農業者であっても良いのではないかと考えています。

厳格に法律的に言いますと、野菜工場は農地法に抵触しないとか、食品衛生法に抵触するとか、それを言い出すと法律毎に定義しなくてはなりません。それよりもむしろ、地域の活性化や市民生活の向上を最終的な目的にするのであれば、ゆるやかに、「あなたはどれかに定義されるのではないですか」という形でも良いのではないかと考えております。

ただ、条例の関係上で問題提起をさせていただくと、例えば、農業で言いますと、市外の方が寝屋川市内に農地を持っており農業をやっておられるケースや、農地を持っているけどだれか別の人に農地を貸しているケースなどがあります。商業者も工業者も一緒だと思うのですが、定義としましては、どこかで必ず当てはまるというか、すべてのケースの方を包含できるような定義付けをしたいと考えております。書き方については事務局で案を出させていただきます。

「産業経済団体」についてもご意見がありました。市の条例ですので「寝屋川市商業団体連合会」「寝屋川市工業会」という記載の方が良いとか、「商店会連合会」はどちらに入るのか、といった細かい問題も出てくるかと思ひます。固有名詞を出すのではなく、しっかりと読みとれる記載にした方が良いという意見もあるかもしれません。

「商業者」についても、一括りは難しいかもしれません。

「工業者」については定義が難しいかもしれません。製造業だけではありませんし、工業会の構成を見ましても、色々な事業者の方もおられますので、単純にそれらの方を工業者と言っていいのかと。他市では色々な分類をしておりますし、敢えて分類していないというところもあります。

あと、「消費者」については、定義がいるように思ひまして、「市内で買い物を」という部分も含めて、消費者の役割も必要であるならば、ここに定義することになります。この辺りはもう少し整理をさせていただき、次回以降に提示して参りたいと考えております。

さらに、寝屋川市でも進めております大学連携という面では、「事業者」に大学や学校法人も入ると言われたらそれまでですが、実際に本市では7つの学校法人と包括連携協定を結んでおりますので、学校法人についても定義付けをして、期待する役割として、産業分野での大学生との協働や研究分野での連携などについて記載するという事もできるのではないかと考えております。

実際のところ、表現はともかくとして、みなさんに是非お聞きしたいと思ひるのは、商工農を個々にしっかりと定義した方がいいのか、読みとれる範囲でいいのかというところでございます。

また、地域貢献の過去の経過も踏まえて、「産業経済団体」については、「寝屋川市の地域に貢献していく団体である」という表現にするとか、固有名詞をしっかりと出すとか、色々なご意見をいただきたいと思ひしております。

この第2条につきましては、本日すぐに結論がでるとは思ひませんので、まずは忌憚のないご意見をいただきまして、事務局で整理を進めたいと思ひしております。

委員

寝屋川市の商店街の現状を一定ご理解いただいていると思いますが、定義で「商店街」とありますが、これは「産業経済団体」に入れられないのでしょうか。なぜ、「商店街」と「産業経済団体」を分けているのでしょうか。

事務局（部長）

これについては特に分けていることに大きな意味はございません。他市では一緒になっているところもございますが、商業集積という観点から、商店街が寝屋川市の特徴の一つにもなっております。また、現段階で分類を大きくしてしまうと、議論の幅が限定されてしまいますので、定義する用語として多くの用語を提示しております。

今後の議論でももちろん「商店街」を「産業経済団体」に含めることもできます。また、「商店街」として地域に貢献するという思いや現状も色々あるとは思っておりますし、我々としては本市の特徴の一つとして、商業の集積性というところがあるのではないかと考えているわけであります。

委員

実は商業団体連合会の下部組織として、すべての商店街が入っております。木更津市の振興条例の商店街の定義では「市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む店舗が集積している地域をいう」となっております。ただ、商業団体連合会から見ると、集積している地域ではなく、組織として見ております。組織とは何かと申しますと、代表者がいて、活動があり、お金の動きもあるということです。

商店街を「集積している地域」と見るか、「組織」と見るかのどちらかだと思います。小学校の勉強であれば、店が4～5店集まっているから「商店街」ということで良いかと思いますが、商業団体連合会から見るとちょっとニュアンスが違うと思っております。

事務局（部長）

無理に「商店街」を定義するより、「産業経済団体」の中で商店街を定義付けする方が現状に即しているということでしょうか。

定義が条文の中でどのように作用するのかということが、条文立ての考え方になるのですが、今のお話からすると、現実には商業団体連合会の下に各商店街がおられるということで、「産業経済団体」の中で「商店街」という定義を含めるように修正をさせていただきます。

委員

先程からお話しがありますように、やはり「消費者」を条例で定義していただきたいと思います。事業者、商業者、工業者、農業者もすべて消費者であり生活者でありますので、条例で定義していただいた方が良いと思います。

寝屋川市内で買い物するより、市外に出ていかれる方の方が多いということがネックになっていると思いますので、条例内に「消費者としての意識を持つ」という内容を入れていただければありがたいですね。

事務局（部長）

只今のご意見を踏まえまして、「消費者」を定義するとともに、その後に消費者の役割と責務についても表現していきたいと思えます。

会長

先程、学校法人の話が出ましたが、「産業経済団体」に教育産業界を入れているところもありますので、学校法人についても加えられたら良いのではないかと思います。

あと、「消費者」を是非入れるべきであるというご意見については、私も大賛成です。例えば、寝屋川市にはいくつかの大学等がありますし、すべてを合わせますと学生数も相当になります。そして学生はみんな消費者にもなるわけです。やはり、産業振興というのは、業を営む者だけではなく、業を営む者から品物・サービスなどを買うという行為が入ってこそ、寝屋川市の発展につながると思います。そういう意味では、「消費者」は産業振興を考える場合必要になってくると思います。

分類については色々あるかと思いますが、市としては、今回資料で提示したような分け方で整理してみようということであろうと思います。

●第3条（基本理念及び基本方針）について

事務局 資料1「（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案」の「条文検討案 第3条（基本理念及び基本方針）」を説明

会長

基本理念や基本方針についてご意見やご質問をいただきたいと思えます。

事務局（部長）

説明について補足をさせていただきますでしょうか。第3条については、あくまでもたたき台ですのでA案とB案のどちらかを選ばなくてはいけないということではありません。B案については、A案に「市民の理解と協力の下に」を追加して強調しているというのですが、表現については今後変わってくると考えております。

あと、第2条でのご意見を踏まえまして、「市、事業者、産業経済団体及び市民」の「市民」が「消費者」という表現になるかもしれません。そして、その後の「市民の理解と協力の下に」の「市民」については、消費者も含む市民全体を含むことになるのかと思えます。

地域貢献の話も先程から出ておりますし、ブランド化については商工農すべてが関わってくる事がございますので、今後の方向性としましては、「地域特性をもっと前面に出した表現にすべきか」ということも論点になってくるのではないかと考えております。

会長

A案とB案のどちらかということではなく、第3条全体でご意見をいただければと思えます。

委員

他市の条例の資料をいただいたのですが、このチョイスに意味があるのでしょうか。枚方市や大東市などは近隣ということもあると思えますが、例えば、寝屋川市と似た産業構

成の自治体とか、何か意味があるのでしょうか。

事務局（部長）

基本理念や基本方針については、地域特性そのものが発揮される場所だと思いますので、事例については様々な自治体のケースを掲載させていただいております。

例えば、枚方市であれば観光が含まれておりまして、これから先、市としてどのような分野に重点的に取り組んでいくのかという方向性を記載しているところもあるかと思えます。ただ、短期的にというより、普遍的な条例にしていく必要もあるかと思っておりますので、このような案となっております。

委員

事例の5ページに船橋市の条例が掲載されております。この中で、商業について、商店街と大規模小売店舗との「共存共栄」が記載されており、寝屋川市ではある程度、共存共栄の取り組みが進められていると思えます。

大規模小売店舗は、条例ができれば、コンプライアンスの問題もあって結構条例を守ってくれると思いますが、中小のスーパーなどは言う事を聞かず、商業組織にも入らないというケースが多いと思えます。特に、関東資本の会社は割り切っていると言うか、商業組織には加入しません。そのような事業者に対応できる方法なども考えていかなくてはならないと思っております。

会長

第3条は基本的な方針などに関する部分ですので、ご意見の部分はもう少し具体的な箇所を検討していくということにしましょう。

委員

第2条を変えたら、第3条の市民の部分も変わってくると思えます。私としては、第3条であればB案が良いのではないかと思います。

会長

先程事務局から、第3条の「市、事業者、産業経済団体及び市民」の「市民」を「消費者」に、その後の「市民の理解と協力の下に」の「市民」については市民全体ということになるのではないかとのお話しがありましたが、それについてはいかがでしょうか。

委員

「市民の理解と協力の下に」の「市民」については、おっしゃるように、市民全体ということで括っていただく方が良いと思えます。

会長

そうしますと、第3条については、「市、事業者、産業経済団体及び消費者がそれぞれの役割や責務を果たしつつ、市民の理解と協力の下に、・・・」となる訳ですね。他にこの点について何かございますか。

副会長

私もB案で「市民」が2つ出ていることが気になっておりましたので、前の「市民」を「消費者」に変える方が良いと思います。

また、それぞれの役割や責務が後段で出てくると思いますが、商業者や工業者、農業者はこの文章でいうと「事業者」に含まれるということになりますし、商店街は「産業経済団体」に含まれるということになると思います。そうすると、先程も話がありましたように、やはり商店街は「産業経済団体」になるということで良いと思います。

会長

先程、事務局からは「地域貢献」「ブランド化」ということも方針にどうかという問題提起もあったかと思いますが、いかがでしょうか。

委員

それぞれの地元で役に立っているという想いがあれば、何かしらの地域貢献を進めていくと思いますし、地域貢献を進める企業が本当の企業だと思います。最近はお店の了解を得ないとそのような取り組みが勝手にできないという店舗もあるようで、「本当に地元根付いて商売をしているのか？」という思いがあります。

そういう意味でも、特に小売業は人に対する思いやりを持って勝負をしないといけないと思います。「儲からないからまちを出ていく」店舗ばかりのさびしいまちに、寝屋川市をしたくないですから、是非とも、地域貢献ができる企業を優先して誘致できるような条例をつくっていただけたらと思います。

例えば、私の知り合いは堺の駅前で大きなスーパーが撤退したあとを買い取ったのですが、どうやって生き残ったかと言うと、半径 500m 以内の住民を顧客として非常にサービスを充実し、半年経って、ようやく軌道に乗ったということです。やはり、大きな企業については、地元と一緒に歩いていくという姿勢が大事だと思いますので、「コンプライアンス」についても条例に入れていただきたいと思っております。

会長

第3条の2の(4)には「地域産業を担う人材の育成および地域からの雇用の確保・・・」とありますが、農業からみると後継者の問題はいかがでしょうか。

委員

振り返って考えますと、田園都市であった寝屋川市はどんどん都市化が進み、農業が崖っぷちにきております。農地についても市の総面積の1割程度までに減少しております。農業を寝屋川ではできないのではないかと、農業の衰退に歯止めがかからない状態でずっと農業をやっております。

今は色々な形で市民に農業を理解してもらえるように努力はしておりますが、後継者の育成については非常に問題となっています。「自分の子ども、孫はどうなっていくのか」ということで、色々な状況を踏まえて考えていく必要があります。「本当に農地が寝屋川にあるのか」ということが言われるように状況が変わっておりますので、後継者や人材育成については非常に厳しいなと思います。

ただ、そのようなことばかりも言っておられませんので、農地の多面的機能や緑地機能

も大事なことですし、農地を子どもに引き継いで、人材育成も進めていきたいという気持ちは強いのです。

委員

本当に農業は崖っぷちという状態なのですが、自分の子どもだけではなく、農業をやりたいという人も発掘してくということも重要だと思います。これは、農業に限らず、商業でも工業でも重要なことだと思います。嫌々農業をやっている、当人にとってはつまらない人生で終わりますし、地域にも迷惑をかけますので、農業をやりたいという人の発掘・育成も今後の大きな課題だと思います。

委員

具体的なことを申しますと、市内の遊休地になっている農地を、例えば一筆にまとめることができるのであれば、2～3年間、午前9時から午後5時まで若い人を社員として扱って、農業に取り組んでもらい、生産性を上げると。任期が終われば、そこを法人化して引き継いでもらい、就農した若い人を専門家である農家がバックアップすることで、死んだ土地を有効利用できるのではないのでしょうか。山林についても同様だと思います。しっかりと手入れをすれば、また松茸も採れるかもしれません。

どこまで市が援助できるのか、また、市民の理解が得られるかというところもクリアすれば、後継者の問題も、やりたい人に何年かの猶予を与えて、その間に自立できるよう、大きな規模でバックアップすればいいのではないのでしょうか。農業が完全に衰退する前に、若い人に農業という職を提供するというのもひとつの手ではないのでしょうか。

会長

新しい農業を模索することも、産業振興の大きなテーマだと思います。

委員

新聞にも農地をまとめてという取り組みが載っておりました。取り組みは大変なことだと思いますが、非常に大事なことだと思います。

事務局（部長）

議論の途中だと思いますが、いくつかのキーワードが出てきたように思います。ひとつは「後継者」ですが、農業に限らず、商業や工業でも問題になっていることだと思いますので、第3条の2の（4）には「後継者」という文言も入れさせていただければと思っております。

また、第3条の2の（2）では、「商業、工業、農業の各分野間における連携および協働の促進を図ること」とあり、「連携および協働」は「連携もしくは協働」なのかもしれませんが、ここの部分が「みんなのまち基本条例」の精神と合致する部分であります。ここが、市として今後特に力を入れていきたい部分でもあります。

農地を集めるというアイデアなどは、現実的には権利関係の問題もあるかとは思いますが、分野を超えた連携や協働を進めることができる考え方ではないのでしょうか。前回でも話がありました「ねやバーガー」についても、地場産の野菜を活用するなど、商業と農業

の連携が生れ、さらにそれがブランド化につながっていくということで、第3条の2の(2)は非常に重要な部分になってきます。

第3条の2の(3)「産学公連携の促進を図ること」については、行政や大学が入ってくるので、(2)と敢えて分けさせていただきましたが、産学公連携についても協働のひとつのスタイルになってきますので、この辺りが市として特徴的な部分になってくると思いますし、今までのご意見を伺わせていただいても重要な鍵になってくるように思います。

それから、「共存共栄」についても、我々は、もう少し考えていく必要があると思います。また、論点に入れなくてはいけないのは、「まちづくり」に産業がどのように関わっていくのかということです。これは大きな柱になると思いますが、この点については、行政と一緒に取り組んでいくこととなります。

あと、論点の中で「地球環境、省エネ等」を出しておりますので、この点につきまして、ご意見をお聞かせ下さい。

会長

産業振興を進めていく上で、「地球環境、省エネ等」といったことを先取りするのも寝屋川らしさに繋がると思いますが、この論点についていかがでしょうか。

委員

今後、省エネが騒がれており、うちの事業所では家庭と同じ程度の電力しか使わないのですが、中小企業では結構電気をつかっているところもあり、24時間操業しているところでは、機械を止めた場合、機械を再稼働する際に半日くらいかかるということもあるので、省エネの取り組みについて「できない」というところもあり、下手をするとつぶれるというところもあると聞いています。

委員

資料の共通認識事項で「社会経済状況の変化にも対応できる内容（普遍性）」という記載がありますが、今確かに「地球環境、省エネ等」は大きな課題だと思いますが、企業の社会的な責任として新しいものが出てくるのではないかと思います。ですから、「地球環境、省エネ等」を明記することが悪いという訳ではありませんが、これだけなのかという不安があります。

委員

消費者の立場としては、「地球環境、省エネ等」を明記していただきたいと思います。私たちは去年まで環境家計簿の取り組みを進めておりまして、省エネを進めるべきだと感じております。条例に省エネを明記することで、市全体で環境問題に取り組んでいるということが確実にわかることになると思います。やはり、みんなにわかるように記載することが、情報発信や啓発になると思いますので、これは欠かせないのではないのでしょうか。

副会長

「省エネ」という言葉自体がマイナスの発想と言うことで、新しい言葉に変えようという動きがあったと思いますが、難しいですね。その時代で使っていた言葉が、何年後かに

同じようなイメージで使われているのか、それらしい表現であればとは思いますが。

委員

ゴミ減量推進会議というものがあまして、私たちは「もったいない市・エコやん」というイベントをやります。ワンガリ・マータイさんの「MOTTAINAI（もったいない）」をみんなに普及しております。市のゴミ減量の推進基本条例には「もったいない」が入っているとします。「省エネ」より「もったいない」を大事にしたいなと思いました。

会長

産業振興でまちが活性化するというのは非常に大切なことだと思えます。ただ、地球環境、地球資源には限界がありますので、できる限り末永く良い環境を保つという考え方が根底にあって、産業振興というものがあるべきだと、そのような形でこの辺りがまとまれば良いのではないかと思います。

事務局（部長）

実は、条文検討案の論点には「節電」ではなく「省エネ」と記載しております。

原発の状況等を考えた場合、電力の供給が難しい局面に来ているのは事実なのですが、政府自身が今後のエネルギーに関する明確なビジョンを示せていない中で、全体的な流れとして単純に原発に依存することは危険であるという流れがあります。一方、現実の問題として原発が稼働しないと産業が成り立たないということが議論になっております。

この条例について、未来永劫変えないということではありませんし、その時々想定ができないような局面になった場合は条例を変えていくことになるかと思えます。ただ、現在のところは、今の社会状況等を踏まえまして、「節電」という表現ではなく、あくまでも「省エネ」という表現としております。

また、「もったいない」は消費者の視点のように思えます。産業振興はつくる側、供給する側の視点もありますが、なぜここに消費する側の視点を入れるかと申しますと、今の地球環境も踏まえて、できるだけ効率よく、持続可能な社会にしていこうという視点が重要になっているところがございます。これは、消費者の役割と責務に記載する必要もあるかもしれませんし、事業者全体に対しても「省エネ」で括るのではなく、環境という視点を踏まえて、目の前の「節電」ではなく、もう少し先を見通したような記載にしておかないと、何かあるたびに条例を改正しなくてはいけないとなると、その条例の信頼性の問題にもなって参りますので。

委員からもご指摘いただいたように、条例の普遍性という部分からも、表現については慎重に検討していかなくてはならないと考えております。

会長

あと、第4条の検討が残っておりまして、もう少し時間をいただければと思っておりますが。

事務局（部長）

我々と致しましては、現在、第3条まで議論をいただいております、先を急ぐという訳ではございません。第4条に関しましては、中身の話というよりも、役割と責務をどの

ように記載していくのかということが大きな論点になって参ります。

なぜ役割と責務を書いていくかと申しますと、「みんなのまち基本条例」を踏まえていきたいということで、協働を進めていくためには、それぞれの役割だけではなく、責務が伴うであろうということです。

「みんなのまち基本条例」では市民と議会、行政の役割と責務を記載した訳でございますが、今回の条例につきましても、その流れを受けて、寝屋川市のまちの活性化という大義に向け、みんなで分野などを超えて一緒にやっというということで、それぞれの役割と責務を記載させていただきたいと考えております。

冒頭にもお話しがありましたように、やはり寝屋川市にお店を出していただくのであれば、チェーン店であっても、地域に目を向けていただきたいということは我々地元の想いでもあります。そのようなところを含めて、今、市にいらっしゃる方々、そしてこれから来られるであろう方々、すべての方々を対象とした役割と責務であるとお考えいただければと思っております。

この部分は議論をはじめるとかなり時間もかかると思いますし、各分野の視点で、役割と責務をどのようにとらえていくかを今後、議論していきたいと思っております。この部分については、皆様から意見をいただかなければ、なかなか条文化もできない部分だと思っております。

感想で結構ですので、それぞれのお立場から、役割と責務についてお話しをお聞かせいただくと、次の条文化に向けた取っ掛かりになるかと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会長

役割と責務について、一言でも二言でもご発言いただきますと、事務局としても次回に向けて整理がしやくなるということです。商業者の役割、工業者の役割、農業者の役割、産業経済団体の役割、消費者の位置づけなどについてご意見をお願い致します。

まず、商業者の役割からいかがでしょうか。

委員

先程からお話にも出ておりますが、まさしく「地域貢献」、これしかないのではないのでしょうか。お店を開くこと自体が地域貢献ではないだろうかと思っております。お店を開くことによって、その街が活性化します。そうすると、土地の値段が上がり、固定資産税が上がると、税収も上がるということで、連鎖反応です。この連鎖反応が発生することによって、地域貢献になるのではないかと考えております。

そのような地域貢献に対しまして、大手の全国チェーン店は意識がないというのが現状でございます。具体的な形で条例の中で謳っていただきたいと思っておりますし、商業団体連合会としての要望書も作成させていただきたいと思っております。

会長

それでは、工業者の役割についてはいかがでしょうか。

委員

私の全く個人的な意見なのですが、ものづくりに関しましては、量産モノは海外に行っ

てしまい、国内に残っているのは、オンリーワンのモノだと思います。寝屋川市工業会のメンバーは 86 社おられますが、お互いにオンリーワンの事業体でございます。我々としては、「よそ様と同じようなことをやっていると生き残れない」ということは十分わかっております。ですから、特化したもの、よそにない技術に取り組んでいかななくては、事業体としては生き残れないということでございます。

今までは自動車やカメラに引っ張ってもらってきました。京都のおもちゃ屋さんのように一時的にはぐっと伸びましたが、「基盤さえ作ればどこでもやれる」というものでしたら、どんどん海外に流れてしまいます。

最近、怖いと思うのは、韓国のサムスンやLGなどが、日本の「三方よし」が重要であることに気がついてきた、というところです。日本のものづくりが本当に生き残っているのかというところに来ていると思います。

ですから、如何に世界に打ち勝つかというところは、個々の会社では多分無理だと思いますので、寝屋川市にバックアップしてもらえれば、例えば、産学公連携などで色々な情報や技術的なものを得ながら、生き残っていくことを考えないといけないと思っております。

会長

次に、農業者の役割についてお願いします。

委員

農業の果たす役割は非常に大事だと思います。まずは、市民に安心安全は農産物を提供することです。現在は海外から野菜等がどんどん入ってきておりますが、市民は地場産の野菜や安全なものを望んでいると思います。

また、緑の空間を守るということも大事だと思います。環境保全型農業の推進も含めて、農業の重要な役割だと考えております。大阪府内で寝屋川市が一番最初に、災害時における防災登録農地の取り組みを始めました。

いずれにしても、市の 1 割に満たない緑地についても、その保全等にできる限り取り組んでいかななくてはいけないと思います。さらに、今取り組んでいる貸農園についても、19 か所ありまして、1 区画 5 坪で、市民の申込みは 12.5 倍という現状です。体験型農園などにも取り組んでいますが、市民の方に農業を理解してもらおうということも我々の責務であると考えております。

会長

それでは、経済団体ということをお願いします。

副会長

商工会議所については、様々な事業を行なっております。事業者さん 1 社 1 社の個別の相談対応から始まり、検定試験などで事業収益を上げたり、このように地域の振興のための会議に参画させていただいたりしております。

ただ、商工会議所は、何もモノを取り扱っておりませんし、サービス業という訳でもなく、モノを売っている訳でもないということで、産業振興や地域振興のためには、色々な業界団体さんとの連携を持って、ビジネスチャンスの拡大、販路開拓、商売繁盛の機会を創出すると、このような役割に尽きるのではないかと感じております。

会長

消費者についてはいかがでしょうか。

委員

買い物については、寝屋川市から守口市や大阪市の方に出ていく人が多いのですが、寝屋川市内で買い物した方が良かったと思えるようにして欲しいと思います。寝屋川高校は100周年ということで、卒業生もたくさんおります。市外で集まるより、寝屋川市内で集まりたいという声も多いです。

消費者だよりの1ページも書きましたが、「ワガヤネヤガワ」ということがクローズアップされておりまして、住んで良かった寝屋川になるようにしていただきたいです。他市から寝屋川市に買い物に来たいというまちにして欲しいと感じております。

会長

ありがとうございました。各分野から役割や責務をいただくことができたと思います。次回、第4条以降を検討していきたいと思います。

委員

寝屋川市工業会が開催しているビジネスプラン・コンテストについて、前回の意見交換会において、工業に関わらず、商業や農業に関するプランも出ているので、これを参考にしてもらったらという意見がございました。それで、工業会で話しをさせていただきまして、それらのプランを提供することは可能であるということになりました。

事務局

ビジネスプランに関する事例が必要であれば、事務局に連絡下さればと思いますので、よろしく申し上げます。

②その他

事務局

第1回の議事録については、何かございましたら、事務局までご連絡をお願いします。それをもちまして、第1回の議事録をホームページにアップし、情報コーナーにも提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

- ・総合計画等の資料、次回までの意見整理についての説明
- ・次回以降のスケジュールについての報告

第3回：8月6日（月）午後1時～

第4回：9月5日（水）午後1時～

第5回：10月9日（火）午後1時～

(3) 第3回寝屋川市産業振興のための意見交換会

①総合計画の取組み事業に関する意見等について

事務局 総合計画の取組み事業に関する意見等について説明

会長

いまご案内いただきましたように、各分野代表のみなさんには、総合計画の取組み事業に関するご意見を伺うことになっております。では、工業分野からお願いします。

委員

工業会としましては、前回申し上げましたように、大手メーカーのノウハウを持っておられる方の情報をなんとか得ることができないかと思っております。工業会の方では新たな分野を一からスタートするということは大変なエネルギーが要りますので、できればそういう連携を取りながら新たな事業に進めるようなやり方があればと考えております。

委員

工業会として意見をまとめられてはないのですが、第4回意見交換会において提案したいと思っております。工業会メンバーには要望等出してもらうようお願いしております。4回目にお話させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

会長

ありがとうございました。次に農業分野からいかがでしょうか。

委員

農業サイドから考えると、限られた土地というものは市民の共通の財産だという想いがあります。緑豊かなところを強調していきたいと考えております。

委員

一番問題なのは、人口急増による小学校、中学校の増設、それから工場誘致によって農地がどんどん減っていったということです。そうすると農業については、他の地域に求めて、京都、三重県、あるいは奈良など近隣の他府県の方に移っていく方も出てきます。そこから30～40年経過する中で、世代交代しております。

そういう中で残された農地は非常に貴重な緑地なのですが、後継者がおりません。継続して農業をしていくには最低2千万円くらい、機械購入等に必要となります。色々なことにお金のかかる農業で採算がとれない中、どうやって子どもや孫に継承していくか。農業に携わる者として、後継者問題も含め、今後の農業の在り方を考えていかなければならないと思っております。後継者を獲得するためにも「魅力のある農業」にしていく必要があります。今後の農業施策、経済的なことなど厳しい問題が山積みされておりますが、残された農地をいかに守っていくか、継承していくか、大きな課題となっております。

事業における役割としては、今後の寝屋川市における農業の在り方を考えていく責任があると思っております。

会長

ありがとうございました。商業分野はいかがでしょうか。

委員

前回いただいた総合計画の取組みを読ませていただきまして、商業分野は4項目の記載があります。各事業予算ならびに人件費がいくらかかるかが書かれており、人件費は職員さんの経費なのかなと想像しております。商業施策について今までやっていただいたことは大変ありがたいことなのですが、ただ、産業振興条例をつくるにあたって一番大切なのは、今後市でどのように予算をつくっていただけるか、それをどう実行していくのかということだと思えます。

商業の組織について申し上げますと、この4項目については、ほぼ商団連が窓口をさせていただいております。すべてが、商団連がいただいている補助金ではありませんが、窓口をさせていただいております。寝屋川市は、商業者の窓口という組織がある稀な自治体なので、今後もこの形でさせていただきたいと思い、要望書も出しました。

それともう1点ですが、ホームページ「あきんどネット」の登録件数について目標値として平成21年度に620件、平成27年度には800件と記載されております。ただ、昨年度既に1,400件というありがたい状況になっておりますので、今後はこの「あきんどネット」をどのようにみなさんに見ていただくかという目標を設定する必要があるかと思っております。

委員

要望書を見ていただいたらわかると思えます。法律的なことなので早急に実現できるということはないと思えますが、現実には寝屋川市内で商売している方すべてが組織に入っているわけではありません。コンプライアンスという問題もあるのでしょうか、未加入者も網羅する方法はないのかなと思えます。寝屋川市内にはコンビニエンスストアが70~75くらいあるのですが、当組織には一部しか加入しておりません。元気わくわく商品券という事業をしようとした時に10パーセントくらいのシェアがあるのでとは考えますが、既に出店しているところに対して働きかけるにしても、我々が働きかけやすいようにしてほしいと思えます。

会長

わかりました。ありがとうございました。条例をつくり、今後それをどのように活かしていくかという話がありました。条例案について、一通り意見交換が終わった後、市からお話しいただこうと思えます。それでは、消費者としてはいかがでしょうか。

委員

消費者基本法と大阪府消費者保護条例についても一度見直してきたのですが、やはり大阪府は消費者を保護するということになっております。その中でも主体的に行動するための教育を受ける機会が提供されるということが網羅されておまして、消費者としては今回の産業振興条例に関しましても、消費者目線で寝屋川市の産業をいろいろと勉強したいと思っております。

先日、寝屋川市内の店舗が1,700軒くらいだとお聞きしましたが、消費者協会定例会においては「そんなにあるとは知らなかった」という意見もあります。寝屋川市の産業に関しましても、例えば工業についてどんなものがつくられているか、みんなが知りたいと考えています。市の方向性としては「ワガヤネヤガワ」というキャッチフレーズがございませぬので、「住んでよかった寝屋川市」という部分が重要になると考えております。

また、市内のどこに何が売られていて、どこで何が生産されているのか、全く知らない人が多すぎますので、私たち消費者協会には啓発する義務があると考えております。消費者として、その情報をいただき啓発していきたいと考えておまして、それらについても勉強して参りたいと思っております。

会長

ありがとうございました。消費者みんなで知っていきましようという流れの計画が必要だと感じます。最後になりましたが、産業経済団体としてのご意見をお願いします。

副会長

私も総合計画に目を通したなかで、不明な点がありますので質問させていただきます。商業の振興を図る部分の「魅力ある商店街づくり」のところで、「駅前の“市役所サービス処ねやがわや”のアンテナショップなどを市民に開放し、商業活性化を図る」とありますが、実際に起業を希望しておられる方、起業された方の割合はどうなっているのか教えてください。

また、その下段、商業活性化総合支援事業の推進というところで、「商店街の空き店舗を利用して商店街の魅力を高める店舗などを設置する事業に対して補助を行う」とあります。アンテナショップで起業を希望され、アンテナショップで試し、計画を練り直してこれでいけるとなったら本格的に店を出したいはずなのですが、空き店舗に入り、その後実際に事業を継続しているという実績があるのでしょうか。そのあたりについては成果としてまとめる必要があるのではないかと考えております。

あと、商工会議所の立場から申し上げます。先ほど「あきんどネット」の件数についてお話しがございましたが、商工会議所でも会員数の増加に向け、担当職員が店舗を回っております。ただ、現在は試用期間で、掲載料や登録料といった事業者負担はありませんが、平成25年度からは一部自己負担ということになっておりますので、それを踏まえまして会員を増やすというより、如何にして会員を減らさないように事業所にご理解いただくということ、また、それらの仕組みをより魅力あるものにしていくということが、必要であると考えています。

事務局

寝屋川市駅の下にある施設の一画に「市民チャレンジコーナー」を設けています。先ほどお話がありましたように、寝屋川市内で商売を始めたいなという人がチャレンジしてみて、自分の考えている事業に採算性があり、事業を始めることができるのかを試していただくということを目的に、設置しております。なお、実際に寝屋川市で起業したいという方は、産業振興センターの経営アドバイザーと事業計画をつくり、仕入れ先、資金の段取りも含め相談を行い、チャレンジコーナーで出店してみようかということで、期間は1週間となっております。

また、空き店舗を活用した中で、商売をやっているかを試していくのですが、なかなか起業するにはハードルが高いということが現状です。チャレンジコーナーを1週間お貸しして、電気代等含めて1万数千円しかいただいておりません。次は、空き店舗でもう少し規模を拡大して仕入れも行ない、もしかしたら従業員も必要になるかもしれないですし、当然家賃が必要になってきます。寝屋川市では、空き店舗で起業される方に対して、上限10万円で家賃の2分の1を1年間、最高120万円補助する制度もつくっております。そういった制度も活用しつつ空き店舗で起業された方もいらっしゃったのですが、採算と言いますか、そこで商売をして家族を養っていくというところまではいかないということで、1年少しで閉店されたというケースはございました。

チャレンジコーナーに関しましては、既にもう商売されている方が、今までと違う品物を少量だけ仕入れ、試しに消費者の購買調査を行うといったことにも使っていただけるように運用しているというのが現状でございます。

あと、「あきんどネット」につきましては、今年度末をもって終了となります。と言いますのも、市が10年間「あきんどネット」を運用して参りましたが、そこに情報を掲載する場合、料金は無料となっております。そうすると、料金が発生していませんので情報を掲載する側も積極的な活用を行うことがなくなり、情報自体が更新されないケースも目立ってきます。例えば、新しく店の内装を変えたとしても特に情報を更新しません。また、何年か前のセール情報が載っていることもあります。

そのような現状を踏まえ、「あきんどネット」が本当に商業の活性化につながるようなものになっていないということで、平成23年度に北大阪商工会議所に委託し、人材育成も含め、「まいぷれ寝屋川」という新しいネットを立ち上げることになりました。それが現状では「あきんどネット」の登録と重なっております。「まいぷれ寝屋川」に関しては平成26年度から登録料がかかります。登録料がかかるということはお金の請求がきますので、事業者の方は有意義に「まいぷれ寝屋川」を使おうとします。商売を積極的にしようという方はお金を払ってでもすると思えますし、それを見た市民の方もお得情報があればその店に行きまして、商業が活性化していくということです。

会長

もう一点、条例ができるわけですが、それを今後どうするのかといったところについて、ご説明をお願いします。

事務局

条例ができて、今後どう実行していくかということは、商業に関わらず非常に重要なご指摘だと思います。条例は、「産業振興をこういうふうに進めていきます」という方針を表していくものになるのですが、現在、様々な施策を行政では取り組んでいます。この意見交換会は、産業振興のための意見交換会ということで、条例だけに関わらず、様々なご意見を頂戴したいと考えております。現状このままでいいのかという事業もいくつかございますし、もう少し整理が必要なのではないかと思っております。

ただ、そのあたりで行政が勝手に制度設計をし直したところで、対象となる方にお使いいただけないということもありますので、色々のご意見をお聞きしながら、条例にあわせて必要なものは予算に反映できるよう、我々もがんばっていきたいと思います。

特に、みなさまと条例と一緒に考えていく中で、産業振興に関する課題をどう解決して

いくのかについて、様々な分野の方からご要望をお聞きしたいと思っております。また、我々が考えていることについてもお話ししたいと思っております。

会長

ありがとうございました。鎌田さん、なにか。

委員

先ほどお話しされた中で、商業については、いわゆるシャッター通りのようなところがたくさんあるわけですか。

事務局

一部商店街で、店舗が歯抜けのようになっている状態のところはあります。

委員

例えば、長浜とか彦根とか、近江八幡、伊賀上野といったところは観光である程度まちづくりをやっています。

ところが、寝屋川の場合は観光地なんてあんまりありませんので。四国のあるまちでは、商店街がシャッター通りになってしまって、空き店舗対策として、まちづくりや景観づくりも含めて、市の産業関連の課が音頭をとって取り組みを進めておられます。本来ならその土地には地主がおられますが、空いている店舗・土地は市が斡旋して人が留まるような空間をつくって再生しているということです。

要するに、市がどこまで首を突っ込んで取り組んでいけるのかということなのです。四国のあるまちでは大変苦勞されて、まちの流れと景観向上に取り組まれたということで、人があつまるスペースをつくるなど、様々な工夫をされることで、以前より商店街が元気になったということを知りました。寝屋川市でもそのような取り組みが重要になっているように思います。

あと、第二京阪の沿道開発についてはどうなっているのでしょうか。

事務局

今、小路地区のまちづくりでは、まちづくり委員会という組織をつくって進めております。あそこはかなり土地もありますので、「どういったまちづくりをすれば地域として活性化するか」ということを、市民と行政と一緒に考えております。

委員

この意見交換会で検討した結果や意見なども、そのまちづくりの取り組みに情報提供していただければいいのではないのでしょうか。せつかく様々な分野の委員さんが集まって意見交換を進めておりますので。

会長

みなさんご意見ありがとうございました。次の案件にいきたいと思っております。

②（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案

●条例検討案第1（目的）、第2条（定義）、第3条（基本理念及び基本方針）について

事務局 資料①「（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案」第1～3条を説明

会長

第1条が目的、第2条が定義、第3条が基本理念及び基本方針ということですね。前回の皆様からのご意見を反映しこのような条例案にいたしました。なにかご質問等ございますか。

各委員 質問、異議なし

●条例検討案第4条（市民の役割）について

事務局 資料①「（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案」第4条を説明

委員

先ほども申しあげましたように、私たちの目には見えてこない部分があります。寝屋川市で生産されているものを網羅して、どこで何を売っているのか等を分かるようにして、情報を提供していただきたいです。また、空き店舗などの活用も進めていただきたいです。

会長

やはり情報がよく見えないという問題がありますね。どこに行けば何があるのか、そういうものが一括してわかるような情報をまとめたものがあれば、消費者にとっては非常に良いのではないのでしょうか。

行政の役割に入ってくるところもあると思いますし、ある一面は商業者の役割、ある一面は産業経済団体の役割というように、多くの主体に少しずつ関係してくるようになっていきます。

事務局

寝屋川市でどんなものが生産されているか、非常に多くの利害関係を含む部分がございますので、行政から直接の情報発信というのは正直多くの課題があるかと思います。

せっかく産業振興条例を検討しているところでございますので、産業振興に資するという形で、ここにもありますが「協働」ということで、皆さんがお持ちの情報を一つに集約できるかと。

ただ、それをインターネットで発信することについては、取り組みやすいという反面、お年寄りも含めネットを使えない方はどうすればいいのかという課題もございます。この件に関しましては、すぐには結論は出ませんが、継続的にこの場で検討させていただきたいと思います。

農作物については、地産地消ということで総合計画にも記載がありますが、そういう視点での情報発信は取り組みやすいのかもしれませんが、情報の括り方の問題のようにも思います。地産地消というのは産業振興条例の基本理念の中でも推進していくものですので、

そういう切り口で「どこで、なにが買えるのか」という情報発信を地産地消の切り口で進めることも検討する必要があります。また、ここにお集まりの皆さんと一緒に情報発信ができないのかという検討も続けていきたいと思えます。

●条例検討案第5条（事業者の役割と責務）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第5条を説明

事務局

若干、補足をさせていただきたいと思えます。現在、商団連に加入されていない方への働きかけについて、第5条第2項にあるように、現在市内におられる事業者のうち未加入の方に対しての働きかけの部分を書いています。また、後ほど説明させていただきますが、第6条では商業者に限っておりますが、今後出店される方への加入の働きかけについても記載しておりますので、二重に網をかけるようにしております。

会長

第5条は事業者の役割及び責務ということですが、何かご意見ございますか。前回の意見交換会で出たいろんなご意見を反映していただいたようにも思えます。

●条例検討案第6条（商業者の役割と責務）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第6条を説明

委員

第2条の定義に戻ってほしいのですが、産業経済団体について、「商工会議所、農業協同組合及び・・・」と書いてありますが、寝屋川市の場合は、事業者が組織する産業振興に関する活動を行う団体として、既に商団連や工業会があると思えます。そういうものを商工会議所、農協と並列に並べることはできないのでしょうか。

事務局

商工会議所と農業協同組合に関しましては法律に基づく組織でございます。委員がご指摘のように、商団連や工業会をこれらの組織と並列にできないということではございませんが、例えば商業団体連合会さんが名称を変更される、あるいは組織の形が変わるといった時、それらの名称が条例に記載されていると、条例の記載も変更しなくてはならないということになります。

条例の中では法律に基づくものでない団体については、あくまでも固有名詞では記載しておりません。例えば、商工会議所についても、固有名詞である「北大阪商工会議所」とは記載しておりません。農業協同組合も寝屋川市には2つございますがその名称を記載しておりません。ここは条文の書き方の整理の仕方とご理解いただければと思えます。

委員

第6条第3項の「出店に際し産業経済団体への加入を・・・」となっておりますが、敢え

て「商業経済団体への加入を」という記載ではダメなのでしょうか。そうしないと曖昧すぎるように思いますし、例えば、逆に、「寝屋川市にある商業経済団体」というように明記していただいた方がありがたいと思います。

あと、要望書を商団連から提出させていただきましたが、その中で、この条例には罰則規定がないと聞いておりますので、「地域貢献に努めるものとする」という表現がニュアンス的に弱いような気が致します。せっかく条例をつくるのであれば、もう少し厳しい文言をできる限り使っていただきたいのです。

例えば、吹田市の条例は厳しい言葉を使って書かれたということがインターネットにも載っておりまして、吹田市の事業者、いわゆる商売人の声として、「吹田市で条例をつくっていただいて加入促進につながった、加入を勧めるのが楽になった」という意見もありました。ですから、ぜひその辺りを参考にさせていただいて、罰則規定がないということで、曖昧な表現はできるだけ避けて条文をつくっていただきたいと思います。

事務局

「商業経済団体」という記載についてはさらなる議論が必要ですが、定義の方にもそのように書いたほうがいいのかもかもしれません。委員会もご指摘があった通り、固有名詞での記載となると条例では難しい問題があるのですが、記載を細分化するというやり方が、もしかしたらあるかもしれません。ここは工業会という記載も含めまして少し検討させていただきたいと思います。

それから、第6条第3項の「地域貢献に努めるものとする」という記載について、現時点での案はいわゆる努力義務規定にさせていただいておりますが、もう少し踏み込んだ表現はできなのかというご指摘でございました。例えば「地域貢献に努めなければならない」「推進しなければならない」というように、もうすこし厳しい表現についても検討する必要があると考えております。

この辺りの表現については工業者や農業者の条文にも関連してくる部分でございしますので、この後の議論内容も含めまして、みなさまからご意見いただければと思います。

●条例検討案第7条（工業者の役割と責務）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第7条を説明

委員

事業者が工業のことで、大変失礼なことかもしれませんがお許しください。工業会から以前、オンリーワンとかいうことを言われたかと思うのですが、我々事業者は工業のことをあんまり知らない訳です。小さくてもすばらしい技術を持った企業が寝屋川市内にたくさんあると聞いていますので、それを発表するというか伝えることも必要ではないかと思っています。

先程チャレンジショップの話が出ていたので少し余談で申し上げますが、今年度から行政にも色々と考えてもらい、一般の方より優先的に工業者や事業者がチャレンジショップを活用できるようにさせていただいております。そこでネイルアートに関する取り組みも進められていますよね。

事務局

はい、ネイルアートの開発についてですが、ネイルアートをして勤務先に行くことができない方がたくさんいると思います。また、ネイルアートは一回で数千円～1万円かかると聞いています。

そこで、形状記憶のプラスチックを使って、お湯で温めて自分の爪にぴったり合わせて取り外しができるネイルアートがあれば良いのではないかと。例えば休みの日だけ、夕方出かける時だけそれをつけておしゃれをするというものを、寝屋川市工業会に所属し、開発されている事業者さんもおられまして、そういう方にもチャレンジコーナーで市民の方、女性の方の反応を見ていただくような機会を設けさせていただきました。

委員

そういうすごい技術の方がいるということ、しっかりと発表し、伝えていくということが大切なのではないかと思います。

会長

ありがとうございます。「このような素晴らしい技術を持っている企業が寝屋川にあります！」と伝えるため、情報発信という意味で文言を入れていただければと。何かご意見あれば。

事務局

今のご意見について、第8条の農業者の役割と責務のところでは、第1項に情報発信のことを入れています。委員からご指摘のありました情報発信の話については、例えばこの第7条の第2項として情報発信に関する条文を追加し、第3項に環境への配慮について入れてみます。そうすることで、情報発信の意図がより伝わるのかなと思います。

委員

私の会社はメリヤス針をつくっておりますが、現在は半導体のプローバーピンというウェハースを導通する検査の針をつくっております。もともと半導体の検査針の製造は国内で1社しかありませんので、2社目になれるかというところです。寝屋川市工業会には86社が加入しておりますが、こういう特殊な技術を持つ会社も多数ございます。

ただ、それらの技術に関する情報を全部発信するということではできません。インターネットではある程度の情報発信はしておりますが、ネットを使う方は、ウェブで見ることができます。また、一般の消費者の方がそういう情報を得るためには、例えば寝屋川市役所に市民への情報提供のためのアシスタントがいらっしゃって、市民が「こういう情報がほしい」と問い合わせをすれば、情報をすぐに提供してもらえ、消費者のニーズに対応できる情報発信・提供のための仕組みも考えられます。商売に関する個人的、私的な情報は公開しにくいですが、市民からの問い合わせに対して市が情報提供するルートを設ける必要はあるかと思います。いつでも、どこでも必要な情報を得られるようなシステムを、市として何か構築しないといけないと感じます。

ただ、この不景気の中ですから、会社毎に広告なんて出せないのです。しかし、広告でも御客さんが見つからない時代になってきておりますので、我々事業者も自身の技術のアピールも含めて、何か工夫が必要になってきていると考えております。

会長

ありがとうございました。やっぱり、各社ごとにとというのは難しいでしょうね。

事務局

委員がおっしゃる通り、事業者サイドとすれば、出せる情報と出せない情報があるのも事実だと思います。ただ、寝屋川市の工業者の方が持つておられる高度な技術力を、どうアピールしていくのかということが重要になって参ります。第7条「工業者の役割及び責務」の中で、情報発信については、努力義務になるかと思いますが、工業者の方から積極的に情報発信に努めていただくという記載が必要になるかもしれません。

また、その情報発信について、行政や商業者等が協働のスタイルで繋いでいくことができるかもしれませんので、一度条文案を入れさせていただきます。そのうえで、次回、その内容を吟味いただければと思います。情報発信に関する条項をお入れしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

委員

今年、工業会の会報を600部作ったのですが、配布先がよくわかりませんので、どこに配布したらいいのかについても教えてください。

副会長

第7条には産学公連携という言葉が入って然るべきかと思うのですが。

事務局

産学公連携については第3条の事業者全般の条項に既に入っております。また、工業に限らず、商業、農業との産学公連携もあり得ますので、産学公連携全体にかかるということで第3条に記載させていただきました。ただ、これはあくまでも条例の書き方の問題として、もちろん工業者の役割と責務には「産学公連携」の精神はしっかりと入っていると考えております。

●条例検討案第8条（農業者の役割と責務）について

事務局 資料①「（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案」第8条を説明

事務局

少し補足をさせていただきます。定義のところに戻って、第2条の農業者の規定に「農地所有者を含む」としてあります。事業者は「寝屋川市内で事業活動を行う全ての者をいう」ということで、この中でも農業を営む者ということであり、農地所有者というのは市外の方で寝屋川市内に農地を持つておられる方も含まれます。それからもちろん寝屋川市在住で他市町村に農地を持つておられる方も含まれるという解釈をさせていただいております。

第8条第2項で、厳密に解釈いたしますと「農業が有する」は、本来「農地が有する多面的な機能」なのかもしれませんが、ここは広く解釈できるようにと「農業」としております。

会長

ありがとうございます。第8条農業者の役割及び責務、何かご意見ございませんか。

委員

先ほどお話がありましたように、農産物に関する情報を積極的に発信するということがありますが、これはどこに、どういう方法で発信することになりますか。そこまで定義する必要があるように思いますが。

委員

情報をいただく側の私たちにしましたら、販売されている場所が現在市内6、7か所で、少ないと思うのですね。もっと近くにあれば色々な情報もいただけると思いますがね。

以前、駅前でも市内の農産物を販売していた時は、市民に対して「これはこういう風に調理したらいいですよ」と詳しい情報を発信する方もいらっしゃいました。寝屋川市の特産物もわかってきますので、もう少しあちこちでそのような場があればと感じております。

今、一生懸命力を入れているエコ農産物につきましても、もっと情報を出していただけたらと思うのです。一般市民にもエコ農産物がどういうものかがわかるように、啓発は必要だと思います。

委員

情報発信について意見が出ました。ただ、差し障りのある方もおられるので、農協の機関紙などを活用して情報発信ができたらと思えますが。

事務局

条例にある「積極的に発信する」というのは、あくまでも条例ですので、具体的に「どこの誰、どのように」というところまでは書いていません。それは条例の普遍性を考えた時に相手先が変わる可能性があるからです。農業者の方が農協に情報提供し、農協が情報発信するケースや、行政が情報発信をするケースもあります。さらに、直接、農業者から消費者に届くケースなど、色々なケースがあります。

ただ、工業者、商業者も同じだと思いますが、出せる情報、出せない情報があります。どのように情報にアクセスするのかというのが大きな課題なのですが、条例をどのような形で実行していくのかということに関わってくる問題だと我々は認識しております。

ここに限って申し上げますと、情報発信というのは非常に重要なものであると考えております。行政のところには情報発信という言葉は入ってこないのですが、農業のところには情報発信という言葉を入れています。工業のところは整理をさせていただきたいと思えます。商業者の方の場合は、直接情報発信という言葉は入ってはいませんが、第6条第2項の「良好な商業環境の形成」のように情報発信も含まれるように読める部分があります。情報発信は、ダイレクトに実際のご商売に繋がることで、商業者の方にとっては最優先で取り組むことであり、敢えて文言としては条例には入れていません。このような解釈で情報発信の扱いを考えました。

●条例検討案第9条（産業経済団体の役割と責務）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第9条を説明

会長

ありがとうございます。第9条産業経済団体の役割及び責務ということでした。何かございますか。

副会長

産業経済団体が主体的に、産業振興より地域活性化に資する施策を積極的に実施するというか、これを読むと協働ばかりしているような感じを受けます。もう少し産業経済団体が主体的に産業振興を進め、地域活性化を積極的に実施するような表現が良いようにも思いますが。

事務局

ありがとうございます。寝屋川市がつくる条例でございますので、主体となるものについて、なかなか踏み込めない部分もございます。今のご意見から、商工会議所という立場でいうならば、もう少し主体的に積極的に事業施策に「努めなければならない」という表現になるかと思うのですが、その辺りを条文に入れるということによろしいのでしょうか。商団連という組織から見た場合はいかがでしょうか。

委員

商団連を産業経済団体に記載したらいいのではないのでしょうか。

事務局

もう少し主体的に取り組むようなこともやっていきますよという部分を加えると言いますか、条文は語尾で大きく意味合いが変わってしまいますので、そこは慎重に進めていきたいと思っております。

副会長

ニュアンスの話です。

●条例検討案第10条（教育・研究機関の役割）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第10条を説明

会長

文案としましては非常にまとまりがあって良いです、研究機関、大学では地域貢献に非常に力を入れております。大学は「そこにある」というだけではなくて、地域とともに成長しようということを常に念頭に置いておまして、そういう面では地域の中で大学が育てられるということもありますし、地域に対して恩返しとして何ができるかという考え方も持っておりますので、地域貢献というキーワードがあるともう少し変わるのかなと。

ただ、地域貢献といっても、市民の方は大学でどういう研究をしているのか全く分からないわけです。大学での研究内容については、各教員の専門領域について発信するために、市から研究業績を出せる人は情報を出してくださいということで調査しておられます。公開しても良いという研究実績等について情報発信をすることができれば、工業、商業、農業に関連する教員もおりますので、一緒に共同研究をしたり、アドバイスをしたりということができると思いますし、もっと大学の役割が出てくるのではないのでしょうか。

また、逆に、それは大学の責務ではないかとも考えていますので、そういった点をもうちよっとならしていただければと考えております。もちろんこれは摂南大学だけではなくて、大阪電気通信大学さんも同じような考えを持っていると思います。工業会とビジネスプランコンテストを開催しているのは、その一環です。今後も遠慮せずに「大学は何ができるのか」という観点を入れてもよろしいのではと思っています。

事務局

ありがとうございます。地域貢献、それから情報発信についてご意見をいただきました。

行政とのつながりからいうと、もともとは大学連携から出発しました。いわゆる産学公の連携というのは包括連携協定が結ばれる以前からずっとその素地はあったわけですので、教育研究機関の皆様方におかれましては地域貢献に既に取り組んでいますよということで、第10条に追加させていただこうと思います。

また、情報発信に関しましては、事業者の役割・責務としての情報発信とは別に、もう少し吟味が必要だとは思いますが、併せて教育研究機関がお持ちの人材、ノウハウといったものを積極的に情報発信していただくということで条文案に入れさせていただければと思います。

●条例検討案第11条（消費者の役割）について

事務局 資料①「（仮称）寝屋川市産業振興条例検討案」第11条を説明

会長

ありがとうございます。第11条の消費者の役割でございます。何かございましたら。

委員

事業者が提供する商品及びサービスを利用するだけじゃなくて、「正しい情報を把握して」という内容を追加していただきたいですね。消費者保護条例にもあるように、消費者が正しい情報を把握して啓発するという、さらには、各主体から正しい情報をいただくということが一番大事じゃないかと思います。

事務局

ありがとうございます。条文の書き方としては独立させて第2項になるのかなと思いますが、委員からご指摘いただきましたように、消費者が商業、工業、農業の正しい情報を把握して、それを啓発していくというように入れたいと思います。

あと、「買い物は市内で」ということなのですが、なかなか法律にするには難しく感じる部分がございますので、改めて補足いたします。第11条の「事業者が提供する商品及

びサービス等を利用する」というのは、事業者の定義が「寝屋川市で事業活動する全ての者」となっておりますので、この部分で「市内で買い物をしましょう」ということとなります。

それから、地産地消に関して、既に第3条第2項(6)で「地産地消の推進を図るものとする」としております。これは消費者だけではございませんが、消費者については「事業者が提供する商品及びサービス等を利用する」というのは地産地消にあたるかと思っております。全体の地産地消については、寝屋川市において基本理念として据えています。これは農業、商業、消費者が特に関わってくるところかと思っておりますので、基本理念の大きなところに入れております。

●条例検討案第12条（行政の役割と責務）について

事務局 資料①「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」第12条を説明

事務局

補足をさせていただきます。まさに我々の役割でございますので、積極的にご意見賜りたいと思っております。

条文の書き方としては、実はもう一つのパターンあります。お示ししたものは第1項から第4項まで網羅して書いているのですが、もう一つのパターンは、第3条の基本理念のように箇条書きのような書き方で、行政の役割と責務というものを記載するものとなっております。もう少し細かく条文化するやり方もございますので、事務局の中で行政の役割というのを今日いただいたご意見を踏まえまして、2つのパターンで一度お示しさせていただければと考えております。

会長

ありがとうございました。次回さらに提示していただけるということですが、何かございませんか。

事務局

行政といたしまして、寝屋川市として主体的に産業振興を進めるという部分で申しますと、寝屋川市らしさを出せる部分でもあります。

産業振興というのは、個々の方策について「オンリーワン」「寝屋川ブランド」などといった形で進めることはできるのですが、条例の書き方としては、なかなか具体的に踏み込むようなことは書きにくいのです。

そういうところについては、実効性を上げていくため、いろいろな施策に反映させていくことが可能となります。ですので、この意見交換会において条例のご意見、思いをおっしゃっていただければ、我々としましては、実効性を上げる施策の方で反映できるものがあれば反映していきたいと思っております。

会長

ありがとうございました。何かございませんか。

委員

第 12 条第 4 項については、あらゆるものを網羅していると思いましたが。敢えて申し上げるならば工業会や商団連もおりますので、別の項目で産業経済団体の円滑な運営という形で入れていただいて、行政の方からどんどん働きかけをしていただきたいと思います。各々の団体の円滑化に係る事務局の役割に取り組んでいただきたいと思います。

なぜこのようなことを申し上げたかと言いますと、「あきんどセミナー」という研修に阪神大震災後に再開された方が講師としていらっしゃいました。この方は管理会社の方で、大震災でビルが全部火事でなくなりました。自分はビルの管理会社の職員なのですが、「まちを大きくしなければ自分は給料をもらえない」ということでまちづくりに取り組まれたそうです。そして、何をしようかということで、事務局の役割を担われたそうです。長田区に鉄人 28 号をもってこられたのもその方です。その後管理会社も退職されたのですが、東日本大震災のあとに国から呼ばれ、東北のまちや商店街の復興、商売人さんのイベントをするための事務局の役割を担われたと聞きました。

我々の商売でも一緒ですが、各々の仕事が忙しい、でも事務局の役割を誰かが担っていただけるのであれば、地域活性化の取り組み等を進められる可能性がたくさんあるわけです。ですから、事務局の役割を行政サイドに担っていただく、支援いただければという思いがございます。

事務局

ありがとうございました。条例の中にどう反映するのかと、今後の施策の中でどう反映していくのかと二面性があるかと思いますが、とくにどちらかという施策の中で具体的に反映させていただく方がむしろわかりやすいかもしれません。

また、事務局機能やコーディネーターという役割を果たせるキーパーソンの育成も、行政の大きな役割かもしれません。そういうものについては、第 12 条に気持ちとしては含まれているのです。具体的に施策を打つタイミングはともかくとして、行政の重要な役割の一つと認識しております。

会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

委員

人口急増に伴っていろんな問題が起きました。工場誘致、道路建設とともに、学校をはじめとした公共施設の建設、大型店舗建設も進められましたが、今では学校は今空き教室がいっぱいという状況です。行政はいつも後追いの取り組みとなってしまう、これは都市計画の問題でもあると思います。そのような流れのなかで市内の農地が失われてしまいました。悪い形の流れとなってしまったのですが、これは行政の責任であり、今後も行政の果たす役割は非常に重要なのです。

事務局

ありがとうございました。ご指摘ももっともというところがございます。爆発的な人口急増で、学校も幼稚園も保育所もとにかく追いつかないという状況のなかで、必要な学校、幼稚園、保育所をどんどん造っていったと聞いております。

しかし、現在は、人口が減りつつあります。寝屋川市としては横ばい傾向ですが、総合計画の中でも人口は減っていく予想をしております。そうであれば、こういう時代こそ計画的に進めなくてはならないということで、産業振興の部分では産業振興に係る施策を総合的かつ計画的に推進するものすると、反省も踏まえ入れています。

この点については、みんなのまち基本条例にも反映をさせていただいております。みんなのまち基本条例の第18条「行政運営」というところに条文化されており、これがみんなのまち基本条例における行政の役割と責務の部分でもございます。

この部分からも、「計画的に進めていかななくてはならない」ということが、市全体の認識であるをご理解いただけたらと思います。みんなのまち基本条例に基づいて、産業振興の条例における行政の役割と責務の中でも、「総合的かつ計画的」という文言を入れました。これは、過去のことも踏まえ、未来に向けて計画的に進めていくという宣言であるをご理解賜りたいと思います。

③その他

事務局

- ・次回以降のスケジュールについての説明

第4回 日時：9月5日（水）午後1時～ 場所：西館2階会議室

第5回 日時：10月9日（火）午後1時～ 場所：市役所議会棟4階第1委員会室

- ・第2回議事録について
- ・第4回意見交換会にむけての意見書提出についての説明

会長

ありがとうございました。次回、各分野の役割・責務について提示していただきたいのです。それをベースに「これは無理だな」「行政に支援してもら、行政に取り組んでもらわないと難しい」というようなことを、次回までにお考えください。ご協力よろしく願いいたします。

事務局

先ほど行政に事務局機能の支援をというご意見がございましたが、次回に向けた意見書については、そのようなイメージで捉えていただくとわかりやすいかと思います。いろいろ問題意識、地域における課題、それぞれの分野における課題など既にお話しいただきましたが、それらの問題・課題等に対して「これはできるけれども、行政にこの部分は担ってほしい」など、現実にすべてができるかは置いておき、条例に盛り込むもの、施策に反映させるもの、いろんなご意見を賜りたいと思います。積極的なご意見をどうぞよろしくお願いいたします。

事務局 資料③ビジネスプラン・コンテスト概況について説明

(4) 第4回寝屋川市産業振興のための意見交換会

① (仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案

事務局 資料①「産業振興条例検討案新旧対照表(9月5日現在)」の報告

会長

条例の検討案の1条から3条、目的、定義、基本理念及び基本方針の新旧対照表について説明がございました。何か、ご意見、ご質問等がございましたら、よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

前回、お話のありました産業経済団体のところの中身について、もう少し分かりやすくということで、その説明が入ったということです。もう一点は、第3条のところでは行政という表現があったのですが、やはり市と表現したほうが良いのかということで、「市(行政)」となっています。その辺りで、何か、ご意見があれば、いかがでしょう。

事務局(部長)

第2条の定義について、左右を対照していただくとお分かりいただけると思いますが、産業経済団体の中に何が含まれるかということをお記させていただきました。実際はそれぞれの役割と責務のところ、定義を分けた意味が出てまいります。

それから、第3条の「市(行政)」とあるのは、今回の条例検討案は今のところ「行政」という表現で統一してまいりました。しかし、この第3条などについては、「寝屋川市」としてより主体性を持たせる意味を含ませるため、「市」という表現が良いのではないか、という意見が事務局内部でございましたので、一応、括弧書きで併記しております。

最後は、条例を作るときのテクニックとして、統一するほうがいいのか、それとも分けてもいいのかという選択になると思うのですが、事務局の案としては、より寝屋川市の主体性を引き出すために「市」の表現が良いのではないかということで、両方を併記いたしております。

会長

はい、ありがとうございます。そういうことで、何か、ご意見はございませんか。

「市」と表現する場合と、「行政」と表現される場合と、両論併記というのは、一般的に使われるのですか。

事務局(部長)

最終的には、条文化されるときは、どちらかにします。今は検討案ですので、いわゆるA案、B案ということで、両論併記しています。

会長

「市」と表現したほうが分かりやすいような気もしますが、いかがですか。

委員

やはり、「市」のほうが良いと思うのですね。「行政」だと漠然としていると思います。

会長

他にございませんか。最終的には行政で検討するという流れになると思いますが、意見交換会では、「市」という記載の方がいいのではということにさせていただきます。ありがとうございました。

では、次の条文の検討案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料①内の「(仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案」 4条～5条を説明

事務局 (部長)

ここも少し補足させていただきます。第5条、4ページをご確認いただきたいのですが、第5条の第4項の「事業者は、分野や利害を超え、相互に連携、協働に努めるものとする」というのは、例えば、商業者などは商業者同士の相互の連携、協働、さらに、分野を超えてというのは商工農、行政、消費者などの分野を超えて、それぞれの連携、協働という大きな流れを示させていただきます。

それから、第2項の「事業者は、産業経済団体に積極的に加入するように努める」とあります。これは、それぞれ後段の条項の中にも出てまいります。この項でいう事業者は、今現在、寝屋川市にいらっしゃる事業者を主に想定しております。今後、入ってくる事業者については後々の条項に出てまいります。今現在おられる事業者で、産業経済団体に入っておられないところ、もしくは、入っておられたけれどやめられたところも含めます。そういう大きな括りの中で、改めて、積極的に加入するように努めるものとするという考え方で入れさせていただきます。これは、修正はございませんが、改めてご確認をお願いします。

会長

はい、ありがとうございます。

特に無いようですので、では、次にまいりましょう。次の条例検討案につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料①内の「(仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案」 6条を説明

会長

はい、ありがとうございます。ここは商業の関係でございますので、関係する委員からご意見をいただくとともに、前回、宿題になっておりました役割と責務について、少しご説明も含めてお願いします。

委員

他の条例との兼ね合いと言われますと困ってしまいますが、若干、意見があります。第6条第3項の下線部に「出店に際し商業振興団体を含む産業経済団体への加入」とあるのですが、「商業振興団体への加入を通じて」という形でいいのではないのでしょうか。文章に団体が2つも入ってしまうと分かりにくいのではないかと。あくまでも、商業の部分だけですので、「を含む」から「産業経済団体」は削っていただいたらどうかと思います。

事務局（部長）

ご指摘の部分については、条文の書き方として、「出店に際し商業振興団体等への加入を通じて」と、「等」を入れさせていただくというパターンもあろうかと思っていました。なぜ、「等」かという話ですが、極端に言いますと、例えば、農協に入られる方もいらっしゃるかも知れないし、それを妨げないという意味で、「等」を入れるということになります。

先程、委員がおっしゃったように、同じ文章内に団体が重複するということもありますので、もし、後ろの「産業経済団体」という記載を外すのであれば、「商業振興団体等への加入を通じて」とさせていただければ良いかと思えます。条文上は商業振興団体がメインで、工業も農業の条文も含めてというそういうやり方もあろうかとは思いますが、ただ、これはやはり条例の書き方の問題もありますので、今、確約させていただくことではないかも知れませんが、事務局案といたしましては、「等」を入れさせていただいて、後ろの「産業経済団体」を省くという形でいかがでしょうか。

委員

はい。そのような表現をお願いします。

委員

2ページの6のところに戻るのですが、「事業者の組織する団体を『商業振興団体』という」とありますが、これは定義の問題がいろいろあると思えますが、何かもっと具体的ににならないのかと思えます。

事務局（部長）

商業団体連合会さんからも、会長からも、かねてよりご要望を頂戴しておりまして、「できれば固有名詞で」というお話もいただいておりました。ただ、大変申し訳ないのですが、条例という公的なものになりますと、固有名詞はなかなか入れにくくなっておりまして、ご理解いただきたいと思えます。

委員

我々の団体は全国にもあまり例のない取り組みをしているとしているわけで、そういうプライドを持ってやっております。

事務局（部長）

もちろん、我々も今ここで、「絶対にダメ」ということではなく、もちろん法規担当や理事者も含めて、議論はさせていただいており、このような表現となっております。

委員

我々も要望書も出させていただいたが、そこが何とかならんのかなと思えます。他の条例との兼ね合いもあろうかと思えますが。

事務局（部長）

本当に会長のお気持ちは良く分かっておりますが、この部分については、どうしても他

の条例との表現等の統一性もあり、地方自治体における条例化の定型的なパターンとして固有名詞は条文に含まないという考え方であります。

委員

例えば、議員さんは分かるかと思いますが、我々の商業者の仲間から見ると、条例を日頃目にしていないので「何故、書けないのかなあ」と思ってしまいます。

事務局（部長）

例えばですが、条例としてなかなか表現しづらいところについては、逐条解説と言って、それぞれの条文を解説していくというものがあります。これは広く配るというわけではないのですが、それぞれの条文がどういう意味をなすのかを解説するものを我々は必ず作っております。

そういう逐条解説などには、例えば、「商業振興団体とは何だ」というときに、「商業団体連合会など」と名前を例示させていただくことは可能かなと思います。

委員

議員は逆に理解しているわけですね。商業者に対して、これから商業団体連合会に入ってもらうときに、明確な記載があればと思うのです。

会長

条文の書き方ということもありますが、できるだけ、どこかにそういう意味合いが分かるようになっていただければということですね。この部分については、行政にご一任ということにさせていただきたいと思います。他には役割と責務の話はよろしいですか。

それでは、次の条例の検討案について、事務局の説明をお願いしたいと思います。

事務局 資料①内の「(仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案」7条を説明

会長

はい、ありがとうございます。前は2項だったのですが、今回は情報発信の努力の義務、新規加入の努力の義務の二つが増えて、4項になっております。ご意見をいただければと思います。なお、意見書も付いておりますので、これについても少しご説明をお願いします。

委員

工業会というよりか、私の勝手な意見になりますが申し上げます。条文案にもありますように、独自の技術等を積極的に発信することも大事だと思うのですが、産業とともに学校と技術力をもっと上げていくような、例えば意見書3-6の「産学公連携の強化」と同様に、技術力を高めていくための勉強会を開いて欲しいと思うのです。技術を発信するだけでは、それで終わってしまいます。技術力を高めていくために産・学・公が連携を取りながら、アップして行くことが重要です。地域貢献という言葉も大事だと思うのですが、地域の発展といいますか、そういう文言も少し入れていただきたいと思います。と思っている次第であります。

それと、こういう場を設けていただくことによりまして、農業と商業と工業と消費者、それぞれの問題等を共有することによって、様々な提案等もできるように思います。これは、要望書3-1「農商工連携」に入ると思うのですが、そういう意見交換会も年に1回くらい設けたらどうかと思います。工業は工業だけのことを考えておりますが、他方面から見ていただいたら、違った意見や、「そんなことに気がついておられたのか」というようなことがあると思いますので、この意見交換会の様な場も年に1回設けていただいたらどうかと思っております。

会長

はい、ありがとうございます。一点は産・学・公の協働というようなところからの技術の発展、独自の技術だけじゃなくて、産・学・公の協力体制の中での地域の発展が必要だと言うご意見でした。もう一点は、せっかく、こういう産業振興ということで農、商、工が一体になっているのだから、そういうような会合も続けながら、全体の活性化、発展を含むようなものをどこかに入れられないものか、こういうことですね。

委員

そういうことです。

事務局（部長）

今、お話いただいたものでいいますと、例えば、技術力の向上については、第1項のところに「競争力の強化」という書き方をしております。ここに産学公という文言を入れるかどうかも含めまして、第1項で書かせていただこうかなと思います。第7条第2項はそれらを発信しましょうということで表現させていただきますので、つながりとしては、第7条第1項にその趣旨を入れさせていただくと良いのかと感じました。

それから、「地域の発展」という言葉を頂戴いたしました。これは、工業だけではなく、もしかしたら全体にかかってくることも知れませんので、全体をもう一度、点検させていただいて、「発展」という言葉がふさわしい条文があれば、積極的にこちらの言葉を使わせていただいたほうがいいのかと思います。

あと、意見交換会のような場についてのご意見でございますが、条例の推進のところにも関わってくることも知れませんので、再度、ご意見を頂戴できればと思います。

会長

ありがとうございました。2点ですね。1点目の産学公については、第7条第1項目の中で少し文言を調整するということですね。また、「地域の発展」というのは、これは他の商業や農業にも関係するかも知れないので、その辺は少しチェックをした上でということですね。

最後にご指摘いただいた意見につきましては、第13条「条例の推進等」のこれからどうしていくかということで、「互いに協働し云々」とありますので、別途検討するという事です。

委員

第7条第3項に「工業者は、環境に配慮し、地域社会との共存に努める」とありますが、「共栄」という言葉も入れて欲しいと思います。

会長

「共存」の後に「共栄」ですね。これは、いかがでしょう。

事務局（部長）

そのように入れさせてもらいます。それから、意見書の1つ目に、中小企業という文言の挿入についてご意見をいただいておりますが、第1回目の意見交換会において、中小企業という文言についてご議論いただきました。そして、産業全体という括りの中で、事業者、商業者の方も含め、ほとんどの皆さんが、寝屋川市の場合は、中小の事業者であるというのが我々としての共通認識であります。

条例の中で、「中小企業・中小事業者」と書いてしまうと、産業全体よりも少し狭いイメージに取られかねないということがありますので、「中小企業」という文言はあえて条文では使用しないということになっておりました。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

委員

意見書3-4の「町工場を一般の人が見学できるようにする」は、観光分野に入るのでしょうか。例えば、JTBといった大手旅行会社がモノづくりツアーを売り出しています。工場の見学については、好評のようですので、そのような取り組みもやってみたらどうかと思っております。

事務局（部長）

観光は、この条例の中には入れていないのですが、観光振興については、本市ではブランド戦略の一環で進めております。工場見学については、特徴のある工場があり、地域資源として耐えられるというくらいの内容であれば、十分集客できると思います。

具体的な事例で申し上げますと、本市では、京阪電車さんが車両基地ツアーをやっておられます。京阪系列のホテルの宿泊とセットになっています。前日に天満橋のホテル京阪や、浜大津の琵琶湖ホテルなどに泊まって、当日朝9時に寝屋川市駅に集合し、歩いて10分ほどの車両基地で約90分の見学ツアーです。これは非常に好評だと聞いたことがあります。今年も多分やっておられると思います。去年や一昨年は、ツアーもほぼ完売だったようでして、主に8月の夏休みシーズンの期間限定のようです。

規模は小さくても、何か特殊な技術だとか、面白い何かをつくっているとか、何か惹きつけられるものがある工場でしたら、これは十分、魅力あるツアーが組めるのではないかなと思います。

今、実際にブランド戦略では、そういう地域資源を探しながら、それらの資源をつないで、寝屋川市に人を呼べないかという検討も進めておりますので、ぜひ、面白いものがあれば教えていただきたいと思っております。この部分については、直接的に条例には関係しない

かも知れませんが、ご協力をお願い致します。

工場見学と言えば、例えば、製パン工場はどうですか。

委員

前の工場は、生協さんが見学コースをつくって行っておりましたが、今はやっておりません。

事務局（部長）

試食もやってやっておられたのですか。

委員

やっておりました。

部長

このところ、一番人気があるのは体験型のツアーで、自分で何かをつくるというのは人気があると聞いています。

事務局 資料①内の「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」8条を説明

委員

安全で安心な農作物の提供については、朝市などで取り組んでいますが、農業を取り巻く環境が非常に悪くなっています。特に、後継者が不足しているというのが一番の問題だと思います。実際に、現在の農業者の平均年齢は60～70歳くらいになっています。

先日の大雨の時は、遊水地に大きな被害がでて、農機具を入れた倉庫も全部浸かってしまいました。また、農地の相続が発生すると色々な問題が出ており、農地が減少する中で、他府県で耕作するという人もおり、寝屋川市内で農業を続けていくことが非常に難しい状況にあると思います。

会長

第8条第4項が新しく付け加わったということで、文言としては、こういうことでよろしいのでしょうか。

事務局

農業振興団体は、農業者が集まっている農業研究クラブなど、そういった農業者の集まりのことを想定していますので、よろしく申し上げます。

事務局（部長）

現実に、新たに就農する方がたくさんいらっしゃるのかということ、確かに現実的ではないのかも知れませんが、可能性としてはもちろんゼロということではございません。今後のことも踏まえ、新たな就農者がいる方が、農業の振興につながってまいります。今、委員がおっしゃったように、新たな就農と言えるかどうかは分かりませんが、後継者に就農していただくという気持ちも込めまして、商工農すべてにおいて、「新たに市内で」とい

うことは共通の条項とさせていただきたいと考えています。よろしくお願いします。

会長

「継続的な事業展開」という文言については、特に必要はないですか。

委員

要するに、市民の皆さんが寝屋川市の農業をどうしたいのか、それが全然見えないと思います。農業を守っていくとしても、10年くらいは守れるかも知れませんが、それ以降の農業を市民、市がどうやって守るのかということです。「守る」という言い方より、「発展させる」という方が良いかもしれませんが。

委員

「発展」より、「守る」の方が現実的に良いように思います。

委員

ただ、今の農業はそれなりに補助を受けて、要するに経済的に守られてきたと思います。我々、中小企業は新たに何かをしないと生き残れないわけです。だから、海外に打って出たりしているわけですね。そういう意味で、農業がもうちょっと成長する手立てをみんなで考えないといけない時期にきていることは間違いないと思います。その方向に、みんなで一緒に向けるかどうかですね。

会長

「市民の理解が深まるよう」というのがあるのですが、やはり商工が一体となって、新しい農業を模索し、盛り上げていくことが必要になるかも知れませんね。

委員

今のままでは、本当に10年経ったら、寝屋川市の農業は終わりということになってしまうのではないのでしょうか。

事務局（部長）

農業者の方からのご意見としても、やはり、市として農業を守るのか、農地を守るのか、ということも言われています。実際、農地を守りたくても、相続をきっかけに農地がなくなるという部分もございますし、もちろん、開発によって農地が削られていくという現実もあります。

そこが結局、開発の「のりしろ」のようになってしまっているということは、確かにあります。また、そういうことに対して、非常に危機感を持っておられる方もいらっしゃいます。

一方で、農地がなくなったら、農業がなくなるのかと言うと、都市型の農業というのは、今後、株式会社も規制緩和で開業しつつありますし、善し悪しはともかくとして、植物工場のような取り組みもあります。これは逆に、工業側からの発想だと言えるかも知れませんが、そういう形の農業というのは残り得ますし、実際、やっておられるところもあります。ただ、大阪府立大学の担当者からは、植物工場の取り組みについて、「工業者として

のノウハウだけでは、農作物は育たない。やはり、そこに作物を育てる農業者のノウハウがないと上手くいかない」と聞きました。

まさにこの条例で言いますと、羽石会長がおっしゃったように、それぞれが連携・協働するということで、もしかしたら、新たな展開ができるかも知れません。幸いといえますか、そういうことをやっておられます大阪府立大学では市内に大阪府立大学工業高等専門学校もごございます。

もしかしたら、消費者の方からすると、安全という意味ではむしろ一番安全なものかも知れません。太陽の光を浴びてなくてもいいのかと、いろいろ議論は分かれるかも知れませんが、コストの面などが解決されれば、農薬も使いませんし、虫もつかないという利点があります。

食糧需給の問題は、今後、大きな問題になると思いますので、本来であれば、国家戦略として農業についても考えないといけないことです。

委員

例えば、このような意見交換の場を設けていただいたら、農業をやめられて大きな場所ができたということも共有でき、工業のほうで野菜工場を作っていくよという展開ができるかも知れません。お互いに、そういう情報がなければ、そのような取り組みはできないと思います。ぜひとも、年に1回くらいはそれぞれの団体から情報を持ち寄って、寝屋川の活性化につなげていければなと思います。

株式会社だと、就労の機会もつくることできるかも知れません。また、農業を残していくチャンスができるかも知れません。「どこにどういう土地が空いている」というような情報までいただかないと、そういう取り組みまで進まないと思いますので、このような交流の場をつくっていただき、商業者や工業者、農業者がお互いの情報交換をしながら、前に進んでいければいいかなと思います。

会長

私も、条文内に、新しい農業へのチャレンジをにおわせるものがあったらいいのかなという気がしました。

委員

いずれにしても後継者が本当に育たないという現状があります。また、農業に関しては、いろんな悪い要素が多くあります。

委員

防災などの観点も踏まえて、寝屋川市で農地を借地として借り上げるということはどうでしょうか。

事務局（部長）

そこまで、踏み込んだ取り組みはありません。

事務局（部長）

8月14日の水害については、皆様方もそうですし、関係者の方も被害にあわれている方

はいらっしゃると思うのですが、本当に産業だけに特定しても、それぞれの分野でいろいろな被害を聞いております。床上浸水だけでも、市内1,300件くらいもあり、甚大な被害が起こり得るということを、我々行政として、正直、忘れていた部分があったのかなと改めて思い知らされました。

それと、産業振興室として、直接的に防災面で何かやるということではなかなか無いのですが、それぞれの所管でまとめながらも全体的に動いております。ただ、こういうことが起こり得るということを考えて、我々は今後、アクションプランもそうですが、いろいろな制度設計はしておかないといけないなと思います。

災害のためのものというのは、別の体系になってしまうので、むしろ、皆様がお使いいただいているいろいろな制度の中で、非常時とか、災害時にもお使いいただけるような、そういう制度も考えおかないといけないなという思いがあります。農業などもそうですが、田んぼはまだしも、畑は水に浸かってしまうと、ジャガイモなどの作物はダメになると聞きました。災害はどういう形で起こるかわかりません。その対応策も、我々でできる限り考えていかないといけないし、もっと広く寝屋川市全体で検討する必要性もあろうかと思えます。関係部局にも伝えていきたいと思えますので必要な情報提供をお願いします。

会長

ありがとうございました。近未来の農業も含め、農業のあるべき役割のお話だったと思います。

では、次の条文の検討案についてご説明をいただきたいと思えます。

事務局 資料①内の「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」9条を説明

委員

前回は踏まえて、この第2項を追加していただいております。条例の文案としては、付け加えることは特に無いのですが、どの視点からお話させていただくかによって、違ってきます。

商工会議所という私の立場から言わせていただきますと、第9条第5項の「産業経済団体は、構成員間相互に加え」とありますが、構成員については、まさに商工会議所では全業種となり、会員さんも多岐にわたっております。商工会議所内部には、7種類の部会があります。また、もちろん、日々やっている相談業務としては、各事業所の悩みを解決する業務となっております。さらに、このような産業政策にかかわる仕事もやります。

前回、宿題として、各自分たちのできること、自分たちではできないことをまとめるということがありました。今後の商工会議所が何をしていくべきかについて、この6月に総会で決定しましたが、それを全部説明していたら時間が長くなるので、それを要約してお伝えしようかなと思っていました。ただ、条例の文面についてということとは意味が違うなと思えますので、会議所からの視点で再度お話をさせていただきます。「構成員間相互に加えて」の構成員間を、全ての業種を具体的に表示するか、「全ての業種間の連携」としていただければ、良いのではないかと考えています。しかし、農協も産業経済団体のところにあがっていますし、結局は現在の表現という事になるようにも思えますが。

事務局 (部長)

構成員間相互というのは、もともとは商工会議所であれば、もちろん、会員相互と読んでいただければ結構ですし、農協であれば組合員ですし、商業団体連合会であれば会員と読んでいただくというイメージとなります。

そして、団体間相互ということになりますと、産業経済団体は定義にありますように複数ございますので、それぞれの相互の協働、連携ということです。多くのものに網をかけさせていただき、それぞれの主体に、それぞれ連携、協働をお願いしたいという気持ちを込めております。

委員

それしかないだろうと思います。これで結構です。

委員

ちょっと、今のところとずれるかとは思いますが、意見として言わせていただきます。先程京阪電車の事例をお話しされました。そこで、条例の中では、「事業者」はあくまでも寝屋川市にある商業、工業、農業となっていたのですが、京阪電車や大阪ガス、関西電力といった業種は大きな影響力がありますので、そういうところとの連携も大切ではないかと思うのです。社名を出せるか、出せないかは別として、例えば、「インフラ事業者は、寝屋川市の事業者と連携に努める」など、今年度の関西電力の節電についてもまさにあてはまるかと思えます。工業事業者に節電要請が来たということもありましたし、また逆に、我々、商業者からみたら、京阪電車に、団体として地域貢献をお願いしたとき、「条例のここに謳われていますので、一緒にやりましょう」ということを伝えられるような文言があればいいのではないかと思うわけです。

条例のどの項目に入るは分かりませんが、産業経済団体にインフラ事業者を含めていくのも、おかしくないとは思いますが。

事務局（部長）

一応、定義上で言いますと、大阪ガスや関西電力、京阪電車などは事業者になります。インフラ企業に限らず、例えば、大きな外食チェーンもそうなりますし、トヨタや日産なども事業所を持っているのであれば、それは条例で定義する事業者となりまして、条例において網をかけています。最近の動きであれば、京阪電車については特に、寝屋川市といろいろな取り組みをしていただいております。地域に目を向けようとするインフラ事業者は増えてきました。かつては、京阪電車はそうでもなかったですが、個々の自治体の言うことを聞いたら、関係する全部の自治体の意見を聞かないといけないからということで、全て断られていたインフラ企業もございました。

ただ、もうそういう時代ではなく、委員がおっしゃったように、例えば、節電をお願いする立場になってきましたので、ある意味、逆の立場になっております。また、事業者としては大手であろうが、中小であろうが事業者でありまして、対等であり、全ての事業者がこの条例そのものが有効であるという認識でおります。

会長

よろしいでしょうか。

委員

はい、ありがとうございます。

会長

では、次の条文の検討案についてご説明をいただきたいと思います。

事務局 資料①内の「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」10条を説明

会長

はい、ありがとうございました。では、私のほうから話をさせていただきます。

1つは、この条文がどうこうというのではなくて、やはり、寝屋川市内にある教育・研究機関というのは、それぞれ自身のネットワークを持たないといけないと思います。一つの大学、一つの研究機関ではなく、ネットワークを形成しながら、市や事業者、関連団体との連携、協働を進めていくということが必要なのだと思います。もちろん、個別にという対応も当然出るとは思いますが、ネットワークを組むことによって、もっと踏み込んだことが情報発信を含めてできるのではないかと思います。そして、第10条第2項、3項に書いてある中身がもっと膨らんでくるのではという気がしております。

あと、例えば、教育・研究機関というのは、あるいは小学校、中学校というのは事業者には入らないですし、どのように位置づけすればいいのかと思ったのですが、大学・研究機関というのは、

小学校や中学校との連携の中でいろいろなことができるのではないかと思います。ただ、その点については、産業振興の分野ではないかもしれませんが、広い意味では入れてもいいのではという気がいたします。現実には、小学校や中学校と連携を組んで、いろいろなことを行っているわけです。そういうことも見えるようにしたほうがいいのかなという気はいたしました。また、そういうことを行うときには、やはり、少なくとも寝屋川市にある教育機関のネットワークというのも必要だろうと思います。

先ほど、委員から話がありましたように、やはり、産・学・公の連携というのは非常に重要なことだと思います。と言うのは、情報を発信するというだけでなく、大学などは学生をかかえているわけですから、学生に対するある意味での教材、教育の場の提供、そういう役割もお互いにつくれるだろうと思います。積極的な発信というものもあるのですが、積極的に市に在るいろいろな産業界の財産を学校も吸収し、教育の中にもどんどん活用していきたい、そういうことで、一方的に出すことばかりを申してしまったなということがあります。ギブ・アンド・テイクのようなこともこれから当然あってもいいだろうと思います。それは、工業だけではなく、商業も農業も、経済団体とも、こういう関係がたくさん出てくるだろうと思います。やはり、多くの学生を抱えているわけですから、その学生は寝屋川市の中で、ある意味では生活をし、いろいろな文化的なものを享受しており、そういう学生を市民ととらえる場合には、当然、先ほど申し上げたようなことも出てくるのではないかと感じました。

何ができないのかについては、よく分らないのですが、大方のことはできるのだろうと思っております。ボランティアを前提にする教育活動はしやすいのですが、それを事業展開としてやることは、非常にやりにくくなります。完全にできないとは言えないのですが、例えば、工業会との共同研究というときにも、最終的に特許と言う問題などが出たときに、

知的財産権も出てきますので、それをどういう形で仕立てていくのか、大学としては商売でやるわけではないので、その辺での制限が発生すると思います。だから、一般事業者とは少し違うと感じました。

文案としては結構だと思います。ただ、人材のあとに知見とありますが、「知見」という表現よりは、あまりいい言葉が出ないのですが、大学研究機関なら、「研究成果」というような言葉が分かりやすくという気がいたします。以上です。

委員

人材の中に学生は入りますか。

会長

はい、入ります。教員も入りますし、うちは職員も合わせて入ります。

委員

北河内では、地元の学生を地元の企業にと言う事で取り組みを進めていますが、そのような面からも、この人材には学生も入るということですね。

会長

はい。「当該機関が保有する人材」というのは、教員、学生、職員すべてを考えたほうがいいと思います。

事務局（部長）

会長のお話で、義務教育が教育・研究機関になるかわかりませんが、行政に入るかも知れません。先ほどのお話しでもありましたように、市内の大学などネットワークの話であれば、もう少し強調する意味で、条文のどこに入るかは別として、例えば「相互の」といった言葉を追加させていただくように検討したいと考えます。連携、協働というところにネットワークも含まれてくるとは思いますが、もう少し「相互」という言葉を入れると、教育・研究機関同士というニュアンスも含んでくるのではないかと思います。

それから、学びの場の提供の話もございました。場の提供が単純に地域貢献ということではなくて、条文に入れるとしましたら、例えば、第10条第1項に「学びの場の提供を通じて、産業の担い手の育成とともに」と言った文章を追加するなど、もう少し具体的な内容が追加できるかも知れませんので、検討させていただきます。ありがとうございます。

会長

では、次の条例のご説明をお願いします。

事務局 資料①内の「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」11条を説明

会長

はい、ありがとうございました。この件については、前田さんのほうからお話しいただければと思います。よろしくをお願いします。

委員

本当に上手く条文に入れていただきまして、啓発に関しても入れていただいておりますので、これでいいのではないかと考えております。本日提出しました意見書に関しましては、第3条の基本理念のところ「地産地消」とありますが、最近では、旬のものを食べさせるということで「旬産旬消」ということもよく言われております。

大阪府の食育推進会議でも、「旬産旬消」を言われていますので、これも条文に追加いただければと思うのですが。

事務局（部長）

表現としては「地産地消、旬産旬消の推進を図る」というように、横並びで記載しても問題ないでしょうか。

委員

そうですね、基本理念にこれを入れていただいた方がいいのではないかと思います、意見書に書かせてもらいました。

事務局（部長）

これは一度、条文に入れさせていただきます。ただ、現在において必ずしも定着した用語ではありませんので、庁内の例規審査の段階において整理される可能性があります。

委員

わかりました。

あと、第12条に関して、これは条例に盛り込んで欲しいというのではなく、あくまでも意見としてなのですが、大阪府の会議の際、北河内都市農業啓発事業というのがあるとお聞きしました。そうすると、他市町村の方が、「ええっ、こういうのがあるとは知らなかった」と言いまして、これは、北河内の農業を伝える、勉強するときにごく良いことだと思いました。他市町村の方は「私のところも働きかけないといけない」と言っています。このような取組みは良いことだと思っていますので、これからもどんどん増やして欲しいということで、意見書にも書かせていただきました。

事務局

この事業については、北河内地域の農業委員会連合会というのがありまして、そこが主体となって進めています。ですから、北河内以外のところは一切やっておらず、北河内のオリジナルの事業として進めています。

寝屋川市の場合は、農政推進協議会ということで、消費者の方も入っていただきながら、農業について色々な情報交換をさせていただいております。ただ、他地域ではそういった取組みが無いということで、寝屋川市だけではなく、北河内地域という広いエリアでの交流もあるので、事業が成功しているだと思います。

委員

茨木や豊中の方が「このような取組みを初めて知った」とおっしゃってございました。

事務局

中河内では、また違う形で事業を進めておられるかもしれませんが、北河内の事業については農業委員会連合会が、すべて連携して進めております。

委員

この事業は大変良い取り組みだと思いますので、消費者としては、途切れさせることなく、続けて欲しいと思います。

事務局

今年度は寝屋川市で実施することになっております。最初に私が話をさせていただいて、農業関係者の方に講演をしていただくことになっています。

会長

このような勉強会があれば、大学にもちょっとご案内いただけると、興味のある先生や生徒さんが出席するかもしれませんね。

では、次の条文検討案にいきたいと思います。説明をお願いします。

事務局 資料①内の「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」12条を説明

会長

第12条「行政の役割と責務」の説明につきまして、皆さん、いかがでしょうか。

事務局(部長)

行政のことではありますが、どんどご意見をお願い致します。

個々の表現は別として、パッと見た時の印象で、A案というのは、多少ぼんやりした感じにはなってしまいましたが、逆に言うと、いろいろな解釈ができるという利点もあります。ただ、行政がつくる条例なのに、行政の役割と責務がぼんやりしているのはどうかという印象をお持ちになるかもしれません。

B案は、A案と述べている内容は同じ内容なのですが、具体的に箇条書きになっておりますので、市としての役割と責務が明確になっているようにも思います。これはあくまでも印象なのですが、その辺りも含めて、ご意見、ご感想を頂戴できればと思います。

会長

いかがでしょうか。

事務局(部長)

B案の第2項の各号について少し説明をさせていただきます。

第1号に関しては、これはセーフティネットの話となっております。

第2号に関しては、産業振興全体のことです。

第3号に関しては、これは持続的に経済活動を活性化させていこうということです。2号と3号というのは、若干、重なる部分はあるのですが、個々の施策というよりも、3号に関しましては大きな施策と考えていただければと思います。

第4号に関しては、雇用の創出のためのもので、具体的に何かあるということではないのですが、事業者の誘致とか、誘致に必要な施策というものをこの中に規定をさせていただきました。

第5号に関しては、旬産旬消を含めて、改めて行政としては推進するということです。

第6号に関しては、消費者のことでございます。

第7号に関しては、福利厚生ということで、勤労者互助会もございまして、特に中事業者の多い寝屋川市においては、勤労者の福利厚生をいうのをしっかり支援していく必要があります。

第8号に関しては、地域のイメージアップについての取り組みで、これはどちらかというとブランド戦略のイメージをお持ちいただいているのかなと思います。例えば、商業団体連合会の青年部の方々の取り組みもここに入ってくると思いますし、これは全体的に商業振興ではあるのですが、地域のイメージアップにもつながりますので、それは推進していくということです。

第9号に関しては、市内事業者の育成という、ちょっとおこがましい言い方をしておりましたが、できるだけ、発注に関しまして市内の事業者さんにしていきましようということで、その条項も入れさせていただきました。

第10号に関しては、その他の目的を達成するためにということで入れさせていただきました。

もちろん、これ以外にも役割や責務があるかも知れませんが、実際、ここは行政の主体的な部分ですので、庁内の議論が進みますと、表現が変わったり、あるいは追加があったりするところではあります。

会長

今までの条案というのは、A案の形のようなものが多かったんですね。

事務局（部長）

はい。

委員

この「行政の役割と責務」に関しても、商業団体連合会の役員と行政とで条例の検討をさせていただきました。産業振興室と我々は親しい関係がありましたので、次の施策をどうするかという話しまで、進んでしまいました。その中で大きく出てきたのは、この条例ができるのですから、その監視をする役目を行政が担って欲しいという大きな声でした。

監視するという言葉がいいかどうかは分かりませんが、条例が守られているかどうかを一般の方であれば監視は難しいのですが、寝屋川市であればということで、入れていただきたいなと思います。

先日の会議では施策の具体的な話になりましたので、その部分は省略させていただきますが、このような声がありましたのでお伝え致します。

会長

この話は、13条にあげられていますね。

委員

はい、入ってくると思うのですが、第13条になりますと、「皆で一緒にやりましょう」となって、行政という看板でできるというのと違うと思いますので、行政の責務の部分に、監視という項目を入れていただいたらどうかと思っております。

事務局（部長）

分かりました。ちょっと、表現を考えたいと思います。行政が自らの条例を自らでチェックするというのは、なかなか表現としては難しいのですが、委員のおっしゃる趣旨としては、行政というのは責任を持って、条例の趣旨を守り、推進していくべきだと、私は理解させてもらいました。そういうところをもう少し考えます。

気持ちの部分で、行政が自らをしっかりとチェックするというニュアンスのものを、第12条第2項のこの10号の前に入れさせていただくということで、表現を考えさせてください。

会長

そうですね。本来は市がやっていることに対して、それが上手く進んでいるかどうかは第三者が監視を行う必要性があるかも知れません。

そうしましたら、A案、B案というのは、いかがでしょうか。B案の方がより中身が適切でよろしいのではないのでしょうか。この場としては、B案を選択したということよろしいでしょうか。

会長

意見交換会では、B案を選択したということで宜しくお願い致します。では、最後になりましたが、次の案件について、事務局からの説明をお願いします。

事務局

資料①内 「(仮称)寝屋川市産業振興条例検討案」13条を説明

会長

はい、ありがとうございました。予定の時間を若干過ぎましたので、今、お話がありましたように第13条については、第5回の打ち合わせ会議の中で取り上げるということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

②その他

事務局

- ・次回の意見交換会について
開催日時：10月9日（火）13：00～
開催場所：議会棟4階第1委員会室
内容：市の事業・施策について今後どのように進めていくべきか等について意見交換

(5) 第5回寝屋川市産業振興のための意見交換会

① (仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案

事務局 資料① (仮称) 寝屋川市産業振興条例検討案新旧対照表について説明

会長

寝屋川市産業振興条例検討案新旧対照表に基づいて説明がございました。条例文の表現方法や文言整理について、何かご意見、ご質問はありますか？

事務局 (部長)

前回までの意見等を反映させ、法規担当とも事前調整を行いました。

第1条は条例冒頭に出てくるところなので、寝屋川市を区域というだけでなく、人、物、情報を含めた広い意味で捉えたいと考え、ここでは『区域内』ではなく『寝屋川市』にしています。

また、市民の方が見てわかりやすいものになるよう、文言を整理しました。7ページ、第8条の農業者のところでは、カッコ書きで解説を追記しております。6ページ、第6条の商業業者のところでは、ご要望に趣旨に沿って、『加入するよう努める』と表現させていただきました。

会長

何かご意見等がありますか。

委員

11ページの条例の推進等というところで、最後の文言で『必要に応じて条例の検証を行うものとする』とありますが、必要に応じてという部分、誰が必要と判断するのでしょうか。『随時』、『逐次』だと表現がきついで、『定期的に』というような言葉で、強い言い回しで書いた方がいいと思うのですが。

また、行政がどのような形で検証を行うのか、ある程度の組み立てはしているのかというところも併せてお聞きかせください。

事務局 (部長)

この部分については、推進体制をつくって、その推進体制が必要に応じて検証を行うようにするというのを考えています。例えば、5年に一度など、定期的に行うなど。産業振興なので、定期的よりも社会経済情勢に応じて機動的に検証できるようにするほうがいいのではないかと思います、敢えて、定期的にといった期限に関する表記は外しました。

条例の検証は施策に反映させるべきものです。推進体制の中で、『条例に基づき、実際の施策はどうなっているのか』といったような、いろんな意見をいただきたいと思っています。条例は産業振興政策の中心にあるものなので、施策のチェック、ご意見・ご要望も含めて議論ができるようにしたいという思いです。検証については『3年に一度でいいのでは』といった議論もあるかと思うので、ご意見お聞かせください。

委員

推進体制をつくるのは前提として、ですか。

事務局（部長）

そういうことになります。

会長

他にご意見等がありますか。

委員

5 ページのところ。今回は『行政及び産業経済団体等が～』の部分、行政は事業者に入るから、と言われましたか。

事務局（部長）

そうです。

委員

ちょっとおかしいのではないのでしょうか。

事務局（部長）

事業者については、定義のところで『すべてを含む』としています。

委員

頭に『事業者は』とありますが。

事務局（部長）

説明が足りず、申し訳ありません。『事業者』に行政が含まれるということはありません。文言として『行政』が消えているというのは確認が漏れていたかもしれませんので、もう一度精査させてください。

会長

その点は、後日再度チェックしてもらうようにしてください。他にご意見はありますか。

各委員 特に意見なし

会長

市が制定する条例に対し、各産業界からご意見をいただき、実際に条例に反映させるという目的において、成果が見られたように思います。今後はパブリックコメントなど、さらに幅広い意見を求めて変更される部分が出てくるかもしませんが、条例制定に関しては、一部文言等修正があった場合に事務局に一任するというところでよろしいでしょうか。

各委員異議なし

会長

ありがとうございます。それでは次の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 他自治体事例について説明

会長

何かご意見、ご質問はありますか。

委員

今回、寝屋川市の場合、商工農3つで産業振興をやろうとしているが、なぜ高槻市は商業だけの条例なのに今回の事例としてピックアップされたのでしょうか。日野市に関しては農業の問題ということでピックアップされたのはわかりますが。商工農の3つで一緒に産業振興をやることは、各々の発展ではなく、3つがどう連携するかということになってくると思います。

板橋区の担当局が組織再編も含めて規模拡大されたという事実もあり、寝屋川市もそのくらいの思いはあると訴えていきたいです。

また、高槻市の、条例制定後の状況というところで、食に関する店に限定というののはどのような理由なのでしょう。

事務局

一点目の、なぜ商業に特化した事例を採りあげたのかに関しましては、高槻市の条例制定後の取り組みの面白さを紹介したかったからです。高槻市の場合、商業を最初に振興し、工業、農業を順次進めているという状況と聞いています。高槻市は農業も非常に盛んであり、条例の目処についてはわかりませんが、大型店舗の出店に絡めて、まずは商業からということだったと推測します。

次に、高槻市の空き店舗助成について、なぜ食に関する店に限定したのかという点です。これについては推測になりますが、全ての業種を対象にしてしまうと助成していく際にポイントがずれてしまうと考えたのではないのでしょうか。取り組みやすい、広めやすいところで食に関する店に限定したのではないかと思います。この空き店舗助成については、既にいくつかの事例・申請があると聞いております。ホームページにも年度ごとの状況が出ていたので、またご確認いただけたら良いかと思います。

事務局（部長）

寝屋川市では商・工・農すべてを対象とさせていただいているので、バラバラにではなく連携・協働を全面に打ち出した条例にしたいと思います。もともとは商工課、農政課、農業委員会事務局に分かれていたのが、改変していく中で1本になった。

今まで専任の部長を置かなかったが、私がお任にあたることになりました。寝屋川市としては、この条例の制定だけにとどまらず、産業の振興に力を入れていきますという姿勢を感じていただければと思っております。

食に関する店に限定の話では、高槻といえばうどん餃子で着目されているので、そういうところにお金が出ているのかと思ったのですが。

事務局

うどん餃子が、メディアでも紹介され、徐々に広がりつつあります。お金が出ているかどうかはわかりませんが、一般の方に親しみやすく集客力になること、賑わいづくりになるということで、『高槻美味しいお店応援プロジェクト』というのを創設して、その中で出店者に対し助成をしています。もしかしたら、そのプロジェクトでうどん餃子が展開されているのかもしれませんが。

事務局（部長）

「ねやバーガー」のように、新しいご当地グルメというものを創出していこうという動きがあるのかもしれませんが。

高槻市は市域も広く、北部は山間部でもあるし、農業が非常に盛んであり、今後、農業の振興についても進めていくのだろうと思います。また、この先個別の条例が必要ではないかという意見もありましたが、寝屋川市のスタイルは、産業振興という一括りで、個々の課題を条例に盛り込み、連携・協働を進めていこうとしています。これは他市にはあまりないスタイルだと思いますので、そのあたりを踏まえ、議論を進めていただければと考えております。

会長

他に何かありますか。

委員

高槻市の消費者団体として交流があります。高槻市は消団連（消費者団体連絡会）という団体で活動しており、イベントで参加し合うなど、商業者とかなり連携をとっています。大阪もんの中の伝統野菜の服部白瓜と毛馬胡瓜などもあります。

委員

商業の問題で高槻市を採りあげておられたが、我々が子どもの頃は渡しに乗って、茨木市に渡し買い物へ行っていました。高槻は西国街道で栄えていたように思います。

高槻の駅前には松阪屋があり、メイン通りの商店街は寝屋川市では見られない活発さがありました。枚方にもよく買い物に出かけましたが、ほとんどが渡しで茨木へ買い物に出かけていました。茨木、高槻は嫁入り道具でも何でもそろう場所だったのです。

農業に関しても、高槻は特産品もあり、農協、行政がしっかりしており、我々は高槻を見て勉強させてもらいました。河内と三島で随分ちがうように感じます。

事務局（部長）

今後につながる寝屋川市の施策、事業の展開で意見等があれば、ここからはフリートークをお願いします。

会長

各団体からフリートークで、アクションプラン等についてお話しただけならと思います。まず商業団体からお願いします。

委員

資料3の5ページにまとめていますが、商業のおかれている厳しい現状の中で、商団連として会員数の減少等の問題を抱えています。

条例に関しては、商業施策については市とタイアップしてやっていきたいと考えていますが、若手経営者、柔軟な考え方をもった人材をどう集めるか、それがネックになっています。人材を集める手段を考えることが、今後の我々の仕事になっていくと思っております。

委員

3～5年の検証では遅いように感じます。できれば毎年、確実に検証して、進捗状況を把握することが必要ではないでしょうか。

委員

工業会から提言と要望を出させていただいておりますが、若い方を育てるのが問題だと考えています。モノづくりの面白さを表現できるような場所を提示させていただき、その中でモノづくりの面白さを若い人たちに根づかせていく、そういう方法もひとつではないでしょうか。

寝屋川市は大きな企業があるわけではなく、ほとんどが中小企業の下請けで成り立っていますが、中小企業が単独で生き残っていくのは難しいことです。今は、海外に打って出ても、安いところでモノをつくるという施策では場所が移動していただけなのです。

優秀な人材の確保が難しく、畳や印刷業は衰退していく業種と考えておりましたが、やり方ひとつで大きな伸びを見せている企業もあります。営業でも、人材育成でも地道にやっていくことが大切だと思います。

学校、商業、工業、農業、消費者、全ての人が見直し機会をもたなければなりません。3年、5年と時間がたつと状況は変わっています。そのためには連携して、情報提供を持ち合う場があるのではないのでしょうか。それぞれが専門でありながら見落としをすることがあると思います。

農業の提言しておられる中で、貸農園については、寝屋川市だと倍率が30倍程度と聞いたことがあります。

事務局（部長）

ある地域の貸農園ではそういうところもあります。

委員

私は農業をしたことがありませんが、会社に小さな畑をつくっています。米は、2年作るとその土地をでは作れなくなると聞いたことがあります。

委員

畑の農作物によっては連作ができません。2年空けないといけない作物もあるし、3年空けないといけない作物もあります。

委員

固定資産税は、宅地と農地で若干違うと思います。ある程度、余裕があつて放っておら

れるかもしれませんが、活用されていない土地の有効利用を考える必要があるのではないのでしょうか。

管轄がまたがっている場合については整備は難しいだろうと思いますが、そういう施策をできる人材が行政にいないように感じます。

事務局（部長）

産業振興室において、農政部門では、農業用水だと少し関わりがあるが、水路でいうと水道局の下水道室であったり、環境政策部門であったり担当課が分かれています。まちをどうするかというところでは同じ方向を向いていますが、手法として各課で異なることは否めません。水利に関しては直接関わるのは難しいと思いますが、農業振興に関しては責任持ってやっていく部分だと感じています。農業振興という立場から、関係部署に働きかけていくスタイルで動ければと考えております。

委員

環境問題という観点で、産業振興室は働きかける余地があるのでしょうか。

事務局（部長）

環境政策課に対しての調整は可能だと考えおります。ただ、最終的な判断については担当部門になってしまいますが。

委員

条例ができれば終わりではなく、寝屋川市に密着した未来を見据えた施策をつくっていったらと思います。

先日枚方で、学生と経営者で話そうという場があり参加しました。寝屋川市で働く人を増やすにはどうしたらいいかというテーマになりましたが、学生からは「寝屋川市では働きたくない」という答えが返ってきました。それについては自分が働きたい企業がないというのもあるかと思います。『企業訪問に行った時に、企業の中まで見せる企業があり、そういう部分に魅かれた』という話も出ていました。

うちでもインターンシップの採用はしているが、インターンシップに行ったところへ就職するという学生はほとんどいないのではないのでしょうか。摂南大学での現状はどうでしょうか。

会長

就職指導をしています。半分は地元志向です。ただ、地元でどういう企業があるかわからないというのが問題だと感じます。地元企業を紹介する場がたくさん出てくると、変わってくるのではないのでしょうか。

大学側としては、学生に対し、グローバル社会なのでどこに行っても対応できるという気持ちで活動するよう指導しています。しかし、家から通ってほしいという希望を持っている親御さんが多いのも事実です。現状としては、学校の指導、家庭の指導によって本人の気持ちが揺らいでいるところだと感じます。

我々は大きな企業に入れという指導はしていませんし、優良企業であれば、中小でもいいと指導しています。ただ、そうであれば、地元でどういう企業があるのか、という点については、指導教官も知識がない状態ではあります。

委員

農業面積が、今後一層減少するように思います。また、後継者の問題もあります。平均年齢が60歳以上です。サラリーマンから農業に戻ってくるような後継者もわずかであり、農業に魅力がないということだと思えます。さらに、沿線の農地は宅地に変わり、農業者も家賃収入で生活するように変化し、現在ではほとんどが兼業農家という状態です。

過去、人口急増によって宅地や学校へと変わっていったり、都市計画等の整備なく、工場や大型商業施設を誘致した結果、さらに農地が減っていきました。

大阪府下で寝屋川市だけ、行政ひとつに対し農協が2つあります。その農協は金融と共済によって収益を得ているため、営農活動に関しては活発に行っていないように感じます。橋下氏が知事になってから、営農指導は農協の役割と定めたのですが、農協の役割と行政の役割のバランスがとれておらず、いろんなところに支障が出ているようにも感じます。

農政推進協議会として要望等出していますが、その中でも貸農園について取り上げました。貸農園は倍率が30倍ほどの区画もあり、市民の希望になかなか応えられていません。また、貸農園については、相続が発生した場合に猶予が与えられないという法律があり、後継者の問題も含めて、法律的な問題が多くなっています。さらに、廃園した時には、すぐに農業を始めなければなりません。

農作業の過程においては、近隣住人と上手くいかないという問題もあります。例えばもみ殻等を燃やすときなど。製造業や商業と違い、農業は自分で値段がつけられないし、農機具等の購入など、収穫までの出資が大きく、収益がそれに見合っていないため、後継者がいないように感じます。

副会長

素晴らしい条例文ができあがったと思います。連携、協働という言葉がよく出てきています。商業、農業単発での活性化策はできると思いますが、商・工・農が共に活性化していかなくてはならないと感じています。

例えば、ビジネスプラン・コンテストの優勝者には、今まで図書券を賞品としてお渡ししておりましたが、それを地域通貨や、商店街の商品券に変更するなどすれば、参加する学生にも寝屋川市の取り組みを分かってもらえ、消費してもらえるのではないのでしょうか。そういった目線で、施策や事業を考えていくことが重要だと思います。

あと、高槻市の事例のように、寝屋川市でも新規出店者に対する助成制度の創設を実施するならば、商工会議所では審査、事業計画書の作成指導などをし、審査して推薦する書類を寝屋川市に提出するまでの部分で関わらせていただきたいと思います。

新規事業者から相談を受ける過程で、自分たちも話をする機会が持てますし、団体への入会を促すこともできます。ひとつひとつの過程を、各業界につなげていけるような取り組みを行うのが商工会議所の役割だと考えています。

委員

地産地消、旬産旬消を入れていただけてよかったです。

消費者団体としては、情報の提供が一番大事だと思っています。70年あまり寝屋川に住んでいますが、工業者、商業者のことをほとんど知らなかったという状態です。また、団体内部の定例会で報告した時に、工業、商業など、新しい情報をもっと知りたいという声

があがっています。今後も、情報を活動につなげていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

会長

文部科学省が提示している内容をまとめたものをお配りしました。資料を読み上げます。『地域社会においては、大学が地方公共団体や企業など、各事業体と連携して様々な取組を展開し、地域のニーズを踏まえた教育・研究を行っていくことにより、地域の発展に貢献していくことが、大学の果たす社会的貢献の一つとして重要になってきている。

このように、高等教育をとりまく環境の変化の中でも、特に大学における地域貢献は、大学の持つ機能を高めつつ社会に貢献する上で重要な役割を占めている。地域産業振興に対して大学の役割を発揮するには、大学がどのような知的及び人的資源を有しているか、また、地域や産業界が大学に何を望んでいるのかという情報を、大学と地域の双方で共有されていることが重要。』とあります。

寝屋川にも大学が2つあり、高等専門学校やその他教育機関があるので、どういうことができるのか、資料に事例を挙げております。

また、先程も申し上げたとおり、特に女子学生を持つ親御さんは、地元での就職を希望されています。どういう企業があるのか、その企業がどういう人材を求めているのかを、広く深く知ることができると、近隣の大学、教育機関も卒業生を就職に結びつけることができるのではないのでしょうか。そのためにも両者間の情報の共有が必要だと考えます。

これからも、摂南大学として市を支援できればと思っています。

事務局

欠席した市民委員から、情報発信と就職についての意見を事務局が代読。

- ・情報発信については、寝屋川市は工業、商業についても情報が少ない状態です。市民の立場に立って、わかりやすく情報提供できないか。摂南大学の大学祭で、ねやバーガーが出店し、大変反響が大きかったという内容。
- ・就職については、学生が職について迷っており、どういう職についたらいいか、そういう情報がほしいということ。寝屋川市内の企業の方に講義に来てもらったかどうか。インターンシップなどを実施し、双方にいい形で就職につながればよいのではないかという内容。

会長

ありがとうございました。各団体からご意見をいただきましたが、特にこの点だけは聞いておきたいということがあれば。

各委員 特に意見なし

会長

事務局の方から何かあれば。

事務局（部長）

市に対し厳しい意見もありますが、みんなのまちということで、産業振興の目線から寝

屋川市の将来を一緒に考えられたことは、非常に有り難い経験をさせていただいたと思っています。条例の制定はまだ先になりますが、できあがってからどうなるのか、行政の役割と責務を果たしていかなければならないと改めて思いました。

この先、市議会に対しましては、この場で交換したご意見を参考に説明責任をしっかりと果たす所存です。

会長

今回は最後なので、感想などをお願いします。

委員

工業会で、インターネットによる情報発信をしておりますので、企業の情報については、そこを見ていただければ詳しい情報が公開されています。

あと、年に1回はこのような意見交換の場を設けていただきたいです。工業会では役回りが2年1期となっております、新しい方に変われば、また新たな情報が出てくると思います。

委員

農地が減る中で、生産緑地を残していく取組に市民の方にも協力していただきたいです。寝屋川市は、阪神大震災の後、市民の協力を得ながら大阪府で初めて防災農地の提供を行った市です。これからも市民の方の協力とご理解をいただきながらやっていきたいと思えます。あと、貸農園については市民の要望にぜひとも応える形でやっていきたいので、行政の協力をお願いしたいです。

委員

我々は商業の代表ですが、商工農の中で一番市民に身近な業界だと考えておりますので、これから施策を進めていく中で、プレッシャーを感じています。商業は、直に結果が出てくる分野になると思っています。

また、条例も何年かおきに見直しをし、そして施策を打ち込んでいくというような形をとっていかなければ、絵に描いた餅に終わってしまいますし、どんどん条例は変えていくものだという思いでやっていければと考えております。

委員

工業については、インターネットで寝屋川市内の企業について見てみたいと思います。農業については、切実な思いが伝わってきました。商団連とは1年に1回懇談会をさせていただいていますし、これからも各分野とお互いに情報共有を図っていききたいと思います。

会長

各団体からご意見が出ましたが、条例は今からがスタートです。

条例に魂を入れていくのは、ここにいる商工農と消費者団体のみなさんです。条例をつくるにあたっての意見交換会は解散になりますが、できることであれば、このメンバーが何かの形で条例を見守っていく形に展開できればと考えておりますが、いかがでしょうか。

事務局（部長）

今回の意見交換会は、フランクにご意見をいただく場として設けさせていただき、条例制定案のご意見をいただきました。

今回のメンバーの枠組は産業振興条例の案で謳っている連携・協働にあたる部分になります。第 13 条のところに『推進体制をつくり～』と書かせていただいています。行政も条例をつくるからにはそれぐらいしなくてはいけないと思っています。

できるなら、この枠組を推進体制として、意見交換会を継続させていただき、年に 2～3 回は開催させていただきたいと思います。

条例の進捗、推進、行政としてどのように啓発を行っているのか、団体にどのような形で啓発に協力していただいているのかといった意見・情報交換の場にし、定期的に毎年、条例の検証を行うという体制でやっていきたいです。

今回は、自由に話せる場として設定させていただいたので、これまで以上に様々な意見が出されて、有意義な場となりました。それらを踏襲した形の中でもう少し続けさせていただければと考えております。ぜひご協力いただきたいと思います。

会長

この枠組は残していただくということで、ぜひともよろしく願いいたします。

事務局（部長）

産業振興室が提案する施策では、連携・協働を意識した施策を企画していきたいと考えています。そのあたりのご意見も伺いたいし、参画もしていただきたいと思います。それぞれの団体が進めている取組に関しても、連携・協働を訴えていただく場になればと考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

②その他

事務局

今後のスケジュールを説明

12 月：パブリックコメント⇒修正⇒3 月；議会上程（議会上程前に非公式で報告会）

4) 庁内関係各課照会結果一覧

条文	該当箇所及び意見等	理由	課名
第2条 第9号	「及びその他行政機関」を「、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者」に改める。	「行政」の定義を、「みんなのまち基本条例」の定義と同一とするため。 現行案は、「みんなのまち基本条例」の定義より広く解釈できる可能性があるため。	企画政策課
第5条 第4項	「協働」という語句を削除し、「連携、協働に努める」を「連携に努める」に改めてはどうか。	事業者の役割としての「協働」の規定は、第4条第2項に市民の役割として規定されており、第5条第4項に規定することは、内容の重複となるため。	企画政策課
第2条 第2号	原案の内容であるならば事業者の定義は不必要ではないか。	第1号の市民の定義が「みんなのまち基本条例」と同じであり、同条例に定義のない事業者を定義する必要はないのでは。定義するにしても原案の内容では、第3号から第5号までの規定の仕方から事業者には商業者、工業者及び農業者しかいないように解釈してしまう。「その他の事業者」等も含まれることを明記すべきではないか。	契約課
第5条	事業者「事業者は下請負や資材等を調達しようとするときは、寝屋川市内に本店又は主たる事業所を有する他の事業者への発注に努める」等、具体的に規定してはどうか。	第5条第4項に「相互に連携、協働に努める」とあるが、第11条第1項では「事業者が提供する商品及びサービス等を利用するよう努める」と規定し、第12条第3項では、「事業者への発注に努める」と規定されているのに、事業者にそのような規定がないため。	契約課

※次ページに続く

条文	該当箇所及び意見等	理由	課名
第3条 第2項 各号	各号の文字の追加と削除 (1)地域の特性を生かしたまちづくりへの関与や地域貢献に努めるものとする。 (2)地域資源の積極的な活用を図るものとする。 (3)商業、工業、農業の各分野相互の連携、協働を進めるものとする。 (4)産学公民の連携を進めるものとする。 (5)地域産業を担う人材、後継者の育成及び地域からの雇用の確保を図るものとする。 (6)地産地消の推進を図るものとする。 (7)環境負荷の低減及び自然環境への配慮並びに産業振興の両立を図るものとする。 (8)その他基本理念を実現するために必要なことを行うものとする。	各号の語尾について、「努める」「進める」「図る」とされているが、方針なので限定列挙のほうがわかりやすい。 4号は市民との連携も必要と考えられるので「民の」を追加。 7号の「産業振興の両立」は、すべての号において考えられることなので削除。	都市計画室
第3条 第2項	「産業振興を通じて、良好な景観形成の推進を図るものとする。」を追記。	産業振興において、店舗事業者等における屋外広告物等による販売促進活動や事業アピールなどの宣伝活動が盛んに行われているが、それらは景観形成における問題となっている要素の一つでもある。産業振興で市の活性化等を行うことは、非常に重要であると考えますが、密接に関係する景観行政との連携についても一定ご配慮いただきたい。	まちづくり 指導課
第6条 第7条 第9条	「事業活動にあつては、周辺のまちなみ等に配慮した良好な景観形成に努めるものとする」を追記。	同上	まちづくり 指導課

寝屋川市産業振興条例立案検討報告書

平成 25 年 3 月

編集・発行 寝屋川市 市民生活部 産業振興室

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

TEL:072-824-1181(代表) FAX:072-825-2638

URL: <http://www.city.neyagawa.osaka.jp/>